

大学機関別認証評価

自 己 評 価 書

令和 2 年 8 月

秋田大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
領域 1	教育研究上の基本組織に関する基準	3
領域 2	内部質保証に関する基準	9
領域 3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	18
領域 4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	25
領域 5	学生の受入に関する基準	30
領域 6	教育課程と学習成果に関する基準	39
	基準の判断 総括表	39
	国際資源学部	40
	教育文化学部	55
	医学部	70
	理工学部	86
	国際資源学研究科	101
	教育学研究科	119
	医学系研究科	134
	理工学研究科	152
	高等教育グローバルセンター	171

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 国立大学法人秋田大学
- (2) 所在地 秋田県秋田市
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	国際資源学部、教育文化学部、医学部、理工学部
大学院課程	国際資源学研究科、教育学研究科、医学系研究科、理工学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和2年5月1日現在）

学生数	学部：4,370人、大学院：725人
教員数	専任教員数：495人、助手数：0人

2 大学等の目的

秋田大学は、知の創生を通じて地域と共に発展し、地域と共に歩むという存立の理念を掲げ、豊かな地域資源を有する北東北の基幹的な大学として、その使命である教育と研究を推進する。

この見地から本学は、独創的な成果を世界に発信しつつ、国内外の意欲的な若者を受け入れ、優れた人材を育成するため、地域や世界の諸機関との連携による柔軟な教育研究体制の構築を推進する。

全地球的な視野を持ちつつ、諸課題に正面から向き合い、地に足をつけて行動できる規範意識を内在させた社会人を育成するためには、充実した教養と専門、さらには分野融合的な教育が不可欠である。そこで、本学の国際資源、教育文化、医、理工の四学部は、固有のミッションに基づく専門領域と諸学諸組織との融合を通じて、地域社会の持続的な発展を担う専門的職業人と国際社会で活躍する高度専門職業人及び学術研究者を育成する。

こうした基本認識に立って、本学は学生と教職員との全学的な知の交わりが躍動する、学修者中心の大学たることを目指す。

以上のような理念に基づき、活動の基本的な目標を以下に定める。

1. 教育においては、質の国際通用性を高め、地域と世界の諸課題の解決に取り組む人材を育成する。
2. 研究においては、地域の特性を活かした研究とグローバルな課題に対応する研究に取り組むことにより、イノベーションの創出を推進し、その成果を継続的に地域と世界に発信する。
3. 社会連携においては、教育研究成果を地域社会に還元し、地域と協働した地域振興策の取組を推進するとともに、地域医療の中核的役割を担う。
4. 国際化においては、資源産出国を中心とした諸外国の留学生・研究者との学術交流を推進するとともに、学生や教職員の海外留学・派遣を促進する。
5. 大学経営においては、学長主導の下、学生及び教職員一人ひとりの活力を相乗的に高めた組織文化を浸透させ、透明性を確保した健全で効率的な大学経営を目指す。

3 特徴

（１）秋田大学の歴史的発展

秋田大学は、秋田師範学校と秋田鉱山専門学校を母体に、昭和24年、学芸学部及び鉱山学部からなる新制国立大学として発足した。その後、学芸学部を教育学部と改称して教員養成系の学部の特化し、医学部は昭和45年に創設された戦後初めての国立の医学部として、鉱山学部は日本で唯一の学部としての特色を打ち出してきた。

平成元年には医療技術短期大学部を併設し、3学部1短期大学部となった。更に平成10年、教育学部は教育文化学部へ、鉱山学部は工学資源学部へと改組・改編した。医療技術短期大学部は、平成14年に医学部保健学科として発展的に改組した。

平成26年には、これまでの長きにわたる資源分野における教育研究の実績を礎に、国際的な資源学教育拠点を設立すべく、教育文化学部及び工学資源学部を改組し新たに国際資源学部を設置、工学資源学部は理工学部となり、4学部体制となった。

大学院課程は、昭和40年に鉱山学研究科、昭和51年に医学研究科、平成元年に教育学研究科を設置した。その後、鉱山学研究科は工学資源学部の改組に伴い平成14年に工学資源学研究科へ改組し、医学研究科は平成19年に保健学専攻を加え医学系研究科へ改組した。

平成28年には、新たに国際資源学研究科を設置するとともに、理工学部の改組に伴い、工学資源学研究科は理工学研究科へ改組した。また、同年教育学研究科を改組し、新たに教職実践専攻（教職大学院）を設置した。

（２）秋田大学の現況と展望

秋田大学の基本理念は、国際的な水準の教育・研究を遂行すること、地域の振興と地球規模の課題の解決に寄与すること、国の内外で活躍する有為な人材を育成することにある。新制大学として学芸学部及び鉱山学部の2学部で発足して以降、個性や特色を活かして改組等を行い、現在は国際資源学部、教育文化学部、医学部、理工学部の4学部と国際資源学研究科、教育学研究科、医学系研究科、理工学研究科の4研究科並びに多数のセンター等からなる総合大学として、学修者中心の大学教育を掲げ、全学をあげて学生の自己実現に向けた支援体制の整備を進めている。その一方で、今年は急速に拡大した新型コロナウイルスの影響により、日本のみならず全世界が未曾有の被害に見舞われ、深刻な不況、産業構造の変化などにより、学生を取り巻く環境は著しく変化することが容易に想像され、また、コロナ問題とも相まって、ビッグデータの活用やIoTの普及、そして人工知能の発達によるSociety5.0（超スマート社会）への対応が加速すると言われている。本学はそのような不確実な未来に向かって自信を持って臨む学生を輩出できるよう、これまで培われたきた秋田大学の歴史に誇りを持ち、ポストコロナの社会においても社会のリーダーとして、不断な学内改革、学部改革に取り組む所存である。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1－1－1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「Ⅰ 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
	・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 国際資源学部 基本計画書		
	1-1-1-02 教育文化学部地域文化学科 設置計画の概要		
	1-1-1-03 理工学部 基本計画書		
	1-1-1-04 国際資源学研究科 設置計画の概要		
	1-1-1-05 教育学研究科教職実践専攻 基本計画書		
	1-1-1-06 教育学研究科心理教育実践専攻 設置計画の概要		
	1-1-1-07 理工学研究科 設置計画の概要		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
	1-1-1-08 共同大学院の設置に関する協定書		
	1-1-1-09 共同ライフサイクルデザイン工学専攻協議会規程		
	1-1-1-10 共同ライフサイクルデザイン工学専攻協議会協議事項等（令和元年度）		
	1-1-1-11 共同ライフサイクルデザイン工学専攻協議会議事要旨（非公表）		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目1－1－1]

【平成26年4月 国際資源学部新設、教育文化学部改組、理工学部改組 共通の経緯】

本学は、明治43年に官立秋田鉱山専門学校として開学以来、100年以上にわたり資源分野を牽引する教育研究活動を行ってきた。これは、本学最大の強みである。今、世界はグローバル化が顕著になり、グローバルな視点から思索・行動できる人材が囑望されている。本学は、最大の特色である“国際的な資源教育機関”を“軸”にした機能強化戦略「地域の活力を生み出す核となり、世界をリードする教育研究拠点を確立する」という強い信念のもと、地域との絆の深化を図りながら、国内外の第一線で活躍する教育・研究者が集い、国際的に活躍できる人材を育成することを目的として、これまでの3学部体制から4学部体制へと学部機能の集約・強化と効率化を図る全学的な改組を実施した。

[分析項目1－1－1]

【平成26年4月 国際資源学部新設の経緯】

本学の立地する秋田県は、古くから優れた鉱山技術が蓄積しており、現在も国際社会において必要不可欠である石油・天然ガス・鉱物資源の調査・研究のみならず、持続可能な循環型社会形成のための重要技術であるリサイクル技術の研究なども活発に行われてきた。これを受け、東アジアを代表する資源学の拠点となる教育研究機関を秋田の地に設置することが、我が国の将来の資源戦略の面からも強く求められていた。

100年以上にわたる本学の資源分野における教育研究の実績を礎に、国内外の大学や企業との連携体制を更に強化するとともに秋田の地に第一線の研究者及び教育者が集うナショナルセンターとして、世界水準の資源学教育研究拠点を目指すべく、国際資源学部を新たに設置した。

〔分析項目 1－1－1〕 【平成26年 4 月 教育文化学部改組の経緯】 秋田県における人口減少や少子・高齢化による地域の衰退は喫緊かつ最大の課題となっており、その現状は深刻さを増す一方である。教育文化学部は、これまで秋田県における教員養成及び人文・社会系の人材養成機関としての役割を担い地域に貢献する人材を輩出してきたが、地域衰退という差し迫った課題の解決のため、より一層の総合力と多角的視点をもって地域を捉え、地域活性化のために貢献したいとの強い熱意をもった人材を育成することが強く望まれている。 今回の再編では、これまでの 4 課程を教員養成を行う学校教育課程と地域との協同の核となる地域文化学科の 1 課程 1 学科に再編した。全国トップレベルの秋田県の学力を支えている学校教育課程については10人の入学定員増とし、地域振興活動の中核となり得る能力・資質を有する人材養成を目的として、地域文化学科を新設した。		
〔分析項目 1－1－1〕 【平成26年 4 月 理工学部改組の経緯】 世界的ニーズが明確で発展の著しい理学と工学が融合した理工学を教育研究分野の中心に据えることにより、これまでの「ものづくり」技術を中心とした教育研究に加えて、「自然科学の真理の探求」によって育まれる新たな創造力を付与すべく、工学資源学部の工学系分野に新たに理学の分野を取り入れ理工学部へと改組した。 また、秋田県における人口減少、少子高齢化の影響は甚大であり、県内の経済や雇用情勢の先行き不安や不透明感を増大させており、本学部には特に地域産業との密接な関わりの中で、地域のあらゆる領域で活躍できる人材育成が求められている。人材育成と研究開発のリージョナルセンターとして、その機能をさらに強化することで、理工学部を中心とした地域再生の核を構築し、地域ニーズにマッチした人材を輩出するとともに、地域産業との共同研究を推進し、地域社会の課題解決を図る。		
〔分析項目 1－1－1〕 【平成28年 4 月 国際資源学研究科新設の経緯】 資源地質に始まり、資源探査・開発から環境リサイクル、資源経済まで一貫して学べる教育機関は、日本では本学だけであり最大の特徴になっているが、国際資源学部の新設によってさらにグローバル資源人材の育成をも担うこととなった。資源分野で活躍する海外資源メジャーの技術者やオーストラリア・中東地域等のマネージャークラスの技術者は、マスターコース出身やPhDを取得している人が多く、より高度な技術及び専門知識を修得し国際社会で活躍できる人材の養成が急務となっていた。これらグローバルな背景のもと、国際資源学研究科において学部教育から一貫した教育研究を実践していくことが必要不可欠であるため、資源学の拠点化を実現するためにも、本研究科を設置した。		
〔分析項目 1－1－1〕 【平成28年 4 月 教育学研究科改組の経緯】 教育学研究科はこれまで 2 専攻11専修で構成されていたが、そのうち教員養成を主たる目的とした専修については、高度な専門性を有する教員養成に寄与すべく、教職実践専攻として集約し、新たに教職大学院を設置した。また、臨床心理士養成等を行っていた心理教育実践専修については、教育現場における心の専門家の必要性や秋田県におけるスクールカウンセラーに対するニーズ等を踏まえ、スクールカウンセラー養成に特化しより専門性を深めたカリキュラム構成を実現するため心理教育実践専攻とした。		
〔分析項目 1－1－1〕 【平成28年 4 月 理工学研究科改組の経緯】 理学と工学が融合した理工学分野を地域再生のためのリージョナルセンターとして機能強化する中で、新卒採用の中心が学士から修士に移行してきている全国的な状況を鑑みれば、理の強化による地方創生に寄与する人材の育成は、大学院教育においても喫緊に遂行すべきリージョナルセンターとしての使命であるといえる。地域産業を担う高度な専門的職業人の養成、地域産業を自ら生み出す挑戦者、地域に根差したグローバル人材、これらの地方創生人材を育成すると共に、共同研究等の地域企業・地方行政との連携により喫緊の課題である「地方創生」を推進するため、本研究科を設置した。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。		
〔活動取組 1－1－A〕（学部再編による国際資源学部の設立） 平成26年度に学部機能の集約・強化と効率化を図り、国際資源学部を新設するとともに、教育文化学部と工学資源学部を再編し、国際資源学部、教育文化学部、理工学部、医学部の 4 学部体制を新たにスタートした。国際資源学部の新設により、100年以上にわたる資源分野における教育研究活動の実績を礎に、研究者及び教育者が集うナショナルセンターとして、世界水準の資源学教育研究拠点を形成している。	1-1-A-01 海外拠点一覧	
	1-1-A-02 パジャジャラン大学とのダブルディグリー・プログラム協定の締結	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組 1－1－Aについて、大学資源の集約・強化と効率化による全学的な学部再編等を通じて、大学の強みを明確にし、国際資源学の世界的教育研究拠点を形成している。		

【改善を要する事項】 該当なし			
基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1－2－1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 1		
[分析項目 1－2－2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1－2－2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 1－2－2] （若手教員の雇用促進） 教員の年齢分布は、45～54歳、55～64歳が多い学部・研究科等があるが、全体的に著しい偏りはない。ただし、日本の研究機関ひいては世界の研究機関との研究競争がなされるなか、次世代を担う若手教員の雇用・育成は本学の研究力強化において重要な課題となっている。そのため、平成29年度に採択された国立大学改革強化推進補助金を活用し、定年で退職する教員の後任に7人の若手教員を採用し、令和2年4月1日付けで5人を承継職員に切り替え、残り2人についても今後切り替える予定である。また、今後採用する准教授以下の教員は原則若手とし、教授の採用においても、特に新しい学問分野を専門とする教授の採用においては、積極的に若手を採用する方針を、令和元年7月10日開催の教育研究評議会において学長より示した。近年は60歳以上の教育系職員を対象にした早期退職の募集も毎年行っており、適正な年齢構成の実現に向けて取り組んでいる。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
[活動取組 1－2－A]（教職経験者を増やす取組） 教育文化学部学校教育課程では、教学マネジメントにかかる人事方策の一環として、教職経験のある教員を積極的に採用しており、第3期中期目標期間の開始年度である平成28年4月1日現在における教職経験者は63.3%、平成31年4月1日現在は64.4%となっている。今後も上記の方策を継続することで令和3年度まで、60%以上を維持できる見込みである。 また、学校教育課程を担当する教職を経験していない教員についても、学校現場の理解の観点から、附属校園や公立学校での研究協力指導助言、出前授業、教員研修等の活動を積極的に行っており、令和元年度までには教職未経験教員の85%（20人中17人）がこの活動を行った。	1-2-A-01 教職経験者の積極採用（非公表）		
[活動取組 1－2－B]（教職大学院の専任教員数） 平成28年度に設置された教職大学院の専任教員は15人であり、設置基準上は実務家教員を4割以上置くこととなっているが、本学においては、基準を上回る8人（53%）が実務家教員である。なお、令和元年度における実務家教員の内訳は、教授2人、准教授1人（県教委との交流人事）、特別教授4人、客員准教授1人（みなし専任教員）であり、その他に、実習指導のために客員教授2人（省察コーディネーター）、非常勤講師2人が実務家教員として指導に当たっている。	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 1		

〔活動取組 1－2－C〕（秋田県子ども・子育て支援知事表彰（あきた子育て応援企業表彰）を受賞） 男性教職員の育児休業取得、90パーセント以上の女性教職員の育児休業取得、教職員及び学生の子が利用できる保育施設や病児・病後児保育室の設置、育児やワーク・ライフ・バランスに関する意見交換等の実施等、多様な手法で子育て中の教職員への支援を行っていることが評価され、平成29年度秋田県子ども・子育て支援知事表彰（あきた子育て応援企業表彰）を受賞した。	1-2-C-01 秋田県子ども・子育て支援知事表彰を受賞		
〔活動取組 1－2－D〕（子供と家族・若者応援団表彰【子育て・家族支援部門】内閣府特命担当大臣表彰を受賞） 大学独自に教職員の育児・介護を支えるための相談窓口（コンシェルジュ・デスク）を設置していることや、働き方改革についての積極的な取り組み、シンポジウムの開催などによる他大学・地域との連携等により、女性研究者の意欲向上と教職員の意識改革を図っていることが評価され、令和元年度に子供と家族・若者応援団表彰【子育て・家族支援部門】内閣府特命担当大臣表彰を受賞した。	1-2-D-01 子供と家族・若者応援団表彰内閣府特命担当大臣表彰を受賞		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組 1－2－C 及び 1－2－D について、子育て中の教職員へ多様な方法で支援を行っていること等が評価され、秋田県子ども・子育て支援知事表彰及び子供と家族・若者応援団表彰【子育て・家族支援部門】内閣府特命担当大臣表彰を受賞した。			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目 1－3－1〕 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1－3－1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人秋田大学運営規則	・第12条	
	1-3-1-02 秋田大学学則	・第3条 ・第5条	
	1-3-1-03 秋田大学大学院学則	・第6条 ・第10条	
	・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	（学部）		
	1-3-1-02 秋田大学学則	・第3条	再掲
	1-3-1-04 秋田大学国際資源学部規程	・第4条	
	1-3-1-05 秋田大学教育文化学部における課程、学科、講座、コース及び研究室の主任等に関する要項	・第2条 ・第3条	

	1-3-1-06 秋田大学大学院医学系研究科及び医学部組織運営規程	・第2条 ・第6条 ・第13条	
	1-3-1-07 秋田大学理工学部規程	・第3条	
	1-3-1-08 秋田大学理工学部学科長及びコース長に関する実施細則	・第3条	
	(大学院)		
	1-3-1-03 秋田大学大学院学則	・第9条	再掲
	1-3-1-09 秋田大学大学院国際資源学研究科専攻長に関する規程	・第3条	
	1-3-1-10 秋田大学大学院教育学研究科における専攻長及びコース長に関する要項	・第2条 ・第4条	
	1-3-1-06 秋田大学大学院医学系研究科及び医学部組織運営規程	・第2条 ・第6条	再掲
	1-3-1-11 秋田大学大学院理工学研究科専攻長・コース長に関する規程	・第3条	
	・責任者の氏名が分かる資料		
	1-3-1-12 各組織の長氏名一覧		
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・教授会等の組織構成図、運営規定等		
	1-3-2-01 秋田大学国際資源学部教授会規程		
	1-3-2-02 秋田大学教育文化学部教授会規程		
	1-3-2-03 秋田大学医学部教授会規程		
	1-3-2-04 秋田大学医学部学科会議規程		
	1-3-2-05 秋田大学理工学部教授会規程		
	1-3-2-06 秋田大学大学院国際資源学研究科教授会規程		
	1-3-2-07 秋田大学大学院教育学研究科委員会規程		
	1-3-2-08 秋田大学大学院医学系研究科教授会規程		
	1-3-2-09 秋田大学大学院医学系研究科専攻教授会規程		
	1-3-2-10 秋田大学大学院理工学研究科教授会規程		
[分析項目1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・組織構成図、運営規定等		
	1-3-1-01 国立大学法人秋田大学運営規則	・第16条	再掲

		1-3-3-01 国立大学法人秋田大学教育研究評議会規程		
		1-3-3-02 運営組織		
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
[分析項目 1－3－1] (大学院部局化) 国際資源学研究科、医学系研究科及び理工学研究科は大学院部局化により、教員は研究科に所属し、大学院教育とともに学部教育を担っている。教職大学院（教職実践専攻）は、研究科に所属する専任教員が大学院教育とともに学部教育を担い、心理教育実践専攻は、大学院担当教員として所定の審査を受けた教育文化学部の教員が担当している。				
[分析項目 1－3－1] (学部及び研究科の執行部体制) 各学部・研究科では、副学部（研究科）長や学部長（研究科長）補佐を配置し、学部長（研究科長）の業務を補助する体制を採るとともに、副学部（研究科）長や学部長（研究科長）補佐などの主要者による執行部会議等を設置し学部運営に関する重要事項等について迅速かつ的確に対応可能な体制を整備している。				
[分析項目 1－3－2] (教授会の開催頻度と医学部（医学系研究科）教授会) 教授会の開催頻度に関して規程上定めてはいないが、各学部・研究科の教育活動に係る重要事項を審議するに十分な開催実績があると判断する。 また、医学部（医学系研究科）については、医学科会議（医学専攻教授会）及び保健学科会議（保健学専攻教授会）をあわせて令和元年度に28回（専攻教授会も28回）医学部教授会（医学系研究科教授会）の審議付託により開催しており、医学部教授会規程及び医学系研究科規程第4条に基づき、各学科の教授により構成する医学科会議（医学専攻教授会）及び保健学科会議（保健学専攻教授会）における議決をもって教授会の議決としている。なお、医学系研究科カウンスルは、学科共通で開催している。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。				
該当なし				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし				
【改善を要する事項】 該当なし				

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

: 「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人秋田大学内部質保証指針		
	2-1-1-02 国立大学法人秋田大学内部質保証指針（令和2年8月28日改正）		
	2-1-1-03 国立大学法人秋田大学内部質保証委員会規程	・ 第3条	
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	2-1-1-04 国立大学法人秋田大学理事の職務について		
	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施ガイドライン	・ 4（1）	
	2-1-1-02 国立大学法人秋田大学内部質保証指針（令和2年8月28日改正）	・ 2（4）	再掲
	2-1-2-02 国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施要領（令和2年8月28日改正）	・ II（1）	
	・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の意義で作成されたもの。）		
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	2-1-2-03 共同ライフサイクルデザイン工学専攻の教育課程と学習成果に関する報告書		
	・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施ガイドライン	・ 5（1） ・ 5（3）	再掲
	2-1-1-02 国立大学法人秋田大学内部質保証指針（令和2年8月28日改正）	・ 2（4）	再掲
	2-1-2-02 国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施要領（令和2年8月28日改正）	・ I（1） ・ I（3） ・ III（1） ・ III（3）	再掲
	2-1-3-01 情報部門における情報共有ならびに指揮体制について		

【特記事項】

[分析項目2-1-1、2-1-2] (内部質保証指針等の改正) 自己点検・評価の結果、令和2年8月28日付で指針及びガイドラインの改正を実施した。(ガイドラインは、要領に名称も変更した。)			
[分析項目2-1-3] (情報(ICT環境)の指揮体制について) 情報(ICT)環境の統括責任者は情報担当理事であり、資料2-1-3-01で示すとおり、毎週行う情報ミーティングにおいて情報担当理事から情報統括センター長へ業務の指示等が行われている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施ガイドライン	・ 4 (2)	再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること	2-1-2-02 国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施要領 (令和2年8月28日改正)	・ II (2)	再掲
	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧 (別紙様式2-2-2)		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施ガイドライン	・ 4 (2)	再掲
	2-1-2-02 国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施要領 (令和2年8月28日改正)	・ II (2)	再掲
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧 (別紙様式2-2-3)		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施ガイドライン	・ 5 (2)	再掲
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者(学生、卒業生(修了生)、卒業生(修了生)の主な雇用者等)から意見を聴取する仕組みを設けていること	2-1-2-02 国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施要領 (令和2年8月28日改正)	・ I (2) ・ III (2)	再掲
	・ 意見聴取の実施時期、内容等一覧 (別紙様式2-2-4)		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・ 明文化された規定類		

	2-1-2-01 国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施ガイドライン	・ 4 (4) ・ 5 (4)	再掲
	2-1-2-02 国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施要領（令和2年8月28日改正）	・ I (4) ・ II (4) ・ III (4)	再掲
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・ 検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施ガイドライン	・ 4 (5) ・ 5 (5)	再掲
	2-1-2-02 国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施要領（令和2年8月28日改正）	・ I (5) ・ II (5) ・ III (5)	再掲
[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・ 実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施ガイドライン	・ 4 (5) ・ 5 (5)	再掲
	2-1-2-02 国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施要領（令和2年8月28日改正）	・ I (5) ・ II (5) ・ III (5)	再掲
[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人秋田大学内部質保証指針	・ 2 (2)	再掲
	2-1-2-01 国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施ガイドライン	・ 2 ・ 4 (5) ・ 5 (5)	再掲
	2-1-1-02 国立大学法人秋田大学内部質保証指針（令和2年8月28日改正）	・ 4	再掲
	2-1-2-02 国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施要領（令和2年8月28日改正）	・ I (5) ・ II (5) ・ III (5)	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
	2-3-4-01 JABEE評価結果報告書（応用化学コース）（2016年度）		
	2-3-4-02 JABEE評価結果報告書（材料理工学コース）（2015年度）		
	2-3-4-03 JABEE評価結果報告書（土木環境工学コース）（2015年度）		
	2-3-4-04 JABEE評価結果報告書（土木環境工学コース）（2018年度）		
	2-3-4-05 JABEE評価結果報告書（機械工学コース、創造生産工学コース）（2017年度）		
	2-3-4-06 JABEE評価結果報告書（機械工学コース、創造生産工学コース）（2019年度）		
	2-3-4-07 秋田大学教職大学院認証評価結果（2019年度）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-3-4]（第三者評価） 「国立大学法人秋田大学内部質保証指針」において、自己点検・評価等の実施にあたっては、学生や卒業生（修了生）等の関係者の意見を聴取しその結果を活用するとともに、カウンスル等における学外有識者の意見や第三者評価の受審等による学外者の意見を取り入れるという方針を明記している。 理工学部の8コースのうちの4コース（令和2年度に創造生産工学コースは機械工学コースに統合）では一般社団法人日本技術者教育認定機構の認定を、教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）では教員養成評価機構の認定をそれぞれ受け改善向上活動を行っており、より質の高い教育課程の実現に取り組んでいる。また、医学部医学科及び同保健学科看護学専攻においても令和2年度以降に第三者評価を受審予定となっており、第三者評価の受審により改善向上活動に取り組む教育課程は増加傾向であり、本学の内部質保証は社会的信頼がより一層向上している状況となっている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			

[活動取組2－3－A]（カウンスル） より社会に開かれた学部・研究科運営の仕組みの構築を目指し、本学独自の学部運営スタイルである「教育研究カウンスル」「学部運営カウンスル」を、平成27年度から全学部・研究科に導入した。学外委員が加わる「教育研究カウンスル」「学部運営カウンスル」では教育課程の編成方針や教員候補者の推薦、予算や組織運営に関する重要事項を審議し、教授会は学生の教学面に特化して審議している。 議長は各学部・研究科長をもって充てる（各カウンスル規程第5、11条）こと及び学外委員等の指名にあたっては、あらかじめ学長の意見を聴く（各カウンスル規程第4条2項）ことが学長裁定である各カウンスル規程で定められており、全学的な視点に立った学部運営を実現している。 平成31（令和元）年度の開催回数は以下のとおり。<table><tr><td>国際資源学研究科</td><td>教育研究</td><td>5回</td><td>運営</td><td>4回</td></tr><tr><td>教育文化学部</td><td>教育研究</td><td>14回</td><td>運営</td><td>14回</td></tr><tr><td>医学系研究科</td><td>教育研究</td><td>14回</td><td>運営</td><td>14回</td></tr><tr><td>理工学研究科</td><td>教育研究</td><td>6回</td><td>運営</td><td>4回</td></tr></table> 学外有識者を多数含む会議であるため、実施方法は対面審議のほか、議事内容等に応じた書面審議など柔軟に対応している。	国際資源学研究科	教育研究	5回	運営	4回	教育文化学部	教育研究	14回	運営	14回	医学系研究科	教育研究	14回	運営	14回	理工学研究科	教育研究	6回	運営	4回	2-3-A-01 カウンスルの設置に関する規程 2-3-A-02 教授会及びカウンスルが意見を述べる事項に関する規程 2-3-A-03 運営パネル図 2-3-A-04 各学部研究科カウンスル規程 2-3-A-05 各学部研究科カウンスル名簿 2-3-A-06 教師力向上協議会に置く部会等に関する申し合わせ		
国際資源学研究科	教育研究	5回	運営	4回																			
教育文化学部	教育研究	14回	運営	14回																			
医学系研究科	教育研究	14回	運営	14回																			
理工学研究科	教育研究	6回	運営	4回																			
[活動取組2－3－B]（教職大学院部会） 秋田大学教職大学院では、発足時の平成28年4月から、秋田県教育委員会等の関係課長相当の者を構成員とするアドバイザーボードとして、教師力向上協議会教職大学院部会（以下「教職大学院部会」という。）を設置している。 その後、専門職大学院設置基準の改正により、平成31年4月から専門職大学院に教育課程連携協議会の設置が義務づけられたことから、同設置基準に掲げる「当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者」として、秋田県の小・中・高等学校長会及び特別支援学校長会の各代表者を教職大学院部会の構成員に加えることにより、教職大学院部会を教育課程連携協議会に相当するものとした。 教職大学院部会では、各コースの担当教員が外部委員（教育委員会、各校長会代表等）に教育課程の編成、実施等の状況や特色などについて説明するとともに、外部委員が実際に授業を視察して意見や感想を述べている。 なお、教育文化学部教育研究カウンスルにおいても、秋田県教育庁教育次長及び秋田市教育委員会教育次長を含む4人を外部委員としており、また、同カウンスル規程では、審議事項として「教育課程の編成に関すること。」を掲げている。 こうした体制の下、教職大学院部会において、当該専門職大学院に係る職業に関し豊富な経験を有する外部委員（専門職大学院設置基準第6条の2第2項第2号）の意見を踏まえた協議を行い、さらに、教職大学院において編成した教育課程（秋田大学大学院教育学研究科規程）は、外部有識者を構成員に含む教育研究カウンスルにおける審議を経て決定されている。																							
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす																							
【優れた成果が確認できる取組】 民間企業等の役員や連携大学の教員等の学外有識者を構成員に加えた独自の新しい学部運営スタイルである「教育研究カウンスル」、「学部運営カウンスル」を、全学部・研究科に導入し、ステークホルダーの意見を取り入れつつ、透明性の高い大学運営を推進している。																							
【改善を要する事項】 該当なし																							

基準2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2－4－1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人秋田大学内部質保証指針	・2（3）	再掲
	2-1-1-02 国立大学法人秋田大学内部質保証指針（令和2年8月28日改正）	・4（4）	再掲
	1-3-3-01 国立大学法人秋田大学教育研究評議会規程	・第2条	再掲
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料 2-4-1-01 教育研究評議会資料（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2－5－1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2－5－1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 国立大学法人秋田大学教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-02 男女共同参画推進に係る提言		
	2-5-1-03 同一大学出身者の割合、外国人、女性及び障害者の積極的登用に関する指針		
	2-5-1-04 教員選考基準等（国際資源学部・国際資源学研究科）（非公表）		
	2-5-1-05 教員選考基準等（教育文化学部・教育学研究科）（非公表）		
	2-5-1-06 教員選考基準等（医学部・医学系研究科）（非公表）		

	2-5-1-07 教員選考基準等（理工学部・理工学研究科）（非公表）		
	・ 学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-08 （採用）審査報告書（教育文化学部）（非公表）		
	2-5-1-09 （昇任）審査報告書（教育文化学部）（非公表）		
	・ 大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-10 （採用）審査報告書（国際資源学研究科）（非公表）		
	2-5-1-11 （昇任）審査報告書（国際資源学研究科）（非公表）		
	2-5-1-12 （採用）審査報告書（教育学研究科）（非公表）		
	2-5-1-13 （昇任）審査報告書（教育学研究科）（非公表）		
	2-5-1-14 （採用）審査報告書（医学系研究科）（非公表）		
	2-5-1-15 （昇任）審査報告書（医学系研究科）（非公表）		
	2-5-1-16 （採用）審査報告書（理工学研究科）（非公表）		
	2-5-1-17 （昇任）審査報告書（理工学研究科）（非公表）		
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・ 教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・ 明文化された規定類		
	2-5-2-01 国立大学法人秋田大学教員活動評価指針（非公表）		
	2-5-2-02 国立大学法人秋田大学教員活動評価実施要領（非公表）		
	・ 教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-01 国立大学法人秋田大学教員活動評価指針（非公表）		再掲
	2-5-2-02 国立大学法人秋田大学教員活動評価実施要領（非公表）		再掲
	2-5-2-03 教員活動評価結果（平成30年度）（非公表）		
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・ 評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・ 反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-2-01 国立大学法人秋田大学教員活動評価指針（非公表）		再掲
	2-5-2-02 国立大学法人秋田大学教員活動評価実施要領（非公表）		再掲
	・ 教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-01 国立大学法人秋田大学教員活動評価指針（非公表）		再掲

	2-5-2-02 国立大学法人秋田大学教員活動評価実施要領（非公表）		再掲
	2-5-3-01 教員活動評価審査会資料（非公表）		
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		
[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01 国立大学法人秋田大学事務組織規程		
	2-5-5-02 事務組織図		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-03 国立大学法人秋田大学職員就業規則	・第2条	
	2-5-5-04 国立大学法人秋田大学総合技術部規程	・第5条	
	2-5-5-05 秋田大学大学院国際資源学研究科技術部組織規程	・第3条	
	2-5-5-06 秋田大学教育文化学部技術部組織規程	・第4条	
	2-5-5-07 秋田大学大学院医学系研究科技術部組織規程	・第4条	
	2-5-5-08 秋田大学大学院理工学研究科技術部組織規程	・第5条	
	2-5-5-09 秋田大学附属図書館規程		
	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料		
	2-5-5-10 秋田大学ティーチング・アシスタント取扱要項（非公表）		
	2-5-5-11 ティーチング・アシスタント（国際資源学研究科）（令和元年度）（非公表）		
	2-5-5-12 ティーチング・アシスタント（教育学研究科）（令和元年度）（非公表）		
	2-5-5-13 ティーチング・アシスタント（医学系研究科）（令和元年度）（非公表）		
	2-5-5-14 ティーチング・アシスタント（理工学研究科）（令和元年度）（非公表）		
[分析項目2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）		
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
	2-5-6-01 総合技術部報告（令和元年度）	・p.111～	
	2-5-6-02 ティーチング・アシスタントマニュアル（国際資源学研究科）		
	2-5-6-03 ティーチング・アシスタントに関するガイドライン（教育学研究科）		
	2-5-6-04 ティーチング・アシスタント実施に関する申し合わせ等（医学系研究科）		

		2-5-6-05 ティーチング・アシスタントガイダンス資料（理工学研究科）		
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
[分析項目2-5-1]（教員審査） ・教育文化学部 資料2-5-1-09について、令和元（平成31）年度は実績がなかったため、平成30年度以前の審査状況を提示した。また、令和2年2月に教員候補適任者の選考等に関する規程の改正により、昇任申請者に対して原則として面接、模擬授業等を行うことを新たに規定した。 ・教育学研究科 資料2-5-1-13について、秋田県教育委員会との人事交流により実務家教員として教職大学院で採用した際の資料。また、資料2-5-1-14について、令和元（平成31）年度は実績がなかったため、平成30年度以前の状況を提示した。（学年進行中のため設置審での審査）				
[分析項目2-5-2]（教員業績評価） 平成30年度より共通指標に基づいた全学統一の新たな教員評価制度を導入したため、当該制度に基づいて実施した平成30年度の状況を提示している。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。				
[活動取組2-5-A]（教授候補者について学長面接の実施） 教授の選考（採用、昇任）にあたっては、各部局の教育研究カウンスル等の議を経た全ての教授候補者について、人事調整委員会による面接を実施し、学長自らが全学的な視野に立った教員配置を実践している。令和元年度は4人の面接を実施した。		2-5-A-01 国立大学法人秋田大学における教員の人事計画等に関する規程（非公表）		
[活動取組2-5-B]（全学統一の教員評価制度の実施） 従来、各部局が独自で実施していた教員活動評価について、学長のガバナンスを強化すべく、平成30年度より共通指標に基づいた全学統一の新たな教員評価制度を導入した。本制度は、個人の活動実績としての「教育」、「研究」、「診療」、「社会貢献」、「産学連携」、「国際」、「管理・運営」の7領域と、組織目標への貢献度を指標としており、各教員の実績報告等を踏まえ、所属部局長が総合的に判断して評価を行ったうえで、学長を委員長とした全学の教員活動評価審査会において総合評価を行った。		2-5-2-01 国立大学法人秋田大学教員活動評価指針（非公表）		再掲
		2-5-2-02 国立大学法人秋田大学教員活動評価実施要領（非公表）		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組2-5-Aについて、教授の選考（採用、昇任）にあたっては、各部局の教育研究カウンスル等の議を経た全ての教授候補者について、人事調整委員会による面接を実施し、学長自らが全学的な視野に立った教員配置を実践している。 ・活動取組2-5-Bについて、平成30年度より共通指標に基づいた全学統一の新たな教員評価制度を導入し、個人の活動実績としての「教育」、「研究」、「診療」、「社会貢献」、「産学連携」、「国際」、「管理・運営」の7領域と、組織目標への貢献度を指標としており、各教員の実績報告等を踏まえ、所属部局長が総合的に判断して評価を行ったうえで、学長を委員長とした全学の教員活動評価審査会において総合評価を行った。				
【改善を要する事項】 該当なし				

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準 : 「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01 財務諸表（令和元事業年度）		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02 監査報告書（令和元事業年度）		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	3-1-1-03 独立監査人の監査報告書（令和元事業年度）		
	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2）		
	3-1-2 予算・決算の状況（過去5年分）		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組3-1-A]（秋田大学戦略推進経費） 学長のリーダーシップの下、本学の理念・目標に基づく学内資源の再配分の取組により、教育研究活動の活性化や新たに強み・特色となる分野の醸成、学長を支援する体制の強化など業務運営の改善を図るため、「秋田大学戦略推進経費」を設け、重点配分している。	3-1-A-01 令和2年度学内予算		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組3-1-Aについて、学内資源の再配分により、教育研究活動の活性化や新たに強み・特色となる分野の醸成や学長を支援する体制の強化など業務運営の改善を図るため、「秋田大学戦略推進経費」を設け令和2年度は650,663（千円）の予算を確保し重点配分している。			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		

	1-3-1-01 国立大学法人秋田大学運営規則	・第13条 ・第14条 ・第15条 ・第16条 ・第17条	再掲
	2-4-1-01 国立大学法人秋田大学役員会規程		再掲
	3-2-1-01 国立大学法人秋田大学学長選考会議規程		
	3-2-1-02 国立大学法人秋田大学経営協議会規程		
	1-3-3-01 国立大学法人秋田大学教育研究評議会規程		再掲
	3-2-1-03 国立大学法人秋田大学運営会議規程		
	2-1-1-04 国立大学法人秋田大学理事の職務について		再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
	3-2-1-04 運営組織と役職員一覧		
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧、危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項一覧、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目3-2-1]（管理運営体制） 国立大学法人秋田大学運営規則に基づき、役員会、学長選考会議、教育研究評議会、経営協議会及び大学運営会議を設置している。大学運営会議は、学長、各理事、副学長、各学部・研究科長、附属図書館長、附属病院長で組織され、学長から諮問があった管理運営等に関する重要事項の企画、立案、執行方法の検討等を行い、本学の一層の円滑な運営を図るため設置している。また、上記運営規則で定める会議のほか、役員ミーティングを週一回開催して役員間の連絡調整を行い迅速な意思形成の場としている。 理事が所掌する業務については、「国立大学法人秋田大学理事の職務について」により定めている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[活動取組3-2-A]（研究における不正行為・研究費の不正使用を未然に防止する取組） 従前から実施していた新採用教員研修での研究担当理事講話、科研費学内セミナーでの説明に加えて、平成30年度新たに事務系職員及び技術系職員を対象とする新採用職員研修において、研究費不正使用防止及び研究者倫理についての説明を実施した。大学院生への研究倫理教育については、研究倫理科目の必修化や学位論文の提出要件に研究倫理教育の修了を組み込むなど、全ての研究科において在学中に研究倫理教育受講を必須とする体制を整えた。また、各研究科の担当者においても随時、大学院生の研究倫理教育受講状況を把握できる体制とする等、受講促進に向けた取組を強化した。 以上の取組等により、平成30年度の大学院生の研究倫理教育受講状況は平成29年度末の90.8%から9ポイント以上上昇し100%を達成した。 なお、教員の研究倫理教育受講状況は平成29年度に続き100%を達成しており、教員と大学院生を合わせた受講状況でも平成29年度末の95.2%から約5ポイント上昇し100%となり、中期計画で掲げる数値目標を達成した。 また、令和元年度においても引き続き教員及び大学院生の研究倫理教育受講状況は100%を達成した。	3-2-A-01 大学院生の研究倫理教育の受講について		
	3-2-A-02 コンプライアンス教育・研究倫理教育コンテンツ		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組3-2-Aについて、大学院生について研究倫理教育科目を必修化するなど全ての研究科において在学中に研究倫理教育を受講させる体制を整備したこと等により、教員および大学院生の研究倫理教育受講率はともに100%を達成した。			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-6教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-6教育支援者を含む。））		
	・根拠となる規定類		
	2-5-5-01 国立大学法人秋田大学事務組織規程		再掲
	3-3-1-01 「秋田大学事務協議会」について		
	・事務組織の組織図		
	2-5-5-02 事務組織図		再掲
	3-3-1-02 学生支援棟配置図		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目3-3-1]（事務協議会の設置） 部局・職域の壁に捉われない情報の共有を図るため、事務協議会を設置し定期的に開催している。			
[分析項目3-3-1]（学生関係業務の集約化） 平成26年の手形地区の学生関係業務の集約化により、教養基礎教育担当課と手形地区（国際資源学部、教育文化学部、理工学部）の学務担当事務が総合学務課として集約、手形地区の各学部で行っていた入試業務は入試課に、学生支援業務は学生支援課に、就職支援業務は就職推進課に集約している。（その後平成29年度学生支援課と就職推進課を1つの課に統合し、現在の組織名称は学生支援・就職課となっている。）集約化に伴い、教養基礎教育、学生支援、就職支援窓口がある学生支援棟に各学部担当窓口を新設し、履修方法や奨学金申請等、各種手続きの申し込みから完了まで全て1箇所済ませることができるようになり、学生の利便性が向上した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】			

該当なし			
基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	3-4-1 教職協働の状況		
	3-3-1-01 「秋田大学事務協議会」について		再掲
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）		
	3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目3-4-1]（運営組織と事務組織の連携） 事務協議会の規程を確認することにより、総括担当理事は、事務組織間における課題や情報を共有する同協議会の議長であり、事務業務の総括者となっていることが確認できる。また、現在の総括担当理事は、本学教員出身者であるため、教員としての経験を有する一方で、事務業務の総括者ともなっており、教員・事務職員両方の立場から組織の構成員となり得る。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
[活動取組3-4-A]（実用英会話研修） 事務系職員及び技術系職員に対し、語学（英会話）能力の自己啓発の機会を提供するため、英会話学校へ通学する形の「実用英会話研修」を実施している。受講生は、定められた期間内に定期的に英会話学校へ通学するとともに自主学習を行い、研修終了後にはTOEICを受験し、学習成果を確認することとしている。	3-4-A-01 実用英会話研修実施要項（令和元年度）		
[活動取組3-4-B]（TOEIC対策講座） 日常業務に必要な語学能力の向上を図るため、高等教育グローバルセンターにて外部講師を招いて学生向けに開催している「TOEIC対策講座」に事務系職員・技術系職員を参加させている。2日間の講義及び自主学習を行うとともに、受講後には実際にTOEICを受験することにより、学習成果を確認しており、TOEICを複数回受験した者は、スコアが大幅に向上する等成果を上げている。	3-4-B-01 TOEIC対策講座実施要項（令和元年度）		
[活動取組3-4-C]（事務系職員管理職研修） 平成29年度より事務系職員の管理職を対象として、期待される役割を明確にし、マネジメント等の基本を理解することにより、大学運営に資することを目的として、人事担当理事による特別講義及び外部委託による「事務系職員管理職研修」を実施している。これまで女性活躍推進、働き方改革、マネジメント等を主なテーマとして実施しており、終了後のアンケートでは、9割以上の受講生が有意義だったと回答している。	3-4-C-01 事務系職員管理職研修実施要項等（令和元年度）		
	3-4-C-02 事務系職員管理職研修アンケート集計結果（令和元年度）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			

【改善を要する事項】 該当なし			
基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	1-3-1-01 国立大学法人秋田大学運営規則	・ 第6条	再掲
	3-5-1-01 国立大学法人秋田大学監事監査規程		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-02 令和元年度監事監査計画		
	3-5-1-03 監査報告書		
	3-5-1-04 平成30年度秋田大学監事監査意見書（平成30年9月～令和元年8月分）（非公表）		
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 2019年度会計監査実施計画書（非公表）		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
	3-5-2-02 2019年度期中監査結果報告書（非公表）		
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	2-5-5-01 国立大学法人秋田大学事務組織規程		再掲
	2-5-5-02 事務組織図		再掲
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-01 国立大学法人秋田大学内部監査規程		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-02 内部監査結果報告（令和元年度）（非公表）		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 四者協議会名簿（令和元年度）（非公表）		
	3-5-4-02 四者協議会名簿（令和2年度）（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

〔分析項目3-5-1〕（監事監査） 監事は、内部監査部門と連携しながら、役員会その他重要な会議への出席、決裁書類等の閲覧、役職員および会計監査人からの定期的な報告を受ける等の方法により、「①業務及び財産の状況」、「②本学におけるガバナンス体制や学長及び理事の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制」、「③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているか」について監査を実施している。また平成30年度の監査においては、平成23年度に個人からの寄附受けされた不動産資産を本学基金の特例寄附資産として組入れたことから、租税特別措置法第40条の承認特例を受けるべく、「秋田大学みらい創造基金 基金明細書」の監査を別途実施している。 これらの監査結果は、監事監査報告書とともに、より具体を示した監事監査意見書により、学内へフィードバックされている。			
〔分析項目3-5-2〕（会計監査人） 会計監査人は、財務諸表の監査を中心に、①リスクアプローチ手法、②IT（情報技術）を活用した手法、③パブリックセクター特性を考慮した手法による3つの方法を用いて監査を実施している。それらの監査の計画、実施状況等については、本学役員、監事、会計監査人及び監査室が協議する四者協議会の場において共有され、最終的な監査結果は、役員、監事等が出席する監査報告会の場で報告されている。			
〔分析項目3-5-3〕（内部監査） 本学においては、内部監査を担当する監査室は、学長直轄の組織として設置されており、他の部署との独立性や客観性は保たれている。 監査の実施体制としては、監査室が中心となり監査チームを組織する、あるいは当該部局の監査計画に基づいた監査を実施してもらい監査報告を受けて監査内容を検証する、2通りの体制により、例年、（1）人事関係業務の監査（2）大型設備の稼働状況監査（3）競争的資金の監査（4）預け金の調査（5）会計経理の監査（6）情報セキュリティの監査を実施している。また、これらの定期監査とともに、必用に応じて臨時監査を実施している。その上で、問題事案が判明した場合は、所見を表示し被監査部門へフィードバック並びにそのフォローアップを実施している。			
〔分析項目3-5-4〕（監事と管理運営組織の情報共有） 監事と内部監査部門における情報共有と連携強化のために、監事監査業務の支援を監査室が行うとともに、監事と監査室のミーティングを原則毎週実施している。 また、大学の経営上のリスクを共有するため、本学役員、監事、会計監査人及び監査室が協議する四者協議会を定期的に開催している。 なお、令和2年4月の四者協議会（資料3-5-4-02）は、令和元年度中に開催予定だったが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により延期し開催したものである。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目3-6-1〕 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

〔分析項目3－6－1〕（学生受入方針の公表に関する補足事項） 学位授与方針、教育課程方針、学生受入方針は、各学部及び研究科のホームページ等で公表し学内外に周知しているが、特に学生受入方針については、入学を希望する人に求める能力や資質を具体的に明示した学生受入方針を募集要項等に掲載し、入学志願者、高等学校関係者等へ広く周知している。令和2年5月1日時点で公表している学生受入方針は、令和2年度の学生募集要項等への掲載をもって公表しているものであるが、令和3年度の学生募集にむけて以下の点で学生受入方針の改正を実施している。なお改正後の学生受入方針は、令和3年度の学生募集要項等（令和2年夏以降）の掲載をもって公表することとしている。 （以下令和3年度学生募集要項から改正となる点） ・教育文化学部（編入学）：令和3年度の学生募集要項から、「入学者選抜の基本方針」を明示 ・医学部（編入学）（医学科及び保健学科）：令和3年度の学生募集要項から、「入学者選抜の基本方針」を明示 ・理工学部（編入学）：令和3年度の学生募集要項から、「入学者選抜の基本方針」を明示 ・国際資源学研究科：令和3年度の学生募集要項から、「入学者選抜の基本方針」を明示 ・教育学研究科：令和3年度の学生募集要項から、「入学者選抜の基本方針」を明示 ・医学系研究科：（医学専攻、医科学専攻、保健学専攻）令和3年度の学生募集要項から、「入学者選抜の基本方針」を明示 ・理工学研究科：令和3年度の学生募集要項から、「入学者選抜の基本方針」を明示			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

: 「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1）		
	4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
	4-1-2 附属施設等一覧		
	1-3-1-02 秋田大学学則	・ 第7条	再掲
	4-1-2-01 秋田大学教育文化学部附属学校規程		
	4-1-2-02 秋田大学医学部附属病院規程		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料		
	4-1-3-01 秋田大学の構造体耐震化状況		
	4-1-3-02 施設経年別保有面積		
	4-1-3-03 バリアフリー対応状況		
	・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料		
	4-1-3-04 防犯カメラ設置状況		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	4-1-3-05 外灯配置図		
	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	4-1-4-01 令和元年度学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）調査票		
	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 令和元年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編）調査票（中央図書館）		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	4-1-5-02 令和元年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編）調査票（医学図書館）		
	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）		
	4-1-6 自主的学修環境整備状況一覧		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
〔活動取組4-1-A〕（GHP更新等計画に基づく空調設備の更新等） 平成27年度に策定したキャンパスマスタープランを踏まえてインフラ長寿命化計画の作業を進めている中で、本学施設におけるGHP空調設備の老朽化による故障等が頻発し、教育・研究環境にも影響が出始めていることを鑑み、平成29年度に施設マネジメント企画会議において第3期中期目標期間のGHP更新等計画を策定した。 平成30年度からは、学内予算の機能強化戦略推進経費に全学的な観点から教育研究環境整備に要する経費（GHP更新経費含む）を確保し、GHP空調設備の更新及び修繕を進めた。 教育研究環境整備に要する経費（GHP更新経費含む）を設けたことにより、GHP空調設備の故障等の際には迅速に対応することが可能となり、学修環境の改善に繋がった。	4-1-A-01 役員会資料（非公表）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目4-2-1〕 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）		
	4-2-1 相談・助言体制等一覧		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料		
	4-2-1-01 健康と相談		
	4-2-1-02 学生サポートルーム		
	4-2-1-03 学生相談ダイヤル		
	4-2-1-04 就職支援		
	4-2-1-05 就職担当者名簿（令和元年度）		
	4-2-1-06 ハラスメント対策室名簿（令和元年度）		
4-2-1-07 ハラスメント相談員名簿（令和元年度）			
・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）			

	4-2-1-08 国立大学法人秋田大学職員就業規則	・第36条	
	4-2-1-09 国立大学法人秋田大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程	・第6条 ・第7条	
	4-2-1-10 国立大学法人秋田大学人権倫理委員会規程		
	4-2-1-11 ハラスメント対策室設置要項		
	4-2-1-12 国立大学法人秋田大学ハラスメント防止・対策ガイドライン		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	4-2-1-01 健康と相談		再掲
	4-2-1-13 学生サポートルーム本道キャンパス掲示		
	4-2-1-03 学生相談ダイヤル		再掲
	4-2-1-04 就職支援		再掲
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
	4-2-1-14 生活支援制度の利用実績（令和元年度）		
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）		
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
	4-2-3-01 2020年度留学生手帳 Global Center for Higher Education		
	4-2-3-02 留学生のための入学案内（日本語版）		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 奨学制度		
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-02 奨学金採用実績（令和元年度）		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-01 奨学制度		再掲

	4-2-5-03 新入生育英奨学資金給付実績（平成30年度、令和元年度）		
	・ 入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	4-2-5-04 秋田大学授業料等免除及び徴収猶予に関する規程		
	4-2-5-05 秋田大学入学料の免除及び徴収猶予に関する規程		
	4-2-5-06 授業料及び入学料の免除・徴収猶予の実施状況（平成30年度、令和元年度）		
	・ 学生寄宿舍を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
	4-2-5-07 秋田大学学生寮規程		
	4-2-5-08 秋田大学における授業料その他の費用に関する規程		
	4-2-5-09 学生寮案内		
	・ 上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-10 各学部等における経済面の援助の利用実績（令和元年度）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目4-2-5]（大学独自の奨学金制度） 「秋田大学奨学資金（緊急支援）」は、令和元年度実績はなかった。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組4-2-A]（学生サポートルーム本道キャンパスの設置） 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・支援等は学生支援総合センター（学生サポートルーム）、保健管理センター、学生相談所及び各学部の教員や学務担当が連携・協力してサポートを行っているが、学生支援総合センター、保健管理センター及び学生相談所は手形キャンパスにあることから、医学部及び医学系研究科学生のサポートは医学部がある本道キャンパスにおいて、医学科及び保健学科の教員を中心に面談を行うなどのサポートを行っており、各学科で年間100～200件の各種相談を受けている。 このような状況の中、医学部学生等からの要望を受け、平成31年1月に学生サポートルーム本道キャンパスを設置し、手形キャンパスと同様のサポートが受けられるよう改善を行った。	4-2-1-13 学生サポートルーム本道キャンパス掲示		再掲
	4-2-B-01 秋田大学のモットーは「学生第一」です		
[活動取組4-2-B]（学生相談ダイヤルの開設） 「学生第一」のモットーのもと、フリーダイヤルで24時間いつでも相談できる場を用意することにより、学生には常に大学と連絡が取れるという安心感を与え、気兼ねなく様々な相談ができる環境を構築することを目的に、平成28年度に「学生相談ダイヤル」を開設した。学生相談ダイヤルの運営に際しては細心の注意と労力が必要であり、安易な利用の増加や受信オペレーターの対応クオリティ確保等、課題もあるが、対応が必要な学生事案について早期に顕在化させることが可能であり、適切な事件事故対策、注意喚起ができるなどの予防活動に繋げられるという利点がある。学生には新入生用の冊子で案内するなどして周知しており、相談件数は毎年度30～100件ほどとなっている。	4-2-1-03 学生相談ダイヤル		再掲

〔活動取組 4－2－C〕（「採用を増やしたい大学」で1位、「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」で18位にランキング） 日本経済新聞社と日経HRが実施している大学イメージ調査は、同社が上場企業と有力非上場企業の人事担当者を対象に、採用した学生から見た大学のイメージなどを聞いたもので、平成29年度には「採用を増やしたい大学」の1位にランキングされた。また、令和元年度の同調査においては「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」の18位にランキングされ、エリア別ランキングで見ると、北海道・東北エリアにおいて、東北大学・北海道大学に次ぐ第3位にランキングされた。	4-2-C-01 採用を増やしたい大学で第1位にランキング		
	4-2-C-02 企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキングで第18位に		
	4-2-D-01 秋田大学みらい創造基金パンフレット		
	4-2-D-02 トップレベルアスリート奨励金授与式		
〔活動取組 4－2－E〕（「新入生育英奨学資金」の設立） 平成26年に解散した財団法人土崎感恩講より、経済的困窮学生支援の目的でいただいた寄附金を原資として、平成30年度から学部新入生を対象とした給付型奨学金制度「新入生育英奨学資金」を設立し、毎年度給付している。	4-2-5-03 新入生育英奨学資金給付実績（平成30年度、令和元年度）		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組 4－2－A および 4－2－B について、「学生第一」のモットーのもと、学生サポートルーム本道キャンパスの設置や24時間対応可能な学生相談ダイヤルを運営するなど学生が安心して学生生活を送るためのサポート体制を充実させている。 ・活動取組 4－2－C について、日本経済新聞社と日経HRが実施している大学イメージ調査において「採用を増やしたい大学」の1位（平成29年度）及び「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」（令和元年度）の18位にランキング（エリア別ランキングで見ると、北海道・東北エリアにおいて、東北大学・北海道大学に次ぐ第3位）されており、採用する企業側の本学学生への期待感が高いことがわかる結果となった。 ・活動取組 4－2－D について、秋田大学みらい創造基金の一般基金による学生支援の事業として、国際大会での活躍が期待できるトップレベルのアスリートに対し、「トップレベルアスリート奨励金」給付事業を実施しており、日本選手権や日本インカレで上位入賞の実績を持ち、東京オリンピックを目指す陸上女子800m競技の学生1人に対し奨励金を授与した。			
【改善を要する事項】 該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

 : 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 アドミッションポリシー（学士課程）		
	5-1-1-02 アドミッションポリシー（教育文化学部編入学）		
	5-1-1-03 アドミッションポリシー（医学部医学科編入学）		
	5-1-1-04 アドミッションポリシー（医学部保健学科編入学）		
	5-1-1-05 アドミッションポリシー（理工学部編入学）		
	5-1-1-06 アドミッションポリシー（国際資源学研究科博士前期課程）		
	5-1-1-07 アドミッションポリシー（国際資源学研究科博士後期課程）		
	5-1-1-08 アドミッションポリシー（教育学研究科）		
	5-1-1-09 アドミッションポリシー（医学系研究科修士課程）		
	5-1-1-10 アドミッションポリシー（医学系研究科博士前期課程）		
	5-1-1-11 アドミッションポリシー（医学系研究科博士後期課程）		
	5-1-1-12 アドミッションポリシー（医学系研究科博士課程）		
	5-1-1-13 アドミッションポリシー（理工学研究科博士前期課程）		
	5-1-1-14 アドミッションポリシー（理工学研究科博士後期課程）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目5-1-1] 学士課程については、幅広い教養と深い専門性、そして高い倫理性に裏付けられた豊かな人間力を涵養するという全学の教育目標のもと、共通の入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）を策定しており、その下に、各学部の特性を踏まえた入学者受入方針を策定している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】			

該当なし

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-01_面接要領等（非公表）		
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	1-3-1-02 秋田大学学則	・ 第22条 ・ 第25条	再掲
	1-3-1-03 秋田大学大学院学則	・ 第27条	再掲
	5-2-1-01 秋田大学入学試験委員会規程（非公表）		
	5-2-1-02 秋田大学大学院国際資源学研究科入試委員会細則（非公表）		
	5-2-1-03 秋田大学教育文化学部入学試験委員会要項（非公表）		
	5-2-1-04 秋田大学大学院教育学研究科学務委員会要項（非公表）		
	5-2-1-05 秋田大学大学院医学系研究科医学専攻・医学部医学科入試委員会内規（非公表）		
	5-2-1-06 秋田大学医学部保健学科入学試験委員会内規（非公表）		
	5-2-1-07 秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻入学試験委員会内規（非公表）		
	5-2-1-08 秋田大学大学院理工学研究科入試委員会規程（非公表）		
	5-2-1-09 令和2年度秋田大学一般入試等（前期日程）実施体制（非公表）		
	5-2-1-10 令和2年度秋田大学一般入試等（後期日程）実施体制（非公表）		
	5-2-1-11 令和2年度推薦入試Ⅰ実施体制（非公表）		
	5-2-1-12 令和2年度推薦入試Ⅱ実施体制（非公表）		
	5-2-1-13_令和2年度各学部研究科等における入学試験実施体制（非公表）		
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-14 令和2年度秋田大学一般入試等実施要項（前期日程）（非公表）		
	5-2-1-15 令和2年度秋田大学一般入試実施要項（後期日程）（非公表）		
	5-2-1-16 令和2年度推薦入試Ⅰ実施要領（非公表）		
	5-2-1-17 令和2年度推薦入試Ⅱ（全学部）私費外国人留学生入試（国・教・理）各学部等実施体制（非公表）		
	5-2-1-18_令和2年度各学部研究科等における入学試験実施要項等（非公表）		

[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
	5-2-1-19 令和3年度秋田大学入学者選抜方法について		
	・ 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	5-2-2-01 秋田大学高大接続センター規程		
	5-2-1-01 秋田大学入学試験委員会規程（非公表）		再掲
	5-2-1-02 秋田大学大学院国際資源学研究科入試委員会細則（非公表）		再掲
	5-2-1-03 秋田大学教育文化学部入学試験委員会要項（非公表）		再掲
	5-2-1-04 秋田大学大学院教育学研究科学務委員会要項（非公表）		再掲
	5-2-1-05 秋田大学大学院医学系研究科医学専攻・医学部医学科入試委員会内規（非公表）		再掲
	5-2-1-06 秋田大学医学部保健学科入学試験委員会内規（非公表）		再掲
	5-2-1-07 秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻入学試験委員会内規（非公表）		再掲
	5-2-1-08 秋田大学大学院理工学研究科入試委員会規程（非公表）		再掲
	5-2-2-02 教育研究評議会資料（非公表）		
	5-2-2-03 入学試験委員会資料（非公表）		
	5-2-2-04 国際資源学研究科入試委員会資料（非公表）		
	5-2-2-05 教育文化学部入学試験委員会資料（非公表）		
	5-2-2-06 教育学研究科学務委員会資料（非公表）		
	5-2-2-07 医学系研究科医学専攻・医学部医学科入試委員会資料（非公表）		
	5-2-2-08 医学部保健学科入学試験委員会資料（非公表）		
	5-2-2-09 医学系研究科医学専攻・医学部医学科入試委員会資料（非公表）		
	5-2-2-10 医学系研究科保健学専攻入学試験委員会資料（非公表）		
	5-2-2-11 理工学研究科入試委員会資料（非公表）		
	・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-2-12 国際資源学研究科入試委員会資料（非公表）		
	5-2-2-13 教育学研究科学務委員会資料（非公表）		
	5-2-2-14 医学系研究科医科学専攻（修士課程）学生募集要項（社会人特別入試含む）		
	5-2-2-15 医学部保健学科3年次編入学（平成31年度）		
	5-2-2-16 医学部保健学科3年次編入学（令和2年度）		
	5-2-2-17 理工学研究科入試委員会資料（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目5-2-1] (面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料 (面接要領等)) (資料5-2-1-01) 面接要領等については、現地調査の際に提示する。			
[分析項目5-2-1] (選抜試験実施組織と体制) 秋田大学学則第22条及び秋田大学大学院学則第27条により、入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行い、教授会 (研究科委員会) の議を経て、学長が合格者を決定することが定められている。その下で編入学を除く学部入試の実施に関して必要な事項については、入学試験委員会が審議している。大学院入試の実施に関して必要な事項は、各研究科の入試関係委員会等が審議している。 また、秋田大学学則第25条により、学部の編入学者については、教授会の議を経て、学長が入学を許可することがあると定められており、編入学の実施に関して必要な事項は、各学部の入試関係委員会等が審議している。 入試実施体制については、上記の各審議組織において、試験区分ごとに必要な実施体制等を定めている。センター試験、一般入試、推薦入試、私費外国人留学生入試においては、学長を本部長とした試験本部を設置し、各学部等との連携の下適切な実施体制を組織している。編入学入試、大学院入試については、各学部長又は研究科長 (医学部、医学系研究科においては、各学科長又は各専攻長) が本部長となり、組織的に実施している。			
[分析項目5-2-1] (各学部研究科等における入学試験実施体制等) 資料5-2-1-13、資料5-2-1-18 各学部研究科等における入学試験実施体制及び実施要項等については、現地調査の際に提示する。			
[分析項目5-2-2] (学生受入状況の検証組織と情報共有) 資料5-2-2-02 学士課程の入学試験実施状況は、直近の教育研究評議会において報告されており、速やかに情報共有がなされているほか、学士課程・大学院課程の前年度の学生受け入れ状況を入試担当理事の下にとりまとめ、年度当初の教育研究評議会において報告し情報を共有している。			
[分析項目5-2-2] (入学者選抜に関する改善例) (国際資源学研究科) 資料5-2-2-12 大学院国際資源学研究科入試委員会では、出願者の増加を図るため、博士前期課程一般入試において、外部資格認定試験を導入することを検討し平成29年10月入学、平成30年4月入学者に導入することとした。			
[分析項目5-2-2] (入学者選抜に関する改善例) (教育学研究科) 資料5-2-2-13 教育学研究科では、学務委員会において、志願者の増加を目的として、平成31年度 (令和元年度) の入試日程を変更するなどの改善策を行った。			
[分析項目5-2-2] (入学者選抜に関する改善例) (医学部・医学系研究科) 資料5-2-2-1、5-2-2-15、5-2-2-16 医学系研究科医科学専攻においては、平成28年度の医学部教育研究カウンスル及び運営カウンスル合同会議において、学外委員より医科学専攻の入学者を増加させるためには、社会人特別入試を実施するなど入学者選抜の工夫が必要との助言を受け、新たに平成31年度 (令和元年度) から社会人特別入試を導入した。 医学部保健学科では、看護学専攻の編入学試験において英語 (TOEICスコアの利用) を段階的に導入した。平成31年度 (令和元年度) の編入学試験では、学力検査項目に英語を設け、TOEICのスコアにより審査を実施し、令和2年度の編入学試験では、TOEICのスコアが500点以上あることを出願要件とした。			
[分析項目5-2-2] (入学者選抜に関する改善例) (理工学部) 資料5-2-2-17 理工学部では、平成30年度から、入学試験前期日程で、一部のコースを除きa・b方式 (a方式は現行の方式、b方式は個別学力検査の配点を重くした新しく導入した方式) を設定し、多様な学生を選定できるようそれぞれの方式での募集を行った。さらに平成30年度からは一般入試 (前期日程試験、後期日程試験) において、それまでのコース毎の入試を学科一括入試へ変更し、一般入試による合格者は2年次からコース配属される方式に改めた。これにより、学生は入学後1年間、自分の適性や将来の進路、その分野への興味などをよく考えた上で希望コースを決定できるようになった。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組5-2-A] (個別学力検査の試験問題の学外者による点検の実施) 学部一般入試の前期日程における個別学力検査の試験問題 (教科科目) について、出題の不備などを早期に発見することなどを目的に、受験者解答開始と同時に、本学構内の点検専用室において学外者に同じ試験問題を解答させる点検方法を平成30年度初めて導入し、入学試験の体制強化を図っている。	5-2-A-01 点検員への依頼状 (非公表)		
	5-2-A-02 点検員への当日の集合時間等 (非公表)		

[活動取組5-2-B] (多様な入学者選抜) 学士課程では、入学者選抜方針に沿って適切な学生の受入方法を採用しており、一般入試(大学入試センター試験、個別学力検査、実技、面接等)、AO入試(講義レポート、小論文、自己アピール書、口頭試問等を含む面接等)、推薦入試Ⅰ(出願書類、小論文、面接、実技等)、推薦入試Ⅱ(大学入試センター試験、小論文、面接、実技等)、国際バカロレア入試、私費外国人留学生入試、編入学試験を行っている。その中で、各学部等の特色を打ち出し、社会背景や卒業生に求められるニーズに応えるため、以下5-2-C～Fのような多様な入学者選抜を実施している。	5-2-B-01 募集人員 (令和2年度)		
[活動取組5-2-C] (多様な入学者選抜) (教育文化学部) 教育文化学部の推薦入試Ⅰでは、地域文化学科の目的である地域貢献を目指す学生の入学促進及び地域文化学科の国際文化コースにおいて地域における国際交流活動に積極的に参画する学生の入学促進のため、定員5人の地域連携・国際交流枠を設けている。当該選抜においては、高校時代の地域連携活動や国際交流経験を面接(口頭試問・プレゼンテーション)により評価し、入学後もそれらの活動を継続的に行うことを条件として選抜している。	5-2-C-01 推薦入試Ⅰ (教育文化学部) (令和2年度)		
[活動取組5-2-D] (多様な入学者選抜) (医学部医学科) 医学部医学科の推薦入試Ⅱでは、卒業後に秋田県内の公的医療機関にて勤務する意欲を重視する定員29人の地域枠(秋田県地域枠及び全国地域枠)を設けている。当該選抜においては、面接で地域医療に貢献する強い意志、医師としての適性(コミュニケーション能力・科学的思考・論理的思考)、医師としての倫理性、社会への関心度、積極性・意欲将来性等を評価し選抜している。	5-2-D-01 推薦入試Ⅱ (医学部医学科) (令和2年度)		
[活動取組5-2-E] (多様な入学者選抜) (理工学部) 理工学部では、私費外国人留学生入試において、海外に在住する外国人を対象として、日本で試験を受けることなく入学許可を得ることができる渡日前留学許可制度による入試を実施し、若干名ではあるが全コースにおいて募集を行っている。当該選抜においては、提出書類及び日本留学試験の結果により選抜を行っている。また、3年次編入学試験では、科学技術、産業構造・社会経済の変化や我が国の国際社会で果たす役割の重要性の進展に伴いカリキュラム教育への関心の高まりを受け、すでに実社会に出ている社会人・職業人で自己の改革を目指し、より高度の知識・技術を修得しようと志す人を対象として社会人特別入試を実施している。当該選抜においては、書類及び業務報告書や志望理由書等に基づく面接諮問により選抜を行っている。	5-2-E-01 渡日前許可制度による私費外国人留学生入試 (令和2年度)		
	5-2-E-02 理工学部3年次編入学 (令和2年度)		
[活動取組5-2-F] (多様な入学者選抜) (国際資源学部・理工学部) 国際資源学部及び理工学部では、国際バカロレア入試を採用している。当該選抜においては、国際バカロレア資格を出願資格とし、各専門分野に関する国際的視野や国際問題への興味・関心や学習意欲等を面接により評価し選抜を行う。	5-2-F-01 国際バカロレア・国際バカロレアAO (令和2年度)		
[活動取組5-2-G] (TOEIC等の外部外国語試験の活用) 一部の入学試験において、英語の外部試験結果を活用した取組として、あらかじめ受験したTOEIC L&RのスコアやTOEFL iBTのスコアによる評価を採り入れている。	5-2-G-01 私費外国人留学生入試 (令和2年度)		
	5-2-G-02 渡日前入学許可制度による私費外国人留学生入試 (令和2年度)		
	5-2-2-16 医学部保健学科3年次編入学 (令和2年度)		再掲
	5-2-G-03 理工学部編入学 (令和2年度)		

	5-2-G-04 国際資源学研究科博士前期課程一般入試（令和2年度）		
[活動取組5-2-H]（学外試験場の設置） 学士課程の一般入試前期日程試験においては、教育文化学部は東京で、理工学部・国際資源学部は東京及び名古屋にも試験場を設置し、多方面からの学生の受入を行っている。令和2年度は各試験場受験者は以下のとおりとなった。 国際資源学部 ・東京試験場受験者 64人（国際資源学部前期日程受験者の32%） ・名古屋試験場受験者 36人（国際資源学部前期日程受験者の18%） 教育文化学部 ・東京試験場受験者 43人（教育文化学部前期日程受験者の14%） 理工学部 ・東京試験場受験者 314人（理工学部前期日程受験者の42%） ・名古屋試験場受験者 114人（理工学部前期日程受験者の15%）	5-2-H-01 一般入試試験場（令和2年度）		
	5-2-H-02 秋田大学一般入試（前期日程）学外試験場監督要領（非公表）（令和2年度）		
[活動取組5-2-I]（入学試験志願者数の増加） 平成29年度、入試制度改革等に持続的に取り組むため、高大接続教育部門、アドミッション部門、広報推進部門の3部門からなる高大接続センターを新たに設置している。同センターでは、高校と大学の学びの接続、アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者選抜方法の研究・開発、秋田大学への入学希望者に対する広報活動について一体的に取り組むことを目的として活動を実施し、平成30年度入学試験においては、全学部の志願者数合計が5,608人となり、前年度と比較して1,990人増加した。（志願倍率は平成29年度の3.79倍から2.08ポイントアップの5.87倍）この結果は、同センターの活動にみならず、以下（5-2-J～N）のような取組が相乗的に効果を発揮して志願者の増加につながったものと分析している。	5-2-I-01 高大接続センターの目的、組織・部門		
	5-2-I-02 秋田大学入学試験状況調（総表）（平成30年度）		
[活動取組5-2-J]（志願者の増加に関連した取組等の状況・客観的なデータ分析と教職員の危機意識醸成） 近年の入学志願者の減少傾向を打破すべく、平成29年4月19日に大手予備校の職員を講師として講演会を開催し、外部からの客観的なデータ分析に基づく問題提起を行い、全職員に対する危機意識の醸成を行った。加えて、分析結果の客観性を担保すべく、他の受験産業関連企業からの分析結果も提供を受け、外部に向けた様々な広報活動を展開するとともに、全学で危機意識が共有された。 なお、平成30年度入学試験における志願者増の要因や傾向の分析を通じて、今後の志願者確保に向けての課題や、本学の進むべき方向性について全学的に考える機会とするため、平成30年8月に大手予備校から講師を招聘し、「秋田大学はどう変化したのか～2年前との入試結果比較～」と題した特別講演会を開催し、教職員204人が参加した。志願者の増加を一時なものとしないう、職員の意識啓発の機会となった。	5-2-J-01 講演会「秋田大学の未来を考えるために」（平成29年度）		
	5-2-J-02 講演会「秋田大学はどう変化したのか～2年前との入試結果比較～」（平成30年度）		

〔活動取組5-2-K〕（志願者の増加に関連した取組等の状況・学長自身による高校訪問と大学紹介用コンテンツの充実） 平成29年度新たな取組として、学長自身による県内高校訪問を実施（20校）し、本学が「学生第一」というスローガンを掲げ、24時間対応の学生相談ダイヤルをはじめとして、学生一人一人に寄り添った懇切丁寧な対応をしていることに加え、各学部の詳細や大学の取組等を丁寧に説明するとともに、訪問の際に高校側から寄せられた要望等については、学長のガバナンスによりスピーディーに対応、改善することに努めた。具体的事例としては、本学教員の研究内容を高校生向けにわかりやすく説明した冊子や学部紹介DVD、PRポスターを新たに作成し、県内外の高校へ配付するとともに、それらのコンテンツをホームページにも掲載し、広くアナウンスした。なお学長の県内高校訪問は継続実施しており、令和元年度は20校訪問した。 また、従来から実施している県内外の高校に出向いた大学説明会についても回数を増加させた（平成28年度21校→平成29年度41校）ほか、各学部においても、出前講義や高校の進路指導担当教諭との懇談会等、高校との繋がりを密にする取組を実施した。なお、令和元年度は28校で大学説明会を実施し、27校の高校訪問を受け入れ説明の機会を得た。	5-2-K-01 高校生のための研究者・研究内容紹介	
〔活動取組5-2-L〕（志願者の増加に関連した取組等の状況・高大接続センターの取組） 平成29年4月には高大接続センターを設置し、県内高校との連携を緊密にするとともに、入試広報活動を一新した。具体的には、広報担当部署と連携し、本学の魅力を高校生にもアピールすべく、教員及び研究室などを紹介する高校生向け研究者紹介特設サイトの開設や、高大接続に特化したサイトの立ち上げ等、高校生向けのコンテンツを充実させたほか、専門業者によるウェブコンサルティングに基づきホームページの構成を見直し、受験生ポータルサイトに本学のモットーである「学生第一」に関する特設ページをリンクさせるなど、各コンテンツ間のアクセシビリティを向上させた。	5-2-L-01 高大接続センターの目的、組織・部門 5-2-L-01 Akita University Lab Interview 5-2-L-02 秋田大学のモットーは「学生第一」です	再掲
〔活動取組5-2-M〕（志願者の増加に関連した取組等の状況・理工学部） 理工学部においては、入学試験前期日程で、平成30年度より、一部のコースを除きa・b方式（a方式は現行の方式、b方式は個別学力検査の配点を重くした新しく導入した方式）を設定し、出願時にいずれかを選択する方式を導入した。導入初年度における前期日程の出願者数は前年比710人増の1,070人となり、志願倍率も前年比から3.1ポイントアップの4.7倍となった。	5-2-I-02 秋田大学入学試験状況調（総表）（平成30年度）	再掲
〔活動取組5-2-N〕（入学者選抜に係る広報戦略に基づく入試広報活動） 高大接続センターでは、更なる入試広報活動の充実のため、「入学者選抜に係る広報戦略」を策定している。同広報戦略では、志願先選択に影響が大きいと考えられる要因を精査し、受験生へのアプローチ方法及び広報媒体の洗練といった重要事項を整理した上で、入試広報活動を決定している。 また、当該戦略に基づき、本学の教育内容や学生生活等に関して理解を深めてもらうとともに、保護者の視点からの意見や要望等を活かした入試広報活動を展開することを目的に、平成30年度新たに県内高校生保護者との懇談会を開催し85人が参加した。各学部等の概要や学生生活の説明のほか、授業見学、施設見学、質疑応答などを実施し、アンケート結果から好評であり、令和元年度も継続して実施し、111人が参加している。	5-2-N-01 入学者選抜に係る広報戦略（令和2年度）（非公表） 5-2-N-02 教育研究評議会資料（非公表）	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。		

■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 入試制度改革等に継続的に取り組むため、高大接続教育部門、アドミッション部門、広報推進部門の3部門からなる高大接続センターを新たに設置し、高校と大学の学びの接続、アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者選抜方法の研究・開発、秋田大学への入学希望者に対する広報活動について一体的に取り組むことを目的として活動を実施しており、平成30年度入学試験においては、これらの取り組み（活動取組5-2-J～N）が相乗的に効果を発揮し、全学部の志願者数合計が5,608人となり、前年度と比較して1,990人増加した。（志願倍率は平成29年度の3.79倍から2.08ポイントアップの5.87倍）			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		
	・実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
	5-2-2-14 医学系研究科医科学専攻（修士課程）学生募集要項（社会人特別入試含む）		再掲
	5-3-1-02 「医理工連携コース」（令和2年度）		
	5-3-1-03 未来がん医療プロフェッショナル養成プラン（修士課程）（令和2年度）		
	5-3-1-04 未来がん医療プロフェッショナル養成プラン（博士課程）（令和2年度）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 （医学系研究科修士課程医科学専攻の入学定員未充足） 平成28年度から令和2年度までの5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均が7割未満であり、入学定員を大幅に下回る状態になっている。平成28年度の医学部教育研究カウンスル及び運営カウンスル合同会議において、学外委員より医科学専攻の入学者を増加させるためには、社会人特別入試を実施するなど工夫が必要との助言を受け、新たに平成31年度（令和元年度）から社会人特別入試を導入している。また、「医理工連携コース」教育プログラム及び「未来がん医療プロフェッショナル養成プラン」など特色あるプログラムを開設し志願者の獲得を図り適正化に取り組んでいるほか、修士課程の学費減免や授業で使用する教材をウェブ上で展開するe-learningシステム「WebClass」導入などによる授業時間見直しにより、社会人等多様な学生が学修しやすい環境づくりにも努めている。 今後は、医科学専攻の学位・教育プログラムについて、時代の要請に応えるものとなるよう、組織の枠を超えた新たな学位プログラムを導入して見直しを図り、令和3年度から、医理工連携コースの発展的解消を経たうえで、理工学研究科との間で高い健康リスクへ対応するヘルスケアと高齢者の医療・介護に関する諸課題解決に取り組む人材育成を主眼とする「先進ヘルスケア工学院（案）」を設置することで、新たな志願者の確保に努めたい。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たさない			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			

【改善を要する事項】

医学系研究科医科学専攻は、平成28年度から令和2年度までの5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均が7割未満であり、入学定員を大幅に下回る状態になっている。今後は、医科学専攻の学位・教育プログラムについて、時代の要請に応えるものとなるよう、組織の枠を超えた新たな学位プログラムを導入して見直しを図り、理工学研究科との間で高い健康リスクへ対応するヘルスケアと高齢者の医療・介護に関する諸課題解決に取り組む人材育成を主眼とする「先進ヘルスケア工学院（案）」を設置することで、新たな志願者の確保に努めたい。

領域6 基準の判断 総括表

秋田大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	国際資源学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
02	教育文化学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
03	医学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
04	理工学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	応用化学コース、材料理工学コース、機械工学コース、土木環境工学コースについては、一般社団法人技術者教育認定機構（J A B E E）の認定を受けている。
05	国際資源学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
06	教育学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	教職実践専攻については、一般財団法人教員養成評価機構の教職大学院認証評価において適合と判定されている。
07	医学系研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
08	理工学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
09	高等教育グローバルセンター	該当なし	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし	教養基礎教育

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)ディプロマ・ポリシー（学士課程共通）		
	6-1-1-01 (01)ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6－1－1]（ディプロマ・ポリシー（学士課程共通）） 国際資源学部のディプロマ・ポリシーを定めるとともに、教養基礎教育と専門教育からなる学士課程教育を通じ獲得する能力等を定めた学士の学位を授与する方針として、全学部共通のディプロマ・ポリシーを定めている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－2－1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)カリキュラム・ポリシー（学士課程共通）		
	6-2-1-01 (01)カリキュラム・ポリシー		
	6-2-1-02 (01)アセスメント・ポリシー		
[分析項目6－2－2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)ディプロマ・ポリシー（学士課程共通）		再掲
	6-2-1-01 (00)カリキュラム・ポリシー（学士課程共通）		再掲

	6-1-1-01 (01)ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-01 (01)カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-02 (01)アセスメント・ポリシー		再掲
	6-2-2-01 (00)教育研究評議会資料（三つのポリシーの見直し）（非公表）		
	6-2-2-02 (00)教育研究評議会資料（アセスメントポリシーの策定）（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-2-1]（カリキュラム・ポリシー（学士課程共通））資料6-2-1-01_ (00) 国際資源学部のカリキュラム・ポリシーとともに、全学部共通の方針である学士課程におけるディプロマ・ポリシーを達成するために、教養基礎教育と専門教育からなる学士課程教育全体を通じたカリキュラム・ポリシーを定めている。			
[分析項目6-2-2]（アセスメント・ポリシー）資料6-2-1-02_ (01) 「③学習成果の評価の方針」は、「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」として定めている。			
[分析項目6-2-2]（ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの整合性）資料6-2-2-01_ (00)、6-2-2-02_ (00) 平成29年3月8日開催の教育研究評議会において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの見直しを行い、学士課程共通のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを含めて、各学部の三つのポリシーが整合性を有していることを確認した。また、平成30年2月14日開催の教育研究評議会において、アセスメント・ポリシーを策定し4ポリシー体制を整えていることから、本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは整合性を有していると判断する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組6-2-A]（秋田大学学士力の策定） 学生が卒業にあたり各専攻分野を通じて培う学士力に関する学習成果を可視化することが求められており、学士力の定義について、教育推進総合センター（現在の高等教育グローバルセンター）教育活動部門会議及び各学部の学務系委員長により構成する学務系委員長会議にて検討を重ね、教員養成課程や医学部の高度専門職を養成する学部・課程も有していることを踏まえて、知識・理解や汎用的技術といった4分類、全15項目により定義される「秋田大学学士力」を平成30年度に策定した。 学士力の定義は、学習成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップの作成に活用した。	6-2-A-01 (00)秋田大学学士力		
[活動取組6-2-B]（秋田大学汎用ルーブリックの策定） 秋田大学学士力で定める各能力について、卒業時点で学生が身に付けるべき知識・技能・態度等の達成度を評価する指標として、各知識・技能・態度等ごとの評価観点を明示した「秋田大学汎用ルーブリック」を平成30年度に策定した。各項目の達成度はレベル1～4とし、1年次生から4年次生の達成度基準を想定しており、また、成績評価に準用する場合はC（レベル1）、B（レベル2）、A（レベル3）、S（レベル4）に相当する基準を想定し策定している。また、英語等の語学力についても各レベルで達成度基準を明確にするなど、学習成果の可視化がなされている。	6-2-B-01 (00)秋田大学汎用ルーブリック		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-2-A及び6-2-Bについて、秋田大学学士力及び秋田大学汎用ルーブリックを策定し、卒業時点で学生が身に付けるべき知識・技能・態度等の能力を具体化するとともに、その評価観点と達成度を明確化することにより、学習成果を可視化し社会的に信頼される学士課程教育の実践に取り組んでいる。			

【改善を要する事項】 該当なし			
基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第28条（教育課程の編成方針）	
	6-3-1-01 (01) ナンバリング		
	6-3-1-02 (01) カリキュラムツリー		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第29条（教育課程の編成方法）	再掲
	6-3-1-03 (01) 国際資源学部規程	・第5条（教育課程及び履修方法）	
	6-3-1-04 (01) 開設授業科目		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第29条の2（授業の方法） ・第31条（単位） ・第31条の2（一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準）	再掲
	6-3-2-01 (01) シラバス		
	6-3-2-02 (01) 単位制度		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	・明文化された規定類		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第36条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修） ・第37条（大学以外の教育施設等における学修） ・第38条（入学前の既修得単位等の認定）	再掲

【分析項目6-3-4】 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
【分析項目6-3-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-3-2】（単位制度）資料6-3-2-02_01) 国立大学法人秋田大学学則第31条に基づき、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としており、授業科目における授業時間は、授業の方法（講義、演習、実験、実習、実技）に応じて教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して同条第1号及び第2号において定めている。 なお、単位制度の趣旨と授業の方法に応じた教室内での学修時間及び教室外での学修時間については国際資源学部履修案内P.8～「(5)単位」に明記し学生に周知しており、シラバスの項目「授業の進行予定と進め方」では教室内学修の内容を記載しており、「授業時間外の学習内容等」や「教科書・参考書等」等では、教室外学修の内容を記載している。 以上のことから、シラバスを検証することにより、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえて科目の内容が設定されていることを確認できると判断する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-3-A】（文理融合のグローバル資源人材を養成するための体系的なカリキュラムの構築） 1～2年次にかけて、基礎教育科目の必修科目として少人数クラスによる「I-EAP（集中大学英语）」（I～Ⅵの計6単位）を開講し、留学生を交えたプレゼンテーション授業を含め、グローバル資源人材の基礎となる総合的な英語力を習得させている。また、2年次以上の専門教育科目についても全て英語で実施している。 3年次において、資源に関連する最新の実情について、海外で調査・体験し、学ぶことを目的とした必修科目の実習として、「海外資源フィールドワーク」を実施しており、学生は数名ごとのグループに分かれて実習先に約3～4週間滞在し、鉱山実習や地質実習、資源関係企業でのインターンシップ、関連大学での演習、フィールドスタディなどを行っている。 3年次において、専門教育科目の必修科目として「国際資源クリエイティブ演習」を開講し、海外資源フィールドワークの効果的な遂行と安全面やコミュニケーション能力を重視した実践的なトレーニングを行っている。この双方向型演習を通して海外資源フィールドワークの目的を理解させるとともに、事前・事後学習の場として活用している。	6-3-1-02_01)カリキュラムツリー		再掲
【活動取組6-3-B】（英語力向上に関する教育効果検証） 3年次において、専門教育科目の必修科目として「国際資源クリエイティブ演習」を開講し、海外資源フィールドワークが意義のあるものとなるよう、目的を理解させるとともに、事前・事後学習の場としている。「海外資源フィールドワーク」等による英語力向上に関する教育効果検証のため、1～3年次の学生を対象にTOEIC-I P受験を実施しており、学部内の英語教育を統括している教授が検証を行い、平成31年度（令和元年度）においては、資料6-3-B-01のような効果があったことを学部の執行部会議において報告した。	6-3-B-01_01)カリキュラム紹介		
	6-3-B-02_01)英語力向上に関する教育効果検証		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・活動取組6-3-Aについて、少人数クラスによる「I-EAP（集中大学英语）」等の講義及び専門教育科目を全て英語で実施することにより英語力を身に付け、3年次には資源に関する最新の実情について現地で調査・体験することで実践能力を養成する「海外資源フィールドワーク」を必修化するなど文理融合のグローバル資源人材養成に特化したカリキュラムを構築している。

・活動取組6-3-Bについて、令和元年度に行ったTOEIC試験を活用した英語力向上に関する教育効果検証の結果、TOEIC-IP試験を実施した1～3年次全学年において英語力向上が確認されており、4年間の学士課程教育を通じて、国際性・専門性を身に付けられる教育プログラム体系となっている。

【改善を要する事項】

該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第32条（1年間の授業期間）	再掲
	6-4-1-01 (01) 授業予定表		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第33条（各授業科目の授業期間）	再掲
	6-4-1-01 (01) 授業予定表		再掲
	・シラバス 6-3-2-01 (01) シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第31条の3（成績評価基準等の明示等）	再掲
	6-3-2-01 (01) シラバス		再掲
	6-4-3-01 (01) 履修案内		
	6-2-1-02 (01) アセスメント・ポリシー		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 (00) 教育上主要と認める授業科目		
	6-3-2-01 (01) シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		

〔分析項目6-4-6〕 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
〔分析項目6-4-7〕 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
〔分析項目6-4-8〕 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
〔分析項目6-4-9〕 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
〔分析項目6-4-10〕 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
〔分析項目6-4-11〕 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目6-4-2〕（クォーター制） 留学やボランティアといった学生の自主的活動の促進や、授業を短期間で集中して行うことによる学習効果の向上を目的として、1年間を4つの学期に分けるクォーター制を平成26年度から導入している。クォーター科目は計8週にわたって授業を行っている。			
〔分析項目6-4-3〕（成績評価基準）資料6-2-1-02_(01) 成績評価基準については、国際資源学部のアセスメント・ポリシーにおいてレターグレード（S、A、B、C、D）と評点および目標の達成度に応じた評価の基準を定めている。これについては国際資源学部全科目共通の基準であるため、個々のシラバスではなく、履修案内P. 5～に掲載し学生に周知している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
〔活動取組6-4-A〕（海外資源フィールドワーク） 3年次必修科目の実習「海外資源フィールドワーク」においては、学生が数名ごとのグループに分かれて実習先に約3～4週間滞在し、鉱山実習や地質実習、資源関係企業でのインターンシップ、関連大学での演習、フィールドスタディなどを行っており、参加率についても、本学の中期計画で掲げる数値目標（海外資源フィールドワークへの参加率100%）を平成28年度から令和元年度にかけ4年連続で達成している。 また、海外資源フィールドワークが有意義なものとなるよう、事前・事後学習の場として、「国際資源クリエイティブ演習」（3年次必修科目）を開講している。海外資源フィールドワーク委員会が実施するアンケートにおいて、海外資源フィールドワークに参加したことが自分の進路決定に大いに役立っているという回答が多いことから国際資源学部のカリキュラムの中核として効果を挙げていることを確認している。	6-4-A-01_(01)令和元年度海外資源フィールドワーク実習プログラム一覧		

〔活動取組6-4-B〕（一般財団法人日本エネルギー経済研究所中東研究センターと「エネルギー資源分野に関する協力協定」を締結） 平成31年4月に一般財団法人日本エネルギー経済研究所中等研究センターと「エネルギー資源分野に関する協力協定」を締結した。締結以前より、当センター職員を非常勤講師として採用し、学部専門科目の「資源政策学概論」を担当してもらうなど、資源における世界の最新情勢を多面的に教授するといった教育基盤を構築している。この協定締結により、本学と当センターとの共催による国際シンポジウムを開催し、中東情勢における議論を行ったほか、本学部の資源に対する研究について発表するなど、情報発信の場としても活用した。また、シンポジウムに関連した展覧会では、海外資源フィールドワークにおいてサウジアラビア共和国で実習を行った学部学生5人（うち、女子学生2人）が、実習の経験を発表するなど学生教育（人材育成）の面でも有意な成果を上げることができた。	6-4-B-01 (01)中央アジアを介したアフガニスタン支援のあり方についての国際会議		
	6-4-B-02 (01)シンポジウム「激変する中東情勢と日米協力の可能性」		
〔活動取組6-4-C〕（転コース） 入学時のコースから他のコースへ異動することを希望する場合（転コース）は、GPA2.5以上の学生であることを第一段階の出願条件とし、1年次生および2年次生を対象に申請を受け付けている。GPAが2.5以上の学生が転コースを希望した場合は、受け入れ先のコースによる審査を行い、合格した場合は転コースを認めている。それにより、学生の希望に即した修学を叶える体制を構築している。	6-4-C-01 (01)転コース実績		
〔活動取組6-4-D〕（英語力向上に関する取組） 世界で活躍する人材を育成する観点から、学部開設時から1、2年次前半の学生を対象に、英語特別教育プログラム「I-EAP」必修科目として開講し、グローバル資源人材となるための英語の基礎力の向上を行っている。また、2年次以降の専門科目は全て英語による授業を実施し、資源学における実践的な英語能力の向上を狙っている。さらに、平成30年度からは、「I-EAP Certificate」を開設し、外部試験のTOEIC-IPTテストを1年生から2年生までそれぞれ受験させ、各コース及び各年次の合格点を定め、合格点を満たすことを進級の要件とした。 なお、合格点に満たない学生に際しては、再度受験させることとし、受験前までに、担当教員及び外部講師による複数回の補講を行い、合格を目指すように指導している。	6-3-2-01 (01)シラバス 6-4-D-01 (01)I-EAP合格基準		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-4-Aについて、学生が数名ごとのグループに分かれて実習先に約3～4週間滞在し、鉱山実習や地質実習、資源関係企業でのインターンシップ、関連大学での演習、フィールドスタディなどを行う「海外資源フィールドワーク」では、参加率は平成28年度から4年連続で100%を達成している。また、海外資源フィールドワーク委員会が実施するアンケートでは海外資源フィールドワークに参加したことが自分の進級に大いに役立っているという回答が多く、本学部のカリキュラムの中核として効果を挙げている。 ・活動取組6-4-Bについて、平成31年4月に一般財団法人日本エネルギー経済研究所中東研究センターと「エネルギー資源分野に関する協力協定」を締結しており、この協定締結により海外資源フィールドワークにおける当センターの協力を得られることとなった。また、協定締結を記念して開催したシンポジウムに関連した展覧会では、海外資源フィールドワークにおいてサウジアラビア共和国で実習を行った学部学生5人（うち、女子学生2人）が、実習の経験を発表するなど学生教育（人材育成）の面でも有意な成果を上げることができた。 ・活動取組6-4-Cについて、入学時のコースから他のコースへ異動することを希望する場合（転コース）は、GPA2.5以上の学生であることを第一段階の出願条件とし、申請を受け付け、受け入れ先のコースによる審査に合格した場合は転コースを認めており、学生の希望に即した修学を叶える体制を構築している。			

・活動取組6-4-Dについて、英語特別教育プログラム「I-EAP」の開講及び2年次以降の専門科目は全て英語による授業を実施することにより、グローバル資源人材となるための英語の基礎力や資源学における実践的な英語能力の向上を行っている。さらに、平成30年度からは、「I-EAP Certificate」を開設し、外部試験のTOEIC-IPテストを1年生から2年生までそれぞれ受験させ、各コース及び各年次の合格点を定め、合格点を満たすことを進級の要件としている。

【改善を要する事項】

該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (00) 履修指導の実施状況		
	6-5-1-01 (00) 高大接続テキスト		
	6-5-1-02 (00) 質問教室		
	6-5-1-03 (00) webclassで利用できるリメディアル教材		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (00) 学習相談の実施状況		
	6-5-2-01 (00) 秋田大学総合学務支援システム（a・netアネット）		
	6-5-2-02 (00) webclassについて		
	6-5-2-03 (00) 学習ピアサポートシステム		
	6-5-1-02 (00) 質問教室		再掲
	6-5-2-04 (00) All Rooms、イングリッシュマラソン、TOEIC対策講座		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (00) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）		
	6-5-3-01 (00) インターンシップ案内		
	6-5-3-02 (00) インターンシップの流れ		
	6-5-3-03 (00) インターンシップ実施に関する受入企業等と大学との覚書		
	6-5-3-04 (00) インターンシップ実績（令和元年度）		
	6-5-3-05 (00) ジョブシャドウイング（令和元年度）		
	6-4-A-01 (01) 令和元年度海外資源フィールドワーク実習プログラム一覧		再掲
	6-3-2-01 (01) シラバス		再掲

[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)チューター制度		
	6-5-4-02 (00)チューター募集要項		
	6-5-4-03 (00)チューター配置（交換留学生）（令和元年度）（非公表）		
	6-5-4-04 (00)日本語科目担当教員オフィスアワー		
	6-5-4-01 (01)チューター配置（令和元年度）（非公表）		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-05 (00)2020年度留学生等向け授業科目一覧		
	6-5-4-06 (00)2020年度全学留学生等プログラム時間割		
	6-3-2-01 (01)シラバス		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-07 (00)国立大学法人秋田大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		
	6-5-4-08 (00)障害を理由とする差別の解消推進に関する教職員対応要領における留意事項		
	6-5-4-09 (00)学生サポートルーム		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
【特記事項】	6-5-4-03 (00)チューター配置（交換留学生）（令和元年度）（非公表）		再掲
	6-5-4-01 (01)チューター配置（令和元年度）（非公表）		再掲
	6-5-4-10 (00)修学上困難のある学生への合理的配慮について（非公表）		
	① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
	該当なし		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。	[活動取組6-5-A] (The All Roomsの取組) The All Rooms（教員がトレーニングした学生スタッフが利用者に英語を教える語学自習室）は、「学生による学生のための自律学習」をテーマに、英語が担当な大学院生、学部生、留学生が常駐し、英語の4技能（Speaking、Reading、Writing、Listening）と文化（Culture）、資格（TOEIC/TOEFL等）にも生かせる英語の総合力を、自分の目的に合わせて計画的に学習することができる支援であり、イングリッシュマラソンとの相乗効果や学生スタッフの育成にも力を入れて取り組んでいる。令和元年度の学生スタッフでは、TOEICの高得点者を輩出することができた（970点（大学院生）、945点（4年生）、940点（4年生））。		
	6-5-A-01 (00)英語力を鍛える		
	6-5-A-02 (00)学生メッセージ		
	6-5-A-03 (00)The All Rooms		

〔活動取組6-5-B〕(イングリッシュマラソンの実施) 平成29年度から実施している、学生の英語力向上のための特別プログラム「イングリッシュマラソン」を38人の学生を選出して実施した。参加学生には、TOEIC対策講座受講やTOEIC用語彙修得のための学習、The All Roomsでの週3回以上のトレーニング等を課し、9月にシンガポールの語学研修施設RELCへ短期留学(38人、令和元年9月1日～9月14日と9月15日～9月28日のいずれか)した。 参加学生のTOEICの平均点はイングリッシュマラソン開始前561点からイングリッシュマラソン後640点となり、79点向上し、過去2年同様成果を上げており、イングリッシュマラソン終了後は650点前後まで得点が向上することとなり、軌道に乗ってきたと言える。(平成29年度は、イングリッシュマラソン開始前537点、イングリッシュマラソン終了後662点、125点向上、平成30年度は、開始前549点、終了後646点、98点向上)	6-5-A-01 (00) 英語力を鍛える		再掲
〔活動取組6-5-C〕(海外拠点の設置) ダブルディグリープログラム協定の締結に併せて、平成31年4月より、インドネシアのパジャジャラン大学内に共同研究室を設置し、共同研究拠点及び海外資源フィールドワークを現地でサポートする協力拠点とすることとした。 また、これまでに行われてきた共同研究や海外資源フィールドワークの受入れ実績等により、アラブ首長国連邦のアラブ首長国連邦大学と大学間協定を締結し、平成31年4月より、同大学内に共同研究室を設置することとなり、中東地域における教育研究活動及び共同研究の実施等で活用していくこととした。	6-5-C-01 (01) 秋田大学、本学初のダブルディグリー・プログラム協定をパジャジャラン大学と締結 6-5-C-02 (01) 秋田大学がアラブ首長国連邦大学と大学間協定を締結		
〔活動取組6-5-D〕(海外資源フィールドワークの危機管理) ・安否確認 民間危機管理会社の総合危機管理サービスを利用し、学生に必ず週一回連絡させることで居場所の把握を行っているほか、学生から担当教員へ毎日の報告(メール等)を義務付けている。なお、海外資源フィールドワーク参加前に、同危機管理サービスを活用した安否確認の練習を授業の一環として3年次全員に義務付けている。 ・危険度審査・緊急時対応体制 外務省公表の危険レベル1の国・地域での実施を計画している場合、プログラム責任者へのヒアリングを実施し、実施の可否について審議し、その結果を学部の執行部会議へ提案し審議する体制を整備している。なお、危険レベル2以上の国・地域での実施は不許可としている。また、実施期間中は、事務職員が緊急連絡用の専用電話を24時間携帯し、事故等があった場合に備えて、学長をトップとした緊急時連絡体制を整備している。 これらの取組等により、実施初年度となる平成28年度からこれまでの間、大きな事故は発生していない。	6-4-A-01 (01) 令和元年度海外資源フィールドワーク実習プログラム一覧		再掲
〔活動取組6-5-E〕(留学) 交換留学制度および文部科学省「トビタテ! 留学JAPAN」の制度を利用して、海外の大学に日本人留学生を送り出している。トビタテ! 留学JAPANについては、平成28年度から毎年採択者が出ており、令和元年度までに8人が留学している。留学した学生においては、就職も資源系のみならず、材料系企業や商社等、他分野の一流企業に就職するなど、留学の成果が現れている。	6-5-E-01 (01) トビタテ! 留学JAPAN合格者の就職状況 6-5-E-02 (01) 留学体験記(トビタテ! 留学JAPAN)		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

・活動取組6-5-A及び6-5-Bについて、The ALL Roomsのイングリッシュマラソンとの相乗効果および学生スタッフの育成に力を入れて取り組んだ結果、イングリッシュマラソン参加学生のTOEIC平均点はイングリッシュマラソン終了後は650点前後まで向上することとなり、軌道に乗ってきたと言える。また、学生スタッフは令和元年度にTOEICの高得点者を輩出することができた(970点(大学院生)、945点(4年生)、940点(4年生))。

・活動取組6-5-Cについて、博士前期課程におけるダブルディグリープログラム協定の締結やこれまで行われてきた共同研究や海外資源フィールドワークの受入れ実績等が海外拠点の設置に結びついており、今後の更なる教育研究活動の発展及び国際連携活動の推進が期待される。

・活動取組6-5-Dについて、平成28年度から毎年度実施している海外資源フィールドワークについて、学生に対する危機管理指導の徹底、国別の危険レベルに応じたプログラムの事前審査及びプログラム実施中の緊急連絡体制を整備している。これらの取組等により、実施初年度となる平成28年度からこれまでの間、大きな事故は発生していない。

・活動取組6-5-Eについて、交換留学制度および文部科学省「トビタテ！留学JAPAN」の制度を活用し海外の大学に日本人学生を送り出している。平成28年度から毎年採択者が出ており令和元年度までに8人が留学し、留学した学生の就職状況は資源系のみならず、材料系企業や商社等、他分野の一流企業に就職するなど、留学の成果が現れている。

【改善を要する事項】

該当なし

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第31条の3 第2項(成績評価基準等の明示等)	再掲
	6-3-1-03 (01) 国際資源学部規程	・第8条(授業科目修了の認定) ・第9条(成績)	再掲
	6-2-1-02 (01) アセスメント・ポリシー		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (01) アセスメント・ポリシー、国際資源学部規程、秋田大学学則		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (01) 成績分布表(令和元年度)(非公表)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-01 (00) 秋田大学成績評価ガイドライン		
	6-6-3-02 (01) 教育学生委員会資料(非公表)		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-3-03 (01) GPA		
	6-2-1-02 (01) アセスメント・ポリシー		再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (01) 成績評価確認制度		

	6-6-4-02 (01)成績評価確認制度周知資料（令和元年度）		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-03 (01)成績評価確認内容（令和元年度前期）（非公表）		
	6-6-4-04 (01)成績評価確認内容（令和元年度後期）（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01_ (00)成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 [分析項目6-6-4]（成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類） 成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類については、現地調査の際に提示する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。 [活動取組6-6-A]（卒業生アンケート） 国際資源学部では、令和元年度より、学生生活の満足度あるいは学修成果を把握するための卒業生向けアンケートを実施している。当該アンケートでは、授業等を通して得た能力、技能等を確認するほか、カリキュラム全般の満足度や教職員の支援体制、1日あたりの学習時間などを調査し、適切な学修環境が提供できているか判断材料としている。さらにアンケート結果を分析・評価することで、教育内容の維持・向上に加え、生活支援や学修環境の改善などに反映させる貴重な情報源として活用している。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
	・卒業又は修了の要件を定めた規定 6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・第16条（修業年限） ・第17条（修業年限の通算） ・第34条（卒業の要件）	再掲
	6-3-1-03 (01)国際資源学部規程 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料	・第5条（教育課程及び履修方法）	再掲

	6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・第49条（卒業の認定）	再掲
	6-7-1-01 (01)国際資源学部教授会規程	・第2条（審議事項）	
〔分析項目6-7-2〕 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
〔分析項目6-7-3〕 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (01)国際資源学部規程、秋田大学学則		
〔分析項目6-7-4〕 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (01)国際資源学部教授会資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
〔分析項目6-7-5〕 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目6-8-1〕 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		

	6-8-1 (00) 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (01) 資格取得者（令和元年度）		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00) 秋田大学学業奨励金表彰（令和元年度）		
	6-8-1-02 (00) 秋田大学学生表彰（令和元年度）		
	6-8-1-03 (00) 秋田大学副学長表彰（令和元年度）		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 (00) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (00) 令和2年度学校基本調査卒業後の状況調査票		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-01 (06) 修了生の活躍状況		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-6-A-02 (01) 卒業生アンケート集計結果（令和元年度）		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00) (学士課程) 教育成果の検証に関する調査報告書（令和元年度）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00) (学士課程) 教育成果の検証に関する調査報告書（令和元年度）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-8-1]（標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率） 本学部は平成26年度設置であり、平成27、28年度の標準修業年限内の卒業（修了）率及び平成27～30年度の「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率については該当しない。			
[分析項目6-8-4]（卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取） 本学部は平成30年3月に第一期生が卒業したばかりであり、令和元年度に高等教育グローバルセンターが実施した、卒業後の学生に対する教育成果の調査の対象となっていないため、本項目は該当しない。			
[分析項目6-8-5]（就職先等からの意見聴取） 本学部は平成30年3月に第一期生が卒業したばかりであり、令和元年度に高等教育グローバルセンターが実施した、卒業生の主な雇用者に対する教育成果の調査の対象となっていないため、本項目は該当しない。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

〔活動取組 6－8－A〕（「採用を増やしたい大学」で1位、「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」で18位にランキング） 日本経済新聞社と日経HRが実施している大学イメージ調査は、同社が上場企業と有力非上場企業の人事担当者を対象に、採用した学生から見た大学のイメージなどを聞いたもので、平成29年度には「採用を増やしたい大学」の1位にランキングされた。また、令和元年度の同調査においては「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」の18位にランキングされ、エリア別ランキングで見ると、北海道・東北エリアにおいて、東北大学・北海道大学に次ぐ第3位にランキングされた。	6-8-A-01 (00)採用を増やしたい大学で第1位にランキング		
〔活動取組 6－8－B〕（卒業生アンケート） 国際資源学部で令和元年度より実施している「卒業生アンケート」では、大学で身に付けた能力や技能等を聞き取ることで、学位授与方針に沿った適切な学修成果を得ているか検証材料としている。アンケート結果を評価・分析することで、学位授与方針に沿った教育環境はもちろん、将来に向けた改善策の立案など、持続的な取組を行うための貴重な学生情報として利用している。	6-8-B-01 (01)卒業・修了生アンケート実施要領		
	6-6-A-01 (01)卒業生アンケート（令和元年度）		再掲
	6-6-A-02 (01)卒業生アンケート集計結果（令和元年度）		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組 6－8－Aについて、日本経済新聞社と日経HRが実施している大学イメージ調査において「採用を増やしたい大学」の1位（平成29年度）及び「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」（令和元年度）の18位にランキング（エリア別ランキングで見ると、北海道・東北エリアにおいて、東北大学・北海道大学に次ぐ第3位）されており、採用する企業側の本学学生への期待感が高いことがわかる結果となった。			
【改善を要する事項】 該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)ディプロマ・ポリシー（学士課程共通）		
	6-1-1-01 (02)ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-1-1]（ディプロマ・ポリシー（学士課程共通））資料6-1-1-01_ (00) 教育文化学部のディプロマ・ポリシーを定めるとともに、教養基礎教育と専門教育からなる学士課程教育を通じ獲得する能力等を定めた学士の学位を授与する方針として、全学部共通のディプロマ・ポリシーを定めている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)カリキュラム・ポリシー（学士課程共通）		
	6-2-1-01 (02)カリキュラム・ポリシー		
	6-2-1-02 (02)アセスメント・ポリシー		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)ディプロマ・ポリシー（学士課程共通）		再掲

	6-2-1-01 (00)カリキュラム・ポリシー (学士課程共通)		再掲
	6-1-1-01 (02)ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-01 (02)カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-02 (02)アセスメント・ポリシー		再掲
	6-2-2-01 (00)教育研究評議会資料 (三つのポリシーの見直し) (非公表)		
	6-2-2-02 (00)教育研究評議会資料 (アセスメントポリシーの策定) (非公表)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-2-1] (カリキュラム・ポリシー (学士課程共通)) 資料6-2-1-01_ (00) 教育文化学部のカリキュラム・ポリシーを定めるとともに、全学部共通の方針である学士課程におけるディプロマ・ポリシー達成するために、教養基礎教育と専門教育からなる学士課程教育全体を通じたカリキュラム・ポリシーを定めている。			
[分析項目6-2-1] (アセスメント・ポリシー) 資料6-2-1-02_ (02) 「③学習成果の評価の方針」は、「学修成果の評価の方針 (アセスメント・ポリシー)」として定めている。			
[分析項目6-2-2] (ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの整合性) 資料6-2-2-01_ (00)、6-2-2-02_ (00) 平成29年3月8日開催の教育研究評議会において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの見直しを行い、学士課程共通のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを含めて、各学部の三つのポリシーが整合性を有していることを確認した。また、平成30年2月14日開催の教育研究評議会において、アセスメント・ポリシーを策定し4ポリシー体制を整えた。その後もポリシーの点検を実施し令和元年度にアセスメント・ポリシーの見直しを行っている。以上より、本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは整合性を有していると判断する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[活動取組6-2-A] (秋田大学学士力の策定) 学生が卒業にあたり各専攻分野を通じて培う学士力に関する学習成果を可視化することが求められており、学士力の定義について、教育推進総合センター (現在の高等教育グローバルセンター) 教育活動部門会議及び各学部の学務系委員長により構成する学務系委員長会議にて検討を重ね、教員養成課程や医学部の高度専門職を養成する学部・課程も有していることを踏まえて、知識・理解や汎用的技術といった4分類、全15項目により定義される「秋田大学学士力」を平成30年度に策定した。 学士力の定義は、学習成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップの作成に活用した。	6-2-A-01 (00)秋田大学学士力		
[活動取組6-2-B] (秋田大学汎用ルーブリックの策定) 秋田大学学士力で定める各能力について、卒業時点で学生が身に付けるべき知識・技能・態度等の達成度を評価する指標として、各知識・技能・態度等ごとの評価観点を明示した「秋田大学汎用ルーブリック」を平成30年度に策定した。各項目の達成度はレベル1～4とし、1年次生から4年次生の達成度基準を想定しており、また、成績評価に準用する場合はC (レベル1)、B (レベル2)、A (レベル3)、S (レベル4) に相当する基準を想定し策定している。また、英語等の語学力についても各レベルで達成度基準を明確にするなど、学習成果の可視化がなされている。	6-2-B-01 (00)秋田大学汎用ルーブリック		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-2-A及び6-2-Bについて、秋田大学学士力及び秋田大学汎用ルーブリックを策定し、卒業時点で学生が身に付けるべき知識・技能・態度等の能力を具体化するとともに、その評価観点と達成度を明確化することにより、学習成果を可視化し社会的に信頼される学士課程教育の実践に取り組んでいる。			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・第28条（教育課程の編成方針）	
	6-3-1-01 (02)ナンバリング		
	6-3-1-02 (02)カリキュラムツリー（学校教育課程）		
	6-3-1-03 (02)カリキュラムツリー（地域文化学科）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・第29条（教育課程の編成方法）	再掲
	6-3-1-04 (02)秋田大学教育文化学部規程	・第4条（単位修得基準及び履修方法）	
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-05 (02)開設授業科目		
	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・第29条の2（授業の方法） ・第31条（単位） ・第31条の2（一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準）	再掲
	6-3-2-01 (02)シラバス		
	6-3-2-02 (02)単位制度		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		

〔分析項目6－3－3〕 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第36条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修） ・第37条（大学以外の教育施設等における学修） ・第38条（入学前の既修得単位等の認定）	再掲
〔分析項目6－3－4〕 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
〔分析項目6－3－5〕 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目6－3－2〕（単位制度） 国立大学法人秋田大学学則第31条に基づき、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としており、授業科目における授業時間は、授業の方法（講義、演習、実験、実習、実技）に応じて教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して同条第1号及び第2号において定めている。 なお、単位制度の趣旨と授業の方法に応じた教室内での学修時間及び教室外での学修時間については開設講義一覧P. 7～8に明記し学生に周知しており、シラバスの項目「授業の概要と進行予定及び進め方」では教室内学修の内容を記載しており、「授業時間外の学習内容等」や「教科書」「参考書等」では、教室外学修の内容を記載している。 以上のことから、シラバスを検証することにより、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえて科目の内容が設定されていることを確認できると判断する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			

(活動取組6-3-A) (コアカリキュラムの設定) 本学部地域文化学科の教育目的は「地域振興活動の中核となり得る能力・資質を備えた人材を養成する」(教育文化学部規程第2条)にある。この目的を達するために、地域に実際に出て学習をおこなう「コアカリキュラム」を設定している(学科全員必修)。 1年次での「地域学基礎」では、実際に現地に出かけて、地域の方々とコミュニケーションを通して地域の課題を確認するフィールドワークを行う。なお、その成果として、受講学生により編成された2つチームが令和元年度の東北地域ブランド総選挙のコンテストに出場し、それぞれ「最優秀賞」及び「優秀発展賞」を受賞した。 また、「地域課題研究ゼミ」は地域の自治体や企業、NPO法人の方々と学生がチームを組んで実習先の課題に取り組んだり(地域連携ゼミ)、教員主導で地域の課題を調査研究する(特定地域研究ゼミ)フィールドワーク型の授業であり、地域における問題解決力をしっかりと身に付けることができる。 なお、県内企業とのこうした取組を継続した結果、これまでのフィールドワーク型授業における学生の受け入れのみならず、共同研究・調査、講義、講演会等への講師の派遣についても相互に協力することとなり、平成30年10月1日に本学部と秋田県中小企業家同友会との間における包括的連携協定の締結につながった。	6-3-A-01 (02)コアカリキュラムの位置づけ		
	6-3-A-02 (02)「地域学基礎」受講学生の東北地域ブランド総選挙・最優秀賞等		
	6-3-A-03 (02)秋田県中小企業家同友会との連携協定		
(活動取組6-3-B) (外国語修得プログラム) 本学部では地域の国際化に対応するための人材養成も行っており、英語だけではなくドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語、朝鮮語を実用レベルまで修得することができるプログラムである「外国語習得プログラム」を設定している。本プログラムの同一の言語の指定科目を規定数以上修得すると卒業時に修了証が発行され、その能力を証明することができる。入学年度ごとの修了者数の直近3年間の実績では、平成28年度入学生については学科全員(100人)に対して半数以上が修得している。	6-3-B-01 (02)外国語修得プログラム		
	6-3-B-02 (02)外国語修得プログラム修了者数		
(活動取組6-3-C) (秋田県教育委員会との協定に基づく秋田県総合教育センター研修員との合同実施による授業) 本学部と秋田県教育委員会は、平成21年3月26日に秋田県総合教育センター研修員の授業科目の履修に関する協定を締結し、平成21年度から一部の授業では本学部の学生と同センター研修員とが一緒に授業を受講している。 同センターの研修員は秋田県公立学校に籍を置く教員であり、こうした教員の発表等を聞くなどして共に学ぶことで、教員を目指す学生にとっては、学校現場における実践知にふれ、将来教員になる際の貴重な経験を得ることができている。授業科目「教職発展演習」では研修員が教職志望の学生に対して自らの教育実践経験を伝える取り組みを行っており、教員就職率の向上に貢献している。「教職発展演習」の成果発表を兼ねた形で、教育文化学部と総合教育センターとのフォーラムを毎年通算で10回にわたって実施している。 附属教育実践研究支援センターを、平成31年4月より教職高度化センターに改組し、秋田県総合教育センターと秋田市教育研究所の連携推進室を設置した。これにより、学部や教職大学院における教員養成と、現職教員に対する教員研修の連携・体系化を推進している。また、秋田県内の教職課程を有する大学・短期大学に呼びかけて、令和元年10月に秋田教員養成連携協議会を設置し、情報交換、協議の機会を設けている。	6-3-C-01 (02)秋田県教育委員会との協定締結に係るHP掲載記事		
	6-3-C-02 (02)学生と研修員の合同授業に係るフォーラムでの成果発表		
	6-3-C-03 (02)教職高度化センターのリーフレット		
	6-3-C-04 (02)秋田教員養成連携協議会要項		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・活動取組6-3-Aについて、地域文化学科では、地域の方々や自治体、企業等とのコミュニケーションや共同活動を通じて地域の課題発見・調査研究に取組む等のフィールドワーク型の授業を採り入れたコアカリキュラムを設定しており、本学部の目的である地域振興活動の中核となり得る能力・資質を備えた人材養成を実現するための体系的なカリキュラムを構築している。その成果として、「地域学基礎」の受講学生により編成された2つチームが令和元年度の東北地域ブランド総選挙のコンテストに出場し、それぞれ「最優秀賞」及び「優秀発展賞」を受賞した。また、本学部と秋田県中小企業家同友会との間における包括的連携協定の締結につながった。			
・活動取組6-3-Bについて、本学部では英語だけでなくドイツ語、フランス語等の計6か国語について実用レベルまで修得可能な外国語修得プログラムを用意しており、このプログラムの科目を規定数以上修得すると卒業時に修了証が発行され実力を証明することができる。平成28年度入学生については学科全員100人に対して、半数以上となる延べ53人が修得している。			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第32条（1年間の授業期間）	再掲
	6-4-1-01 (02) 学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第33条（各授業科目の授業期間）	再掲
	6-4-2-01 (02) 授業予定表		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (02) シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第31条の3（成績評価基準等の明示等）	再掲
	6-3-2-01 (02) シラバス		再掲
	6-4-3-01 (02) 履修関係規程		
	6-4-3-02 (02) 開設講義一覧		
	6-2-1-02 (02) アセスメント・ポリシー		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 (00) 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		

	6-3-2-01 (02) シラバス		再掲
[分析項目 6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目 6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目 6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目 6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目 6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目 6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目 6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6-4-2]（クォーター制） 留学やボランティアといった学生の自主的活動の促進や、授業を短期間で集中して行うことによる学習効果の向上を目的として、1年間を4つの学期に分けるクォーター制を平成31年度（令和元年度）から導入している。クォーター科目は計8週にわたって授業を行っている。			
[分析項目 6-4-3]（成績評価基準）資料6-2-1-02_ (02) 成績評価基準については、教育文化学部アセスメント・ポリシーにおいてレターグレード(S、A、B、C、D)と評点および目標の達成度に応じた評価の基準を定めている。これについては全科目共通の基準であるため、履修関係規程P. 111～及び開設講義一覧P. 13～に掲載し学生に周知している。			
[分析項目 6-4-3]（芸術等の個人指導による実技の授業） 芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、秋田大学学則第31条第2号で定めるとおり、授業計画（シラバス）で定める時間の授業時間をもって1単位としており、当該授業科目のシラバスで確認できる。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組 6-4-A]（教育実地研究） 学校教育課程では、教育実習以外にこども理解及び教員としての資質向上を目的とした「教育実地研究」を1年次から設定している（通年2単位）。この科目では児童館や少年自然の家において、放課後の学習、遊び等の補助を行う実践的学習を行っている。教育実地研究Ⅰは1年次全員必修であり、Ⅱ～Ⅳのいずれか一科目は履修することとしている。（令和2年度からはⅠ又はⅡが必修）	6-3-1-05 (02) 開設授業科目		再掲
	6-3-2-01 (02) シラバス		再掲

〔活動取組 6－4－B〕（地域連携ゼミ） 地域文化学科ではコアカリキュラムの中で 1 年次に修得した地域課題の発見能力、2 年次に修得した地域課題の分析能力を基礎に、地域課題の解決能力を修得することを目的とする「地域連携ゼミ」（3 年次選択必修）を設定している。これは地域の企業や自治体、NPO 法人などの方々と学生がチームとなり、実習先が提示する課題と一緒に取組み解決していく課題解決型授業である。課題を解決するためには実習先の仕事内容を理解する必要があるため、インターンシップの要素が盛り込まれているが、授業として単位化しており、更に、実習先の方々と課題を解決していく要素を組み込み、この中でチームワーク力やコミュニケーション能力を更に強化している。 具体的な活動としては、人口減少という地域課題を抱える秋田県において、その課題解決としての交流人口を増やす取組などを行っている。例えば、地元の魅力を発信するために県内の印刷会社と本学部の学生が共同で製作した観光ガイド「あきじん」の発刊や（資料 6-4-B-01）、地域活性化に積極的な地元企業との協力により、豊かな自然を有する地域へのバスツアーの企画などが挙げられる（資料 6-4-B-02）。そのほか、県南部のプリント加工業者との共同によるオープンキャンパスのスタッフユニフォーム（エプロン）作成や、スーパーでの夏祭りイベントの企画・運営に携わる活動も行っている（資料 6-4-B-03）。 地域連携ゼミ（令和元年度までの名称は地域連携プロジェクトゼミ）は、これまで 4 年間実施しており、受講生数と実習先数は資料 6-4-B-04 に示す通りとなっている。平成 28 年度に履修した学生の就職活動を終えた卒業時のアンケート調査を行い、「社会人の方とコミュニケーションすることに慣れた」、「自分で考えて動くことができるようになった」の設問で 90% 以上の肯定的評価を得ていることが確認されており、目的を達成していることを確認している。（資料 6-4-B-05）	6-4-B-01 (02) 学生と地元企業が共同で製作した観光ガイド「あきじん」(2016, 2018, 2019)		
	6-4-B-02 (02) 学生と地元企業が共同で企画したバスツアーの概要		
	6-4-B-03 (02) その他の地域連携プロジェクトゼミの活動例（オープンキャンパスなど）		
	6-4-B-04 (02) 地域連携プロジェクトゼミの受講者数と実習先数の年推移		
	6-4-B-05 (02) 地域連携プロジェクトゼミ受講生へのアンケート集計結果		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組 6－4－A について、学校教育課程では、「教育実地研究Ⅰ」～「教育実地研究Ⅳ」を設定し、児童館や少年自然の家において、放課後の学習、遊び等の補助を行う実践的学習採り入れることにより、教育実習以外でこどもも理解及び教員の資質向上を図っている。 ・活動取組 6－4－B について、地域文化学科では、地域の企業や自治体、NPO 法人などの方々と学生がチームとなり、実習先が提示する課題と一緒に取組み解決していく課題解決型授業「地域連携ゼミ」を設定している。同科目には、インターンシップの要素やコミュニケーション能力の強化など、地域課題解決能力に必要な要素を盛り込んでいる。 平成 28 年度に本科目を履修した学生を対象とした卒業時のアンケート調査では、「社会人の方とコミュニケーションすることに慣れた」、「自分で考えて動くことができるようになった」の設問で 90% 以上の肯定的評価を得ており、本科目の目的は達成されていることを確認している。			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目 6－5－1〕 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式 6－5－1） 6-5-1 (00) 履修指導の実施状況 6-5-1-01 (00) 高大接続テキスト		

	6-5-1-02 (00)質問教室		
	6-5-1-03 (00)webclassで利用できるリメディアル教材		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (00)学習相談の実施状況		
	6-5-2-01 (00)秋田大学総合学務支援システム（a・netアネット）		
	6-5-2-02 (00)webclassについて		
	6-5-2-03 (00)学習ピアサポートシステム		
	6-5-1-02 (00)質問教室		再掲
	6-5-2-04 (00)All Rooms、イングリッシュマラソン、TOEIC対策講座		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (00)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）		
	6-5-3-01 (00)インターンシップ案内		
	6-5-3-02 (00)インターンシップの流れ		
	6-5-3-03 (00)インターンシップ実施に関する受入企業等と大学との覚書		
	6-5-3-04 (00)インターンシップ実績（令和元年度）		
	6-5-3-05 (00)ジョブシャドウイング（令和元年度）		
	6-5-3-01 (02)教育実地研究Ⅰ実施要項（非公表）		
	6-5-3-02 (02)秋田市立小学校における教育実地研究Ⅲ及びⅣの実施について		
	6-5-3-03 (02)地域連携プロジェクトゼミ実施要項		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)チューター制度		
	6-5-4-02 (00)チューター募集要項		
	6-5-4-03 (00)チューター配置（交換留学生）（令和元年度）（非公表）		
	6-5-4-04 (00)日本語科目担当教員オフィスアワー		
	6-5-4-01 (02)チューター配置（令和元年度）（非公表）		

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-05 (00)2020年度留学生等向け授業科目一覧		
	6-5-4-06 (00)2020年度全学留学生等プログラム時間割		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-07 (00)国立大学法人秋田大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		
	6-5-4-08 (00)障害を理由とする差別の解消推進に関する教職員対応要領における留意事項		
	6-5-4-09 (00)学生サポートルーム		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-03 (00)チューター配置（交換留学生）（令和元年度）（非公表）		再掲
6-5-4-01 (02)チューター配置（令和元年度）（非公表）		再掲	
6-5-4-10 (00)修学上困難のある学生への合理的配慮について（非公表）			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組6－5－A]（The All Roomsの取組） The All Rooms（教員がトレーニングした学生スタッフが利用者に英語を教える語学自習室）は、「学生による学生のための自律学習」をテーマに、英語が担当な大学院生、学部生、留学生が常駐し、英語の4技能（Speaking、Reading、Writing、Listening）と文化（Culture）、資格（TOEIC/TOEFL等）にも生かせる英語の総合力を、自分の目的に合わせて計画的に学習することができる支援であり、イングリッシュマラソンとの相乗効果や学生スタッフの育成にも力を入れて取り組んでいる。令和元年度の学生スタッフでは、TOEICの高得点者を輩出することができた（970点（大学院生）、945点（4年生）、940点（4年生））。	6-5-A-01 (00)英語力を鍛える		
	6-5-A-02 (00)学生メッセージ		
	6-5-A-03 (00)The All Rooms		
[活動取組6－5－B]（イングリッシュマラソンの実施） 平成29年度から実施している、学生の英語力向上のための特別プログラム「イングリッシュマラソン」を38人の学生を選出して実施した。参加学生には、TOEIC対策講座受講やTOEIC用語彙修得のための学習、The All Roomsでの週3回以上のトレーニング等を課し、9月にシンガポールの語学研修施設RELCへ短期留学（38人、令和元年9月1日～9月14日と9月15日～9月28日のいずれか）した。 参加学生のTOEICの平均点はイングリッシュマラソン開始前561点からイングリッシュマラソン後640点となり、79点向上し、過去2年同様成果を上げており、イングリッシュマラソン終了後は650点前後まで得点が向上することとなり、軌道に乗ってきたと言える。（平成29年度は、イングリッシュマラソン開始前537点、イングリッシュマラソン終了後662点、125点向上、平成30年度は、開始前549点、終了後646点、98点向上）	6-5-A-01 (00)英語力を鍛える		再掲

〔活動取組 6-5-C〕(教員就職支援) 学校教育課程での教員就職支援としては「教職自主ゼミ」と「スタージュ」を行っている。教職自主ゼミは、課外で学生の自主参加で行っており、教職キャリア支援室の教員(現在小中高校を退職した特別教員等 6 人と学部・大学院教員 8 人)が教育に関する時事問題の分析、面接指導、模擬授業対策などを行い、教員採用試験対策を行いつつ、退職教員の知の継承を行っている。3 年次後期から始まり、4 年次前期までのスケジュールである。 また、キャリア委員会の教職担当者を中心に「スタージュ」と呼ばれる教職就職支援のための課外活動を行っており(毎回登録制)、小論文対策等を行うほか、春、秋にキャンプを開催している(資料 6-5-C-01)。キャンプでは宿泊をしながら 2 日間、教員の資質を高めるための講義や教員採用試験の総仕上げを行っており(資料 6-5-C-02)、多くの学生が集まり、お互いに情報交換を行うことでモチベーションの維持にもつながっている。過去の教職自主ゼミ及びキャンプの参加者については資料 6-5-C-03 にあるとおりである。	6-5-C-01 (02)教職自主ゼミ、スタージュのスケジュール(令和元年度) 6-5-C-02 (02)オータムキャンプスケジュール(令和元年度) 6-5-C-03 (02)教職自主ゼミ、スタージュキャンプ参加者の年推移		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組 6-5-A 及び 6-5-B について、The ALL Rooms のイングリッシュマラソンとの相乗効果および学生スタッフの育成に力を入れて取り組んだ結果、イングリッシュマラソン参加学生の TOEIC 平均点はイングリッシュマラソン終了後は 650 点前後まで向上することとなり、軌道に乗ってきたと言える。また、学生スタッフは令和元年度に TOEIC の高得点者を輩出することができた(970 点(大学院生)、945 点(4 年生)、940 点(4 年生))。 ・活動取組 6-5-C について、学校教育課程における教員就職支援に関する取組として「教職自主ゼミ」及び「スタージュ」を実施している。教職自主ゼミでは、小中高校を退職した特別教員等で構成する教職キャリア支援室の教員による時事問題分析・面接指導・模擬授業対策などの教員採用試験対策を行いつつ退職教員の知の継承を行っており、また、スタージュでは、キャリア委員会の教職担当者を中心に小論文対策や春・秋キャンプでの情報交換を通じてモチベーションの維持を図るなどの取組をしており、どちらも課外ではあるが教員志望の意欲的な学生が多数参加している。			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目 6-6-1〕 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・第 31 条の 3 第 2 項(成績評価基準等の明示等)	再掲
	6-3-1-04 (02)秋田大学教育文化学部規程	・第 6 条(授業科目修了の認定) ・第 7 条 ・第 8 条 ・第 9 条(成績)	再掲
	6-2-1-02 (02)アセスメント・ポリシー		再掲
〔分析項目 6-6-2〕 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (02)教育文化学部規程、秋田大学学則		

	6-2-1-02 (02) アセスメント・ポリシー		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (02) 成績分布表（令和元年度）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-01 (00) 秋田大学成績評価ガイドライン		
	6-6-3-02 (02) 教務学生委員会資料（非公表）		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-3-03 (02) GPAに関する内規		
	6-2-1-02 (02) アセスメント・ポリシー		再掲
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-6-3-04 (02) 教育文化学部卒業研究に関する内規		
	6-6-3-05 (02) 卒業研究の評価基準		
	6-6-3-06 (02) 自由研究演奏会（音楽）		
	6-6-3-07 (02) 卒業記念展・授業作品展（美術）		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (02) 成績評価確認制度		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02 (02) 成績評価確認内容（前期）（非公表）		
	6-6-4-03 (02) 成績評価確認内容（後期）（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01_ (00) 成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-6-3]（個人指導が中心となる科目の成績評価の客観性を担保するための措置） 卒業研究に関する内規及び卒業研究の評価基準により、各分野の卒業研究の評価基準を設けている。音楽教育分野においては、卒業研究論文による成績評価とし、演奏評価は実施していないが、研究発表会を実施し、研究室教員全員による審査及び協議を経て成績評価を行っている。また、美術教育分野においては、論文及び作品による成績評価とし、それに基づき実施する研究発表会における発表内容を研究室教員全員による審査及び協議を経て成績評価を行っている。卒業研究発表会及び研究室教員全員による成績評価は、音楽や美術教育分野においてのみ実施されている取り組みではなく、本学部のすべての分野の卒業研究において実施されており、成績評価の客観性が担保されていると判断する。 なお、卒業研究の成績評価とはならないが、音楽教育分野では「自由研究演奏会」、芸術分野では「展覧会」を開催し、学修成果を公表する機会を設けている。			
[分析項目6-6-4]（成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類） 成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類については、現地調査の際に提示する。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・第16条（修業年限） ・第17条（修業年限の通算） ・第34条（卒業の要件）	再掲
	6-3-1-04 (02)秋田大学教育文化学部規程	・第4条（単位修得基準及び履修方法）	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・第49条（卒業の認定）	再掲
	6-7-1-01 (02)秋田大学教育文化学部教授会規程	・第2条（審議事項）	
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-6-2-01 (02)教育文化学部規程、秋田大学学則		再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (02)教育文化学部教授会資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		

[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (02)資格取得者（令和元年度）		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)秋田大学学業奨励金表彰（令和元年度）		
	6-8-1-02 (00)秋田大学学生表彰（令和元年度）		
	6-8-1-03 (00)秋田大学副学長表彰（令和元年度）		
	6-8-1-02 (02)受賞		
	6-8-1-03 (02)受賞		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 (00)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		

	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (00) 令和2年度学校基本調査卒業後の状況調査票		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-01 (02) 卒業生の活躍状況		
	6-8-2-02 (02) 卒業生の活躍状況		
	6-8-2-03 (02) 卒業生の活躍状況		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (02) 卒業生アンケート集計結果（令和元年度）		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00) (学士課程) 教育成果の検証に関する調査報告書（令和元年度）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00) (学士課程) 教育成果の検証に関する調査報告書（令和元年度）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組6-8-A]（「採用を増やしたい大学」で1位、「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」で18位にランキング） 日本経済新聞社と日経HRが実施している大学イメージ調査は、同社が上場企業と有力非上場企業の人事担当者を対象に、採用した学生から見た大学のイメージなどを聞いたもので、平成29年度には「採用を増やしたい大学」の1位にランキングされた。また、令和元年度の同調査においては「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」の18位にランキングされ、エリア別ランキングで見ると、北海道・東北エリアにおいて、東北大学・北海道大学に次ぐ第3位にランキングされた。	6-8-A-01 (00) 採用を増やしたい大学で第1位にランキング		
	6-8-A-02 (00) 企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキングで第18位に		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・活動取組6-8-Aについて、日本経済新聞社と日経HRが実施している大学イメージ調査において「採用を増やしたい大学」の1位（平成29年度）及び「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」（令和元年度）の18位にランキング（エリア別ランキングで見ると、北海道・東北エリアにおいて、東北大学・北海道大学に次ぐ第3位）されており、採用する企業側の本学学生への期待感が高いことがわかる結果となった。			
【改善を要する事項】			
該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

:「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)ディプロマ・ポリシー（学士課程共通）		
	6-1-1-01 (03)ディプロマ・ポリシー（医学科）		
	6-1-1-02 (03)ディプロマ・ポリシー（保健学科）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-1-1]（ディプロマ・ポリシー（学士課程共通））資料6-1-1-01_(00) 医学科及び保健学科のディプロマ・ポリシーを定めるとともに、教養基礎教育と専門教育からなる学士課程教育を通じ獲得する能力等を定めた学士の学位を授与する方針として、全学部共通のディプロマ・ポリシーを定めている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)カリキュラム・ポリシー（学士課程共通）		
	6-2-1-01 (03)カリキュラム・ポリシー（医学科）		
	6-2-1-02 (03)アセスメント・ポリシー（医学科）		
	6-2-1-03 (03)カリキュラム・ポリシー（保健学科）		
	6-2-1-04 (03)アセスメント・ポリシー（保健学科）		

[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)ディプロマ・ポリシー（学士課程共通）		再掲
	6-2-1-01 (00)カリキュラム・ポリシー（学士課程共通）		再掲
	6-1-1-01 (03)ディプロマ・ポリシー（医学科）		再掲
	6-2-1-01 (03)カリキュラム・ポリシー（医学科）		再掲
	6-2-1-02 (03)アセスメント・ポリシー（医学科）		再掲
	6-1-1-02 (03)ディプロマ・ポリシー（保健学科）		再掲
	6-2-1-03 (03)カリキュラム・ポリシー（保健学科）		再掲
	6-2-1-04 (03)アセスメント・ポリシー（保健学科）		再掲
	6-2-2-01 (00)教育研究評議会資料（三つのポリシーの見直し）（非公表）		
	6-2-2-02 (00)教育研究評議会資料（アセスメントポリシーの策定）（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-2-1]（カリキュラム・ポリシー（学士課程共通））資料6-2-1-01_(00) 医学科及び保健学科のカリキュラム・ポリシーとともに、全学部共通の方針である学士課程におけるディプロマ・ポリシーを達成するため、教養基礎教育と専門教育からなる学士課程教育全体を通じたカリキュラム・ポリシーを定めている。			
[分析項目6-2-1]（アセスメント・ポリシー）資料6-2-1-02_(03)、6-2-1-04_(03) 「③学習成果の評価の方針」は、「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」として定めている。			
[分析項目6-2-2]（ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの整合性）資料6-2-2-01_(00)、6-2-2-02_(00) 平成29年3月8日開催の教育研究評議会において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの見直しを行い、学士課程共通のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを含めて、各学部の三つのポリシーが整合性を有していることを確認した。また、平成30年2月14日開催の教育研究評議会において、アセスメント・ポリシーを策定し4ポリシー体制を整えていることから、本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは整合性を有していると判断する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組6-2-A]（秋田大学学士力の策定） 学生が卒業にあたり各専攻分野を通じて培う学士力に関する学習成果を可視化することが求められており、学士力の定義について、教育推進総合センター（現在の高等教育グローバルセンター）教育活動部門会議及び各学部の学務系委員長により構成する学務系委員長会議にて検討を重ね、教員養成課程や医学部の高度専門職を養成する学部・課程も有していることを踏まえて、知識・理解や汎用的技術といった4分類、全15項目により定義される「秋田大学学士力」を平成30年度に策定した。 学士力の定義は、学習成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップの作成に活用した。	6-2-A-01 (00)秋田大学学士力		

【活動取組6-2-B】(秋田大学汎用ルーブリックの策定) 秋田大学学士力で定める各能力について、卒業時点で学生が身に付けるべき知識・技能・態度等の達成度を評価する指標として、各知識・技能・態度等ごとの評価観点を明示した「秋田大学汎用ルーブリック」を平成30年度に策定した。各項目の達成度はレベル1～4とし、1年次生から4年次生の達成度基準を想定しており、また、成績評価に準用する場合はC(レベル1)、B(レベル2)、A(レベル3)、S(レベル4)に相当する基準を想定し策定している。また、英語等の語学力についても各レベルで達成度基準を明確にするなど、学習成果の可視化がなされている。	6-2-B-01 (00)秋田大学汎用ルーブリック		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-2-A及び6-2-Bについて、秋田大学学士力及び秋田大学汎用ルーブリックを策定し、卒業時点で学生が身に付けるべき知識・技能・態度等の能力を具体化するとともに、その評価観点と達成度を明確化することにより、学習成果を可視化し社会的に信頼される学士課程教育の実践に取り組んでいる。			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-3-1】 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)		
	6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・第28条(教育課程の編成方針)	
	6-3-1-01 (03)ナンバリング(医学科)		
	6-3-1-02 (03)ナンバリング(保健学科)		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)		
	6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・第29条(教育課程の編成方法)	再掲
	6-3-1-03 (03)秋田大学医学部規程	・第7条(履修の要件)第1～4項	
	6-3-1-04 (03)時間割表(医学科)		
	6-3-1-05 (03)シラバス(医学科)1		
	6-3-1-06 (03)シラバス(医学科)2		
	6-3-1-07 (03)シラバス(医学科)3		
	6-3-1-08 (03)時間割表(保健学科)		
	6-3-1-09 (03)シラバス(保健学科)		
【分析項目6-3-2】 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		

	・ シラバス		
	6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・ 第29条の2 (授業の方法) ・ 第31条 (単位) ・ 第31条の2 (一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)	再掲
	6-3-1-05 (03)シラバス (医学科) 1		再掲
	6-3-1-06 (03)シラバス (医学科) 2		再掲
	6-3-1-07 (03)シラバス (医学科) 3		再掲
	6-3-1-09 (03)シラバス (保健学科)		再掲
	6-3-2-02 (09)単位制度		
	・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
〔分析項目 6-3-3〕 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・ 第36条 (他の大学又は短期大学における授業科目の履修) ・ 第37条 (大学以外の教育施設等における学修) ・ 第38条 (入学前の既修得単位等の認定)	再掲
〔分析項目 6-3-4〕 大学院課程 (専門職学位課程を除く) においては、学位論文 (特定の課題についての研究の成果を含む) の作成等に係る指導 (以下「研究指導」という) に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文 (特定課題研究の成果を含む。) 指導体制が確認できる資料 (規定、申合せ等)		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
〔分析項目 6-3-5〕 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料 (コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) ※前述の資料と同じ		
	・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

【分析項目6-3-2】(単位制度) 国立大学法人秋田大学学則第31条に基づき、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としており、授業科目における授業時間は、授業の方法(講義、演習、実験、実習、実技)に応じて教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して同条第1号及び第2号において定めている。なお、単位制度の趣旨と授業の方法に応じた教室内での学修時間及び教室外での学修時間については教養基礎教育学習ガイドP.5に明記し学生に周知している。 医学科では、シラバスの項目「講義内容・具体的到達目標・学修目標」において教室内学修の内容を記載しており、「授業時間外の学習内容・その他・メッセージ」や「教科書・参考書」等では、教室外学修の内容を記載しており、保健学科では、シラバスの項目「授業内容・授業時間外学習の内容等」において教室内・教室外学修の内容を記載している。 以上のことから、シラバスを検証することにより、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえて科目の内容が設定されていることを確認できると判断する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。			
【活動取組6-3-A】(コンピテンス及びコンピテンシーの設定) 卒業時にどれだけの能力を備えた医学生を育て上げるかが近年の医学教育において重要視されており、到達目標(アウトカム)を明確に定めることが求められている。 医学科では、卒業時に備えておくべき能力をコンピテンス及びコンピテンシー(知識・技術・態度を包括した実践的な能力)として定め、6年間で確実に達成できるように、すべての科目についてコンピテンシーから見た役割を明確化し、学年ごとのマイルストーンを明示した。	6-3-A-01 (03)医学科のカリキュラムについて		
【活動取組6-3-B】(国際認証に向けた取組) 医学科では、医学教育の国際認証に向けた取組を行っており、カリキュラム検討ワーキンググループ(平成25～30年度。平成31年度(令和元年度)からはカリキュラム検討委員会)を中心に国際認証に係る臨床実習を見据えて、量と質の改善のため、専門教育科目を1年生から前倒しし、アウトカムに基づいた「医療行動科学」を1年次に新設した。また、カリキュラム全体のバランス調整を行い、平成30年度に4年次となる学生から、臨床実習の時間数を旧来の52週から74週に増加し、内容を、学生が診療チームに参加し、その一員として診療業務を分担しながら医師の職業的な知識・思考法・技能・態度の基本的な部分を学ぶ「診療参加型臨床実習」としている。	6-3-B-01 シラバス(医療行動科学)		
【活動取組6-3-C】(地域医療への関心を高める取組) 保健学科では、平成29年度までは文部科学省「地(知)の拠点整備事業」(COC事業)の一環として、事業参画自治体である横手市において「統合看護実習Ⅱ」を行い、在宅看護・医療を考える地域ネットワークの形成について、秋田県や事業参画自治体及び地域住民との協働作業を進めた。事業終了後も地域での実習を継続しており、これまで延べ40人の学生が参加し、地域医療の課題について考える機会となっている。	6-3-C-01 シラバス(統合看護実習Ⅱ)		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-3-Aについて、卒業時に備えておくべき能力をコンピテンス及びコンピテンシーとして定め、6年間で確実に達成できるように、すべての科目についてコンピテンシーから見た役割を明確化し、学年ごとのマイルストーンを明示した。 ・活動取組6-3-Bについて、医学教育の国際認証に向けた取組を行っており、専門教育科目を1年生から前倒しし、アウトカムに基づいた「医療行動科学」を新設するとともに、平成30年度に4年次となる学生から、臨床実習の時間数を旧来の52週から74週に増加し、診療参加型臨床実習を充実させるなど、国際認証に係る臨床実習の量と質の改善を実施している。			

・活動取組6-3-Cについて、地域医療の課題について考える機会とするため、「統合看護学実習Ⅱ」において、在宅看護・医療を考える地域ネットワークの形成について、秋田県や事業参画自治体及び地域住民との協働作業を進めこれまで延べ40人の学生が参加している。

【改善を要する事項】

該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第32条（1年間の授業期間）	再掲
	6-3-1-04 (03) 時間割表（医学科）		再掲
	6-4-1-01 (03) 学年暦（保健学科）		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第33条（各授業科目の授業期間）	再掲
	6-3-1-04 (03) 時間割表（医学科）		再掲
	6-3-1-08 (03) 時間割表（保健学科）		再掲
	・シラバス		
	6-3-1-05 (03) シラバス（医学科）1		再掲
	6-3-1-06 (03) シラバス（医学科）2		再掲
	6-3-1-07 (03) シラバス（医学科）3		再掲
	6-3-1-09 (03) シラバス（保健学科）		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第31条の3（成績評価基準等の明示等）	再掲
	6-3-1-05 (03) シラバス（医学科）1		再掲
	6-3-1-06 (03) シラバス（医学科）2		再掲
	6-3-1-07 (03) シラバス（医学科）3		再掲
	6-3-1-09 (03) シラバス（保健学科）		再掲
	6-4-3-01 (03) 学生便覧		
	6-4-3-02 (03) 授業計画（医学科）1		
	6-4-3-03 (03) 授業計画（医学科）2		
	6-4-3-04 (03) 授業計画（医学科）3		

	6-4-3-05 (03) 授業計画 (医学科) 4		
	6-4-3-06 (03) 履修案内 (保健学科)		
	6-4-3-07 (03) アセスメント・ポリシー、秋田大学医学部規程、秋田大学医学部医学科・保健学科試験内規		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目 (別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (00) 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-1-05 (03) シラバス (医学科) 1		再掲
	6-3-1-06 (03) シラバス (医学科) 2		再掲
	6-3-1-07 (03) シラバス (医学科) 3		再掲
	6-3-1-09 (03) シラバス (保健学科)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度 (CAP制度) を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例 (大学院設置基準第14条) の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業 (スクーリングを含む。) 若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法 (同時性・非同時性、双方向性・非双方向性) について確認できる資料 (シラバス、履修要項、教材等の該当箇所)		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

[分析項目6-4-2] (10週又は15週と異なる授業期間の設定) 医学科のカリキュラムは文部科学省が作成している医学教育モデル・コア・カリキュラムにより医学教育の全体が設計されている必要がある。医学教育モデル・コア・カリキュラムに基づいた授業を実施するにはその膨大な内容を学生に効果的に教授できるように集中講義に近い授業形態を採用している。 保健学科では授業を短期間で集中して行うことによる学習効果の向上を目的として、1年間を4つの学期に分けるクォーター制を平成31年度（令和元年度）から導入している。クォーター科目は計8週にわたって授業を行っている。			
[分析項目6-4-3] (成績評価基準) 医学科では、医学部規程により「授業科目の修了の認定は試験による」こととされており、「試験」に関しては医学科試験内規により「統一試験、卒業試験」と定義されている。また、「試験」の受験資格は「当該科目において講義時間の3分の2以上出席し、かつ所定の実習を終えた者」と医学科試験内規により規定されている。なお、試験の方法は筆答、口頭、レポート提出及び実地諮問等によることと医学科試験内規により規定されている。 上記により、シラバスの「成績評価の方法」に「出席」などといった記載がある科目もあるが、これは、「試験」の受験資格という意味での記載であり、シラバス作成時の説明会等でも、「試験」の受験資格である「出席」については記載をしてよいことと説明を行っている。なお、出席状況が「試験の評価」の対象とならないことは、アセスメントポリシーに明記し、学生には十分に周知している。			
[分析項目6-4-3] (成績評価基準) 保健学科の成績評価基準については、保健学科のアセスメント・ポリシーにおいて評語(S、A、B、C、D)と評点および目標の達成度に応じた評価の基準を定めている。これについては保健学科専門科目共通の基準であるため、個々のシラバスではなく、医学部学生便覧に掲載し学生に周知している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (00)履修指導の実施状況		
	6-5-1-01 (00)高大接続テキスト		
	6-5-1-02 (00)質問教室		
	6-5-1-03 (00)webclassで利用できるリメディアル教材		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (00)学習相談の実施状況		
	6-5-2-01 (00)秋田大学総合学務支援システム(a・netアネット)		
	6-5-2-02 (00)webclassについて		

	6-5-2-03 (00)学習ピアサポートシステム		
	6-5-1-02 (00)質問教室		再掲
	6-5-2-04 (00)All Rooms、イングリッシュマラソン、TOEIC対策講座		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (00)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）		
	6-5-3-01 (00)インターンシップ案内		
	6-5-3-02 (00)インターンシップの流れ		
	6-5-3-03 (00)インターンシップ実施に関する受入企業等と大学との覚書		
	6-5-3-04 (00)インターンシップ実績（令和元年度）		
	6-5-3-05 (00)ジョブシャドウイング（令和元年度）		
	6-5-3-01 (03)シラバス（地域医療・コミュニケーションとチーム医療）		
	6-5-3-02 (03)シラバス（看護職のキャリアデザイン）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)チューター制度		
	6-5-4-02 (00)チューター募集要項		
	6-5-4-03 (00)チューター配置（交換留学生）（令和元年度）（非公表）		
	6-5-4-04 (00)日本語科目担当教員オフィスアワー		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-05 (00)2020年度留学生等向け授業科目一覧		
	6-5-4-06 (00)2020年度全学留学生等プログラム時間割		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-07 (00)国立大学法人秋田大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		
	6-5-4-08 (00)障害を理由とする差別の解消推進に関する教職員対応要領における留意事項		
	6-5-4-09 (00)学生サポートルーム		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		

	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-03 (00)チューター配置（交換留学生）（令和元年度）（非公表）		再掲
	6-5-4-10 (00)修学上困難のある学生への合理的配慮について（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
〔活動取組6-5-A〕（The All Roomsの取組） The All Rooms（教員がトレーニングした学生スタッフが利用者に英語を教える語学自習室）は、「学生による学生のための自律学習」をテーマに、英語が担当な大学院生、学部生、留学生が常駐し、英語の4技能（Speaking, Reading, Writing, Listening）と文化（Culture）、資格（TOEIC/TOEFL等）にも生かせる英語の総合力を、自分の目的に合わせて計画的に学習することができる支援であり、イングリッシュマラソンとの相乗効果や学生スタッフの育成にも力を入れて取り組んでいる。令和元年度の学生スタッフでは、TOEICの高得点者を輩出することができた（970点（大学院生）、945点（4年生）、940点（4年生））。	6-5-A-01 (00)英語力を鍛える		
	6-5-A-02 (00)学生メッセージ		
	6-5-A-03 (00)The All Rooms		
〔活動取組6-5-B〕（イングリッシュマラソンの実施） 平成29年度から実施している、学生の英語力向上のための特別プログラム「イングリッシュマラソン」を38人の学生を選出して実施した。参加学生には、TOEIC対策講座受講やTOEIC用語彙修得のための学習、The All Roomsでの週3回以上のトレーニング等を課し、9月にシンガポールの語学研修施設RELCへ短期留学（38人、令和元年9月1日～9月14日と9月15日～9月28日のいずれか）した。 参加学生のTOEICの平均点はイングリッシュマラソン開始前561点からイングリッシュマラソン後640点となり、79点向上し、過去2年同様成果を上げており、イングリッシュマラソン終了後は650点前後まで得点が向上することとなり、軌道に乗ってきたと言える。（平成29年度は、イングリッシュマラソン開始前537点、イングリッシュマラソン終了後662点、125点向上、平成30年度は、開始前549点、終了後646点、98点向上）	6-5-A-01 (00)英語力を鍛える		再掲
〔活動取組6-5-C〕（医学部附属病院シミュレーション教育センター） 医学部附属病院シミュレーション教育センターは、利用資格の認定を受けたうえで各種のシミュレーション機器を用いた医療手技に関する研鑽自習が可能な施設である。自主的学習環境として学生がより効果的に利用できるよう、使用マナーの改善をはじめとして各設備の利用法につき学務委員会より必要に応じて随時指導を行っている。	6-5-C-01 (03)シミュレーション教育センターパンフレット		
〔活動取組6-5-D〕（トランスジェンダーの学生受入の対応） 保健学科看護学専攻において、トランスジェンダーの学生の受入に対応するため、平成31年度（令和元年度）からユニフォームを男女兼用とした。また、本人の要望を受け、更衣室を新たに整備した。	6-5-D-01 (03)学生のユニフォームが新しくなりました！		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

・活動取組6-5-A及び6-5-Bについて、The ALL Roomsのイングリッシュマラソンとの相乗効果および学生スタッフの育成に力を入れて取り組んだ結果、イングリッシュマラソン参加学生のTOEIC平均点はイングリッシュマラソン終了後は650点前後まで向上することとなり、軌道に乗ってきたと言える。また、学生スタッフは令和元年度にTOEICの高得点者を輩出することができた(970点(大学院生)、945点(4年生)、940点(4年生))。

・活動取組6-5-Dについて、保健学科看護学専攻において、トランスジェンダーの学生の受入に対応するため、2019年度からユニフォームを男女兼用とした。また、本人の要望を受け、更衣室を新たに整備しており、様々な学生を受け入れるため柔軟な対応を行っている。

【改善を要する事項】

該当なし

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・第31条の3 第2項(成績評価基準等の明示等)	再掲
	6-3-1-03 (03)秋田大学医学部規程	・第8条(試験) ・第9条(成績)	再掲
	6-2-1-02 (03)アセスメント・ポリシー(医学科)		再掲
	6-2-1-04 (03)アセスメント・ポリシー(保健学科)		再掲
	6-6-1-01 (03)秋田大学医学部医学科試験内規		
	6-6-1-02 (03)秋田大学医学部保健学科試験に関する内規		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (03)秋田大学学則、医学部規程、医学科・保健学科試験内規		
	6-2-1-02 (03)アセスメント・ポリシー(医学科)		再掲
	6-2-1-04 (03)アセスメント・ポリシー(保健学科)		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (03)統一試験成績(医学科)(令和元年度)(非公表)		
	6-6-3-02 (03)成績分布表(保健学科)(令和元年度)(非公表)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-01 (00)秋田大学成績評価ガイドライン		
	6-6-3-03 (03)医学科学務委員会資料(非公表)		
	6-6-3-04 (03)保健科学務委員会資料(非公表)		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		

	6-2-1-02 (03) アセスメント・ポリシー (医学科)		再掲
	6-6-3-05 (03) G P A (医学科)		
	6-2-1-04 (03) アセスメント・ポリシー (保健学科)		再掲
	6-6-3-06 (03) G P A (保健学科)		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目 6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (03) 疑義申立て制度 (医学科)		
	6-6-4-02 (03) 成績評価確認制度 (保健学科)		
	6-6-4-03 (03) 成績評価確認票 (保健学科)		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-04 (03) 疑義申立て内容 (医学科) (非公表)		
	・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01_ (00) 成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6-6-1、6-6-3] (成績評価基準) 医学科では、医学科試験内規により、試験は統一試験 (進級試験、卒業試験) によることとされており、試験の成績を S、A、B、C、D と評価する。そのため、授業科目ごとで異なる成績評価ではないため、統一試験の成績を学務委員会で確認している。			
[分析項目 6-6-4] (異議申立て制度) 医学科では、各科目の出席、実習成績が可であれば統一試験の受験資格があり、統一試験の得点が成績となるため、統一試験への疑義申し立てが成績に関する異議申し立て制度として機能している。疑義申し立てについては統一試験時に学務課より学生に通知が行われている。 保健学科では、令和2年度から申し立て制度を設けて学生へ周知しているため、令和元年度の申し立て件数等の実績はない。			
[分析項目 6-6-4] (成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類) 成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類については、現地調査の際に提示する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】			

該当なし			
基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第16条（修業年限） ・第17条（修業年限の通算） ・第34条（卒業の要件）	再掲
	6-3-1-03 (03) 秋田大学医学部規程	・第4条（授業科目） ・第5条（教育課程の編成）	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第49条（卒業の認定）	再掲
	6-7-1-01 (03) 秋田大学医学部教授会規程	・第2条（審議事項）	
	6-7-1-02 (03) 秋田大学医学部学科会議規程	・第2条（審議事項）	
[分析項目 6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目 6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (03) 秋田大学学則、秋田大学医学部規程		
[分析項目 6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (03) 医学科会議資料（非公表）		
	6-7-4-02 (03) 保健学科会議資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目 6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・ 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式 6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式 6－8－1）		
	6-8-1 (00) 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・ 資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (03) 資格取得者（医学科）（令和元年度）		
	6-8-1-02 (03) 資格取得者（保健学科）（令和元年度）		
	・ 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00) 秋田大学学業奨励金表彰（令和元年度）		
	6-8-1-02 (00) 秋田大学学生表彰（令和元年度）		
	6-8-1-03 (00) 秋田大学副学長表彰（令和元年度）		
	6-8-1-03 (03) 受賞（医学科）		
	6-8-1-04 (03) 受賞（医学科）		
	6-8-1-05 (03) 受賞（医学科）		
	6-8-1-06 (03) 論文発表（医学科）		
	6-8-1-07 (03) 論文発表（医学科）		
[分析項目 6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・ 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式 6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 (00) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・ 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (00) 令和2年度学校基本調査卒業後の状況調査票		

	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-01 (03)卒業生の活躍状況（医学科）		
	6-8-2-02 (03)卒業生の活躍状況（医学科）		
	6-8-2-03 (03)卒業生の活躍状況（医学科・保健学科）		
	6-8-2-04 (03)卒業生の活躍状況（保健学科）		
〔分析項目6-8-3〕 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (03)卒業生アンケート集計結果（医学科）（令和元年度）		
	6-8-3-02 (03)医学科カリキュラム検討委員会資料（非公表）		
	6-8-3-03 (03)卒業生アンケート集計結果（保健学科看護学専攻）（令和元年度）		
	6-8-3-04 (03)卒業生アンケート集計結果（保健学科理学療法学専攻）（令和元年度）		
	6-8-3-05 (03)卒業生アンケート集計結果（保健学科作業療法学専攻）（令和元年度）		
	6-8-3-06 (03)保健学科長と学生のランチミーティング報告		
〔分析項目6-8-4〕 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)（学士課程）教育成果の検証に関する調査報告書（令和元年度）		
〔分析項目6-8-5〕 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)（学士課程）教育成果の検証に関する調査報告書（令和元年度）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
〔活動取組6-8-A〕（「採用を増やしたい大学」で1位、「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」で18位にランキング） 日本経済新聞社と日経HRが実施している大学イメージ調査は、同社が上場企業と有力非上場企業の人事担当者を対象に、採用した学生から見た大学のイメージなどを聞いたもので、平成29年度には「採用を増やしたい大学」の1位にランキングされた。また、令和元年度の同調査においては「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」の18位にランキングされ、エリア別ランキングで見ると、北海道・東北エリアにおいて、東北大学・北海道大学に次ぐ第3位にランキングされた。	6-8-A-01 (00)採用を増やしたい大学で第1位にランキング		
	6-8-A-02 (00)企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキングで第18位に		

【活動取組 6－8－B】（学生の意見を取り入れた運営） 保健学科では、平成29年度より年1回各専攻の学年代表と教員との意見交換会、また平成31年度（令和元年度）より年4回の保健学科長とのランチミーティングを開催することとし、学生の意見・要望を聴取する機会を増やした。寄せられた意見等を踏まえ、平成30年度に一部講義室の椅子の変更や学生ロッカーの更新・レイアウト変更、平成31年度（令和元年度）に保健学科棟へWi-Fiを増設してインターネット環境を整備するなど、教育環境の充実に役立っている。 医学科においても、カリキュラム検討委員会において学生の意見を取り入れ検討を行っている。	6-8-3-06 (03)保健学科長と学生のランチミーティング報告		再掲
	6-8-3-02 (03)医学科カリキュラム検討委員会資料（非公表）		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組 6－8－Aについて、日本経済新聞社と日経HRが実施している大学イメージ調査において「採用を増やしたい大学」の1位（平成29年度）及び「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」（令和元年度）の18位にランキング（エリア別ランキングで見ると、北海道・東北エリアにおいて、東北大学・北海道大学に次ぐ第3位）されており、採用する企業側の本学学生への期待感が高いことがわかる結果となった。 ・活動取組 6－8－Bについて、学生から意見を聴取する機会を設けることで、学生の意見を取り入れた運営を行っている。寄せられた意見等を踏まえ、保健学科では平成30年度に一部講義室の椅子の変更や学生ロッカーの更新・レイアウト変更、令和元年度に保健学科棟へWi-Fiを増設してインターネット環境を整備するなど、教育環境の充実に役立っている。			
【改善を要する事項】 該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程（応用化学コース、材料理工学コース、機械工学コース、土木環境工学コース）について、第三者評価結果の活用あり：認定（一般社団法人日本技術者教育認定機構）

：「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)ディプロマ・ポリシー（学士課程共通）		
	6-1-1-01 (04)ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6－1－1]（ディプロマ・ポリシー（学士課程共通））資料6-1-1-01_(00) 理工学部のディプロマ・ポリシーを定めるとともに、教養基礎教育と専門教育からなる学士課程教育を通じ獲得する能力等を定めた学士の学位を授与する方針として、全学部共通のディプロマ・ポリシーを定めている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－2－1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)カリキュラム・ポリシー（学士課程共通）		
	6-2-1-01 (04)カリキュラム・ポリシー		
	6-2-1-02 (04)アセスメント・ポリシー		
[分析項目6－2－2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)ディプロマ・ポリシー（学士課程共通）		再掲

	6-2-1-01 (00)カリキュラム・ポリシー (学士課程共通)		再掲
	6-1-1-01 (04)ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-01 (04)カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-02 (04)アセスメント・ポリシー		再掲
	6-2-2-01 (00)教育研究評議会資料 (三つのポリシーの見直し) (非公表)		
	6-2-2-02 (00)教育研究評議会資料 (アセスメントポリシーの策定) (非公表)		
	6-2-2-01 (04)理工学研究科専攻長・学科長会議資料 (非公表)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6-2-1] (カリキュラム・ポリシー (学士課程共通)) 資料6-2-1-01_ (00) 理工学部のカリキュラム・ポリシーとともに、全学部共通の方針である学士課程におけるディプロマ・ポリシーを達成するため、教養基礎教育と専門教育からなる学士課程教育全体を通じたカリキュラム・ポリシーを定めている。			
[分析項目 6-2-1] (アセスメント・ポリシー) 資料6-2-1-02_ (04) 「③学習成果の評価の方針」は、「学修成果の評価の方針 (アセスメント・ポリシー)」として定めている。			
[分析項目 6-2-2] (ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの整合性) 資料6-2-2-01_ (00)、6-2-2-02_ (00)、6-2-2-01_ (04) 平成29年3月8日開催の教育研究評議会において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの見直しを行い、学士課程共通のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを含めて、各学部の三つのポリシーが整合性を有していることを確認した。また、平成30年2月14日開催の教育研究評議会において、アセスメント・ポリシーを策定し4ポリシー体制を整えた。その後もポリシーの点検を実施し見直しを行っている。以上より、本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは整合性を有していると判断する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[活動取組 6-2-A] (秋田大学学士力の策定) 学生が卒業にあたり各専攻分野を通じて培う学士力に関する学習成果を可視化することが求められており、学士力の定義について、教育推進総合センター (現在の高等教育グローバルセンター) 教育活動部門会議及び各学部の学務系委員長により構成する学務系委員長会議にて検討を重ね、教員養成課程や医学部の高度専門職を養成する学部・課程も有していることを踏まえて、知識・理解や汎用的技術といった4分類、全15項目により定義される「秋田大学学士力」を平成30年度に策定した。 学士力の定義は、学習成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップの作成に活用した。	6-2-A-01 (00)秋田大学学士力		
[活動取組 6-2-B] (秋田大学汎用ルーブリックの策定) 秋田大学学士力で定める各能力について、卒業時点で学生が身に付けるべき知識・技能・態度等の達成度を評価する指標として、各知識・技能・態度等ごとの評価観点を明示した「秋田大学汎用ルーブリック」を平成30年度に策定した。各項目の達成度はレベル1～4とし、1年次生から4年次生の達成度基準を想定しており、また、成績評価に準用する場合はC (レベル1)、B (レベル2)、A (レベル3)、S (レベル4) に相当する基準を想定し策定している。また、英語等の語学力についても各レベルで達成度基準を明確にするなど、学習成果の可視化がなされている。	6-2-B-01 (00)秋田大学汎用ルーブリック		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

活動取組6-2-A及び6-2-Bについて、秋田大学学士力及び秋田大学汎用ルーブリックを策定し、卒業時点で学生が身に付けるべき知識・技能・態度等の能力を具体化するとともに、その評価観点と達成度を明確化することにより、学習成果を可視化し社会的に信頼される学士課程教育の実践に取り組んでいる。

【改善を要する事項】

該当なし

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第28条（教育課程の編成方針）	
	6-3-1-01 (04) ナンバリング		
	6-3-1-02 (04) カリキュラムマップ		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第29条（教育課程の編成方法）	再掲
	6-3-1-03 (04) 秋田大学理工学部規程		
	6-3-1-04 (04) 開設授業科目		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-05 (04) 時間割表		
	・分野別第三者評価の結果		
	6-3-2-01 (04) JABEE審査結果（応用化学コース）（2016年度）		
	6-3-2-02 (04) JABEE申請結果（材料理工学コース）（2015年度）		
	6-3-2-03 (04) JABEE審査結果（土木環境工学コース）（2015、2018年度）		
	6-3-2-04 (04) JABEE審査結果（機械工学コース、創造生産工学コース）（2017、2019年度）		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第29条の2（授業の方法） ・第31条（単位） ・第31条の2（一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準）	再掲

	6-3-2-05 (04) シラバス		
	6-3-2-02 (09) 単位制度		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-06 (04) 外部評価報告書（生命科学コース）（2019年度）		
	6-3-2-07 (04) 外部評価報告書（数理科学コース）（2019年度）		
	6-3-2-08 (04) 外部評価報告書（電気電子工学コース）（2019年度）		
	6-3-2-09 (04) 外部評価報告書（人間情報工学コース）（2019年度）		
[分析項目 6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第36条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修） ・第37条（大学以外の教育施設等における学修） ・第38条（入学前の既修得単位等の認定）	再掲
[分析項目 6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、問合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
[分析項目 6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6-3-2]（単位制度）資料6-3-2-02_(09) 国立大学法人秋田大学学則第31条に基づき、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としており、授業科目における授業時間は、授業の方法（講義、演習、実験、実習、実技）に応じて教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して同条第1号及び第2号において定めている。 なお、単位制度の趣旨と授業の方法に応じた教室内での学修時間及び教室外での学修時間については学習ガイドP. 5に明記し学生に周知しており、シラバスの項目「授業の進行予定と進め方」では教室内学修の内容を記載しており、「授業時間外の学習内容等」や「教科書・参考書等」等では、教室外学修の内容を記載している。 以上のことから、シラバスを検証することにより、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえて科目の内容が設定されていることを確認できると判断する。			

[分析項目 6-3-2] (JABEE) 資料6-3-2-01_(04)～6-3-2-04_(04) 資料6-3-2-01_(04) : 工学資源学部環境応用化学科は、学部改組後の理工学部物質科学科応用化学コース に該当する。 資料6-3-2-02_(04) : 工学資源学部材料工学科は、学部改組後の理工学部物質科学科材料理工学コース に該当する。 資料6-3-2-03_(04) : 工学資源学部土木環境工学科は、学部改組後の理工学部システムデザイン工学科土木環境工学コース に該当する。 資料6-3-2-04_(04) : 理工学部システムデザイン工学科機械工学コース、創造生産工学コースは令和2年度入学者から機械工学コースに統合している。			
[分析項目 6-3-2] (外部評価) 資料6-3-2-06_(04)～6-3-2-09_(04) JABEEを受審していない4コース(生命科学コース、数理学コース、電気電子工学コース、人間情報工学コース)においては、平成31年度(令和元年度)に、独自に外部評価委員を定めて、コースの学習・教育目標やアドミッション・カリキュラム・ディプロマポリシー、カリキュラムや教育環境などの点検・改善を理工学研究科評価委員会にて行った。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組 6-3-A] (情報化に対応した教育の取組) 我が国は、高度情報通信技術の急速な進展により、産業や社会の急速な構造変革をもたらしてきた。さらに、近年では第4次産業革命の技術として、IoT (Internet of Things)、ビッグデータ、AI (人工知能)、ロボットなどの技術革新により超スマート社会 (Society 5.0) を見据えられた取り組みが始まっており、データサイエンス技術が戦略的に強化すべき基盤として位置づけられている。 そこで理工学部では、様々な分野の概念や手法を統合して新しい価値を創出する総合的な能力を持った人材育成に必要な基礎情報教育を行う「超スマート社会の情報技術人材育成プログラム」を設置しており、令和元年度より1年次全員に必修科目として「基礎情報学」、「基礎AI学」を開講している。	6-3-A-01_(04)理工学部案内	・ P. 5	
[活動取組 6-3-B] (「基礎情報学」及び「基礎AI学」) 「基礎情報学」では、数理・データサイエンスの理解を深めるために、基本的な情報リテラシー、さらにデータを扱うための統計解析に関するプログラミング技術を修得することを目的としている。コンピュータ演習で使用するプログラミング言語Pythonは、プログラミング初心者にも理解しやすく統計解析に関するライブラリも充実している言語で、理系文系問わず幅広い研究分野で利用されており、このPythonプログラミングを通じて、プログラミングの基礎知識、コンピュータにおけるデータ表現、様々な分野で活用できるデータ解析技術、認識しやすいデータ可視化手法、さらには基礎AI学の導入部分となる機械学習の基礎について学習させている。 基礎AI学では、基礎情報学で学んだプログラミングスキルを実際に活用し、「自分でプログラムを書き、機械学習の威力を体験してみる」という実習形式の情報教育を提供し、これからの情報化社会に必要な高度な情報知識を持った人材を育成していく。具体的には、機械学習における中心的なモデルの1つであるニューラルネットワーク (NN) について基本的な仕組みから学び、Pythonを用いてNNを実装し様々なデータを処理・認識させる実習を行っている。	6-3-2-05_(04)シラバス		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 活動取組 6-3-A 及び 6-3-B について、令和元年度より理工学部1年次全員の必修科目として「基礎情報学」、「基礎AI学」を開講し、プログラミング言語であるPythonを活用した統計解析に関するプログラミング技術及びPythonを活用した機械学習の基礎を修得させることにより、フィジカル空間(現実空間)とサイバー空間(仮想空間)がデータサイエンス技術を活用して高度に融合した社会 (Society5.0) の構築に必要な知識を修得させている。			
【改善を要する事項】			

該当なし			
基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－4－1] 1 年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・ 第32条（1 年間の授業期間）	再掲
	6-4-1-01 (04) 授業予定表		
[分析項目 6－4－2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・ 第33条（各授業科目の授業期間）	再掲
	6-4-1-01 (04) 授業予定表		再掲
	・ シラバス		
[分析項目 6－4－3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-3-2-05 (04) シラバス		再掲
	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・ 第31条の3（成績評価基準等の明示等）	再掲
	6-3-2-05 (04) シラバス		再掲
	6-4-3-01 (04) 履修案内		
	6-3-1-05 (04) 時間割表		再掲
[分析項目 6－4－4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	6-2-1-02 (04) アセスメント・ポリシー		再掲
	・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6－4－4）		
	6-4-4 (00) 教育上主要と認める授業科目		
	・ シラバス		
[分析項目 6－4－5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を適切に設けていること	6-3-2-05 (04) シラバス		再掲
	・ CAP 制に関する規定		
[分析項目 6－4－6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則		
[分析項目 6－4－7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目 6－4－8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・ 連携協力校との連携状況が確認できる資料		

【分析項目 6-4-9】 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
【分析項目 6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
【分析項目 6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目 6-4-2】（10週又は15週と異なる授業期間） 2単位科目は、計16週に渡って授業を行うこととしている。 また、留学やボランティアといった学生の自主的活動の促進や、授業を短時間で集中して行うことによる学習効果の向上を目的として、1年間で4つの学期に分けるクォーター制を平成31年度（令和元年）から導入している。クォーター科目は計8週に亘って授業を行っている。			
【分析項目 6-4-3】（成績評価基準） 成績評価基準については、理工学部アセスメント・ポリシーにおいてレターグレード（S、A、B、C、D）と評点および目標の達成度に応じた評価の基準を定めている。これについては理工学部全科目共通の基準であるため、個々のシラバスではなく、履修案内P. 9に掲載し学生に周知している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準 6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目 6-5-1】 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式 6-5-1）		
	6-5-1 (00) 履修指導の実施状況		
	6-5-1-01 (00) 高大接続テキスト		
	6-5-1-02 (00) 質問教室		

[分析項目 6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	6-5-1-03 (00)webclassで利用できるリメディアル教材		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
	・学習相談の実施状況（別紙様式 6-5-2）		
	6-5-2 (00)学習相談の実施状況		
	6-5-2-01 (00)秋田大学総合学務支援システム（a・netアネット）		
	6-5-2-02 (00)webclassについて		
	6-5-2-03 (00)学習ピアサポートシステム		
	6-5-1-02 (00)質問教室		再掲
	6-5-2-04 (00)All Rooms、イングリッシュマラソン、TOEIC対策講座		
[分析項目 6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6-5-3）		
	6-5-3 (00)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）		
	6-5-3-01 (00)インターンシップ案内		
	6-5-3-02 (00)インターンシップの流れ		
	6-5-3-03 (00)インターンシップ実施に関する受入企業等と大学との覚書		
	6-5-3-04 (00)インターンシップ実績（令和元年度）		
	6-5-3-05 (00)ジョブシャドウイング（令和元年度）		
[分析項目 6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6-5-4）		
	6-5-4 (00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)チューター制度		
	6-5-4-02 (00)チューター募集要項		
	6-5-4-03 (00)チューター配置（交換留学生）（令和元年度）（非公表）		
	6-5-4-04 (00)日本語科目担当教員オフィスアワー		
	6-5-4-01 (04)チューター配置（令和元年度）（非公表）		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-05 (00)2020年度留学生等向け授業科目一覧		
	6-5-4-06 (00)2020年度全学留学生等プログラム時間割		

	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-07 (00) 国立大学法人秋田大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		
	6-5-4-08 (00) 障害を理由とする差別の解消推進に関する教職員対応要領における留意事項		
	6-5-4-09 (00) 学生サポートルーム		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-03 (00) チューター配置（交換留学生）（令和元年度）（非公表）		再掲
	6-5-4-01 (04) チューター配置（令和元年度）（非公表）		再掲
6-5-4-10 (00) 修学上困難のある学生への合理的配慮について（非公表）			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目6-5-1〕（教養基礎教育科目の入学学力テストによる学力把握） 入試種別の状況（学力）を把握するため、令和元年度に基礎科目（数学412人、理科（物理413人、化学374人、生物124人））で基礎学力試験を実施した。習熟度別クラス編成のための英語プレイスメント（408人）の結果と併せて、各コースに集計結果を報告した。また、学務委員会と教育改善委員会が連携しながら、入試制度変更に伴う入試種別による入学生の学力を分析し、その結果を各コースへフィードバックした。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
〔活動取組6-5-A〕（The All Roomsの取組） The All Rooms（教員がトレーニングした学生スタッフが利用者に英語を教える語学自習室）は、「学生による学生のための自律学習」をテーマに、英語が担当な大学院生、学部生、留学生が常駐し、英語の4技能（Speaking、Reading、Writing、Listening）と文化（Culture）、資格（TOEIC/TOEFL等）にも生かせる英語の総合力を、自分の目的に合わせて計画的に学習することができる支援であり、イングリッシュマラソンとの相乗効果や学生スタッフの育成にも力を入れて取り組んでいる。令和元年度の学生スタッフでは、TOEICの高得点者を輩出することができた（970点（大学院生）、945点（4年生）、940点（4年生））。	6-5-A-01 (00) 英語力を鍛える		
	6-5-A-02 (00) 学生メッセージ		
	6-5-A-03 (00) The All Rooms		
〔活動取組6-5-B〕（イングリッシュマラソンの実施） 平成29年度から実施している、学生の英語力向上のための特別プログラム「イングリッシュマラソン」を38人の学生を選出して実施した。参加学生には、TOEIC対策講座受講やTOEIC用語彙修得のための学習、The All Roomsでの週3回以上のトレーニング等を課し、9月にシンガポールの語学研修施設RELCへ短期留学（38人、令和元年9月1日～9月14日と9月15日～9月28日のいずれか）した。 参加学生のTOEICの平均点はイングリッシュマラソン開始前561点からイングリッシュマラソン後640点となり、79点向上し、過去2年同様成果を上げており、イングリッシュマラソン終了後は650点前後まで得点が向上することとなり、軌道に乗ってきたと言える。（平成29年度は、イングリッシュマラソン開始前537点、イングリッシュマラソン終了後662点、125点向上、平成30年度は、開始前549点、終了後646点、98点向上）	6-5-A-01 (00) 英語力を鍛える		再掲

【活動取組 6－5－C】（PBL教育の推進） 平成26年度の理工学部改組時に創造生産工学コース（令和2年度入学生から機械工学コースに統合）において2年後期に「プロジェクト実践研究Ⅰ」、3年前期に「プロジェクト実践研究Ⅱ」が設定され、平成27年度より開講された。これらの授業では秋田県内企業から課題提供を受けて学生が主体的に解決するための方策を検討する。具体的にはプロジェクトの課題設定やスケジュール、組織作り等、マネジメントに関する実践活動を行うものである。「プロジェクト実践研究Ⅰ」では製品の改良設計や新設計において重要となる製品定義と品質の作りこみの一般的プロセスについて学ぶ。「プロジェクト実践研究Ⅱ」では、ものづくり企業における実際の課題に取り組むことで課題発見能力、課題解決能力を育成する。また、プロジェクトマネジメントの実地訓練を行うとともに、企業において仕事を進めるための手順についても体験する。令和元年度からは他コースにも「プロジェクト実践Ⅰ・Ⅱ」を展開している。	6-3-2-05 (04) シラバス			再掲
【活動取組 6－5－D】（学生自主プロジェクト） 学生が自主的に考えアイデアを出し、そのアイデアを実現し、さらに学内外にアピールする活動として、学生自主プロジェクトの支援活動を行っている。それぞれのプロジェクト活動に、資金や技術サポートなどを提供しており、学生の自主的な発想から、これまでに様々なプロジェクトが生まれ進化している。	6-5-D-01 (04) 学生自主プロジェクト 6-5-D-02 (04) キャンパスイルミネーションと学生が作るプロジェクトマップのコーポレーション			
【活動取組 6－5－E】（学生の全員面談） 学修成果の把握および学生の生活指導に資するため、平成29年度より学生全員を対象として年2回以上面談を行い、きめ細やかなケアを行った。その結果、退学者数は令和元年度には20人となった。	6-5-E-01 (04) 退学者数の年度変化			
【活動取組 6－5－F】（海外留学推進に関する取組） 令和元年度に理工学部規程を改正し、学外活動等に係る履修の特例措置を整備のうえ、留年することなく留学等の学外活動を行うことができるようにした。 また、留学等の学外活動を積極的に評価するために、国際インターンシップ、学外活動体験Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを開設し、柔軟な履修がしやすくなるようにした。 このほか、組織として、平成31年度（令和元年度）、「附属ものづくり創造工学センター」を改組して「附属クロスオーバー教育創成センター」を設置した。当センターは理工系教育の新手法の開発、国際化教育および教職関連業務を担い、学生および教員双方の質の向上に資する実践教育を推進している。「教育手法開発部門」、「グローバル化対応部門」、「教職関連対応部門」から構成され、「グローバル化対応部門」において留学相談窓口を設置するなど海外留学を推進する取組を行っている。	6-3-2-05 (04) シラバス 6-3-A-01 (04) 理工学部案内			再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組 6－5－A 及び 6－5－B について、The ALL Rooms のイングリッシュマラソンとの相乗効果および学生スタッフの育成に力を入れて取り組んだ結果、イングリッシュマラソン参加学生の TOEIC 平均点はイングリッシュマラソン終了後は 650 点前後まで向上することとなり、軌道に乗ってきたと言える。また、学生スタッフは令和元年度に TOEIC の高得点者を輩出することができた（970 点（大学院生）、945 点（4 年生）、940 点（4 年生））。 ・活動取組 6－5－C について、学部改組時に創造生産工学コースにおいて 2 年後期に「プロジェクト実践研究Ⅰ」、3 年前期に「プロジェクト実践研究Ⅱ」を設定し、秋田県内企業の協力のもと、プロジェクトの課題設定やスケジュール、組織作り等、マネジメントに関する実践活動を行っており、令和元年度からは他コースにおいても「プロジェクト実践Ⅰ・Ⅱ」を展開し PBL 教育を推進している。				

・活動取組6-5-Dについて、学生が自主的に考えアイデアを出し、そのアイデアを実現し、さらに学内外にアピールする活動として「学生自主プロジェクト」を実施しており、学生の創意工夫による実践能力と協調性、自主性など幅広い能力を培う取組となっている。

・活動取組6-5-Eについて、学生が抱える問題点等を早期に顕在化させきめ細かなケアを行うために、平成29年度より全学生対象として年2回以上の面談を行っており、令和元年度の退学者数は例年と比較し減少した。

・活動取組み6-5-Fについて、学生が留学等の学外活動を行いやすくするための仕組みづくりや、留学相談対応窓口を設置するなどして、海外留学推進のための取組を行っている。

【改善を要する事項】

該当なし

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・第31条の3 第2項（成績評価基準等の明示等）	再掲
	6-3-1-03 (04)秋田大学理工学部規程	・第10条（単位修得の認定） ・第11条（成績）	再掲
	6-2-1-02 (04)アセスメント・ポリシー		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (04)秋田大学理工学部規程、秋田大学学則		
	6-2-1-02 (04)アセスメント・ポリシー		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (04)成績評価分布表（令和元年度）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-01 (00)秋田大学成績評価ガイドライン		
	6-6-3-02 (04)学務委員会資料（非公表）		
	6-6-3-03 (04)学部及び大学院の成績評価分布の分析体制及び項目について		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-2-1-02 (04)アセスメント・ポリシー		再掲
	6-6-3-04 (04)GPA		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-2-1-02 (04)アセスメント・ポリシー		再掲

	6-6-4-01 (04)成績評価確認制度		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01_(00)成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6－6－3]（成績評価分布等のデータ確認）資料6-6-3-03_(04) 成績評価分布の確認については、学務委員会から教育改善委員会に分析を付託し、その報告に基づいて学務委員会で教育研究活動の維持・向上のため活用してくこととしている。当該分析体制等については令和元年度第9回学務委員会において「学部及び大学院の成績評価分布の分析体制及び項目について」により定めており、令和2年度から実施することとしている。			
[分析項目 6－6－4]（成績評価確認制度） 学修成果の評価の方針「6. 情報の開示」において、個々の成績評価に関し、学生からの照会に応じる体制の整備について明記し、履修案内P. 4に掲載し学生に周知している。成績に関する確認及び異議申し立ての取扱い等については「秋田大学理工学研究科の成績に対する確認及び疑義申立てに関する要項」により定め、成績公開の時期にあわせて、「理工学部・理工学研究科の成績に関する確認及び疑義申立てについて」を a・n・e・t（秋田大学総合学務支援システム）において学生に周知することとしている。 なお、本学部では、令和2年度から新たに本成績評価確認制度を導入したため、令和元年度の申立て実績はない。			
[分析項目 6－6－4]（成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類） 成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類については、現地調査の際に提示する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－7－1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-1-01_(00)秋田大学学則	・第16条（修業年限） ・第17条（修業年限の通算） ・第34条（卒業の要件）	再掲

	6-3-1-03 (04) 秋田大学理工学部規程	・第4条(教育課程及び履修方法) ・第8条(卒業に必要な修得単位数) ・第9条(早期卒業)	再掲
	6-7-1-01 (04) 秋田大学理工学部における早期卒業に関する実施細則		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第49条(卒業の認定)	再掲
	6-7-1-02 (04) 秋田大学理工学部教授会規程	・第2条(審議事項)	
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-6-2-01 (04) 秋田大学理工学部規程、秋田大学学則		再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (04) 理工学部教授会資料(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 (00) 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (04) 資格取得者（令和元年度）		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00) 秋田大学学業奨励金表彰（令和元年度）		
	6-8-1-02 (00) 秋田大学学生表彰（令和元年度）		
	6-8-1-03 (00) 秋田大学副学長表彰（令和元年度）		
	6-8-1-02 (04) 受賞		
	6-8-1-03 (04) 受賞		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 (00) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (00) 令和2年度学校基本調査卒業後の状況調査票		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-01 (04) 卒業生の活躍状況		
	6-8-2-02 (04) 卒業生の活躍状況		
	6-8-2-03 (04) 卒業生の活躍状況		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (04) 卒業生アンケート集計結果（令和元年度）		

【分析項目6-8-4】 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01 (00) (学士課程) 教育成果の検証に関する調査報告書（令和元年度）		
【分析項目6-8-5】 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01 (00) (学士課程) 教育成果の検証に関する調査報告書（令和元年度）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-8-1】（標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率） 本学部は平成26年度改組しており、平成27、28年度の標準修業年限内の卒業（修了）率及び平成27～30年度の「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率については該当しない。			
【分析項目6-8-4】（卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取） 本学部は平成30年3月に第一期生が卒業したばかりであり、令和元年度に高等教育グローバルセンターが実施した、卒業後の学生に対する教育成果の調査の対象となっていないため、本項目は該当しない。			
【分析項目6-8-5】（就職先等からの意見聴取） 本学部は平成30年3月に第一期生が卒業したばかりであり、令和元年度に高等教育グローバルセンターが実施した、卒業生の主な雇用者に対する教育成果の調査の対象となっていないため、本項目は該当しない。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-8-A】（「採用を増やしたい大学」で1位、「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」で18位にランキング） 日本経済新聞社と日経HRが実施している大学イメージ調査は、同社が上場企業と有力非上場企業の人事担当者を対象に、採用した学生から見た大学のイメージなどを聞いたもので、平成29年度には「採用を増やしたい大学」の1位にランキングされた。また、令和元年度の同調査においては「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」の18位にランキングされ、エリア別ランキングで見ると、北海道・東北エリアにおいて、東北大学・北海道大学に次ぐ第3位にランキングされた。	6-8-A-01 (00) 採用を増やしたい大学で第1位にランキング		
	6-8-A-02 (00) 企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキングで第18位に		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 活動取組6-8-Aについて、日本経済新聞社と日経HRが実施している大学イメージ調査において「採用を増やしたい大学」の1位（平成29年度）及び「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」（令和元年度）の18位にランキング（エリア別ランキングで見ると、北海道・東北エリアにおいて、東北大学・北海道大学に次ぐ第3位）されており、採用する企業側の本学学生への期待感が高いことがわかる結果となった。			
【改善を要する事項】 該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (05) ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－2－1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (05) カリキュラム・ポリシー		
	6-2-1-02 (05) アセスメント・ポリシー		
[分析項目 6－2－2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (05) ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-01 (05) カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-02 (05) アセスメント・ポリシー		再掲
	6-2-2-01 (05) 国際資源学研究科執行部会議資料（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6-2-1] (アセスメント・ポリシー) 資料6-2-1-02_ (05) 「③学習成果の評価の方針」は、「学修成果の評価の方針 (アセスメント・ポリシー)」として定めている。			
[分析項目 6-2-2] (ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの整合性) 研究科設置時 (平成28年度) に3つのポリシーを策定している。また令和元年度にはアセスメント・ポリシーを新たに策定し、4ポリシーを整えており、本研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは整合性をもって定められていると判断する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料 (カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)		
	6-3-1-02_ (00) 秋田大学大学院学則	・第10条の2 (教育課程の編成方針) ・第10条の3 (共同教育課程の編成)	
	6-3-1-01_ (05) カリキュラムツリー (博士前期課程)		
	6-3-1-02_ (05) カリキュラムツリー (博士後期課程)		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料 (コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)		
	6-3-1-02_ (00) 秋田大学大学院学則	・第11条 (教育方法) ・第11条の2 (授業の方法) ・第12条 (教育課程及び履修方法)	再掲
	6-3-1-03_ (05) 秋田大学大学院国際資源学研究科規程	・第5条 (授業科目及び単位数)	
	6-3-1-04_ (05) 開設科目一覧 (博士前期課程)		

	6-3-1-05 (05)開設科目一覧（博士後期課程）		
[分析項目 6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・第31条（単位）	
	6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則	・第12条の2（一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準）	再掲
	6-3-2-01 (05)シラバス（博士前期課程）		
	6-3-2-02 (05)シラバス（博士後期課程）		
	6-3-2-03 (05)単位制度		
	・その他自己点検・評価において体系的な水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目 6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則	・第14条(他の大学院授業科目の履修) ・第14条の2(他の研究科の授業科目の履修) ・第15条(他の専攻等の授業科目の履修) ・第16条(他の大学院等の研究指導) ・第17条(入学前の既修得単位の認定)	再掲
[分析項目 6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則	・第11条（教育方法）	再掲
	6-3-1-03 (05)秋田大学大学院国際資源学研究科規程	・第6条（研究指導教員） ・第11条（研究指導）	再掲
	6-3-4-01 (05)秋田大学大学院国際資源学研究科における指導教員及び研究指導体制に関する細則		

	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則	・第10条の2(教育課程の編成方針)	再掲
	6-3-4-01 (05)秋田大学大学院国際資源学研究科における指導教員及び研究指導体制に関する細則		再掲
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-02 (05)秋田大学、本学初のダブルディグリー・プログラム協定をパジャジャラン大学と締結		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-01 (00)コンプライアンス教育・研究倫理教育コンテンツ		
	6-3-4-03 (05)研究倫理(必修)の受講について(博士前期課程)		
	6-3-2-01 (05)シラバス(博士前期課程)		再掲
	6-3-4-04 (05)大学院生の研究倫理教育について(博士後期課程)		
	6-3-4-05 (05)秋田大学博士(資源学)、博士(理学)及び博士(工学)学位授与に関する取扱要項	・第5条(予備審査の申請書類等)	
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-02 (00)秋田大学ティーチング・アシスタント取扱要項(非公表)		
	6-3-4-03 (00)秋田大学リサーチ・アシスタント取扱要項(非公表)		
	6-3-4-06 (05)ティーチング・アシスタントマニュアル		
	6-3-4-07 (05)ティーチング・アシスタント(令和元年度)(非公表)		
	6-3-4-08 (05)リサーチ・アシスタント(令和元年度)(非公表)		
【分析項目6-3-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-3-2】(単位制度) 資料6-3-2-03_(05) 国立大学法人秋田大学学則第31条に基づき、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としており、授業科目における授業時間は、授業の方法(講義、演習、実験、実習、実技)に応じて教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して同条第1号及び第2号において定めている。 なお、単位制度の趣旨と授業の方法に応じた教室内での学修時間及び教室外での学修時間については国際資源学研究科履修案内P.9「(4)単位」に明記し学生に周知しており、シラバスの項目「授業の進行予定と進め方」では教室内学修の内容を記載しており、「授業時間外の学習内容等」や「教科書・参考書等」等では、教室外学修の内容を記載している。 以上のことから、シラバスを検証することにより、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえて科目の内容が設定されていることを確認できると判断する。			
【分析項目6-3-4】(研究倫理教育) 研究者としての倫理観を醸成するため、大学博士前期課程学生には「研究倫理」を必修科目として受講させ、大学院生として本格的に研究を始めるに際し、研究者として備えなければならない基本的な姿勢を学ばせている。さらに、博士後期課程学生においては、研究倫理をeラーニングで受講し、受講証明書を提出することが博士学位審査を受けるための条件としている。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組 6－3－A] (レアメタル等資源ニューフロンティアリーダー養成プログラム) レアメタル等資源ニューフロンティアリーダー養成プログラム（平成24年度文部科学省博士課程教育リーディングプログラム採択）では、資源学分野におけるグローバルリーダー養成のための体系的なカリキュラム（コースワーク）や独自審査体制を本研究科の前身である工学資源学研究科において構築するとともに、平成28年度の本研究科新設に伴い、本プログラムを引き継ぎ、補助期間が終了する平成30年度まで実施した。修了生は、国内の大学・研究機関等の最前線で活躍するとともに、留学生においては自国の研究機関や民間企業等において、本プログラムで得た知識や能力をいかんなく発揮し、広く産学官にわたり世界規模で活躍するリーダー候補者として着実に成果をあげている。 なお、文部科学省博士課程教育リーディングプログラムとしての支援が終了した令和元年度以降は、本研究科において「資源ニューフロンティア特別教育コース」として継続し、当初プログラムで確立した独自の学位審査基準を継承するなど、令和元年度は6人が同プログラムを修了した。		6-3-A-01 (05)資源ニューフロンティア特別教育コース	
[活動取組 6－3－B] (研究指導計画書) 大学院生の教育研究環境を管理・透明化するために、令和2年度より、研究指導計画書の運用を開始した。指導教員と学生間で指導内容・研究計画を作成し、双方合意のもとで年間の研究教育を進めていく体制となっている。これにより大学院教育としての教育効果を上げるとともに、計画的かつ実効性ある教育研究を行うための基盤整備の役割を果たしている。		6-3-4-01 (05)秋田大学大学院国際資源学研究科における指導教員及び研究指導体制に関する細則	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組 6－3－Aについて、レアメタル等資源ニューフロンティアリーダー養成プログラム（平成24年度文部科学省博士課程教育リーディングプログラム採択）では、資源学分野におけるグローバルリーダー養成のための体系的なカリキュラムが構築され、修了生は、国内の大学・研究機関等の最前線で活躍するとともに、留学生においては自国の研究機関や民間企業等において、本プログラムで得た知識や能力をいかんなく発揮し、広く産学官にわたり世界規模で活躍するリーダー候補者として着実に成果をあげている。なお文部科学省博士課程教育リーディングプログラムとしての支援終了後は、本研究科において「資源ニューフロンティア特別教育コース」として継続し令和元年度は6人が修了した。			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－4－1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・第32条（1年間の授業期間）	再掲
	6-4-1-01 (05)学年暦		
[分析項目 6－4－2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・第33条（各授業科目の授業期間）	再掲

	6-4-1-01 (05) 学年暦		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (05) シラバス (博士前期課程)		再掲
	6-3-2-02 (05) シラバス (博士後期課程)		再掲
[分析項目 6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-3-2-01 (05) シラバス (博士前期課程)		再掲
	6-3-2-02 (05) シラバス (博士後期課程)		再掲
	6-4-3-01 (05) 履修案内		
	6-2-1-02 (05) アセスメント・ポリシー		再掲
[分析項目 6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6-4-4）		
	6-4-4 (00) 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (05) シラバス (博士前期課程)		再掲
	6-3-2-02 (05) シラバス (博士後期課程)		再掲
[分析項目 6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目 6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	6-3-1-02 (00) 秋田大学大学院学則	・第13条（教育方法の特例）	再掲
	6-3-1-03 (05) 秋田大学大学院国際資源学研究科規程	・第8条（教育方法の特例）	再掲
[分析項目 6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目 6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目 6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目 6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		

[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-4-2] (クォーター制) 留学やボランティアといった学生の自主的活動の促進や、授業を短期間で集中して行うことによる学習効果の向上を目的として、2学期制に加え1年間で4つの学期に分けるクォーター制を平成28年度から導入している。クォーター科目は計8週にわたって授業を行っている。			
[分析項目6-4-3] (成績評価基準) 資料6-2-1-02_ (05) 成績評価基準については、国際資源学研究科アセスメント・ポリシーにおいてレターグレード(A、B、C、D)と評点および目標の達成度に応じた評価の基準を定めている。これについては国際資源学研究科全科目共通の基準であるため、個々のシラバスではなく、履修案内P. 7～に掲載し学生に周知している。			
[分析項目6-4-9] (夜間の授業等) 夜間の授業等は実施していないため、本研究科においては該当なし。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組6-4-A] (多様な留学生を受け入れられる教育研究環境) 国際資源学研究科においては全講義の英語化を達成し、履修案内などの主要書類については英文を併記するなど、全学に先立って国際化を進めている。これらの実績として、多様な留学生を受け入れられる教育研究環境を整備し、博士前期課程に在籍する外国人留学生の割合は23.3%、同じく博士後期課程は79.4%に達するなど、全学の中でも群を抜いたグローバル化を実現している。	6-4-A-01 (05)履修案内(英語版)		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (00)履修指導の実施状況		
	6-5-1-01 (00)高大接続テキスト		
	6-5-1-02 (00)質問教室		
	6-5-1-03 (00)webclassで利用できるリメディアル教材		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (00)学習相談の実施状況		

	6-5-2-01 (00)秋田大学総合学務支援システム (a・netアネット)		
	6-5-2-02 (00)webclassについて		
	6-5-2-03 (00)学習ピアサポートシステム		
	6-5-1-02 (00)質問教室		再掲
	6-5-2-04 (00)All Rooms、イングリッシュマラソン、TOEIC対策講座		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 (別紙様式6-5-3)		
	6-5-3 (00)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料 (実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等)		
	6-5-3-01 (00)インターンシップ案内		
	6-5-3-02 (00)インターンシップの流れ		
	6-5-3-03 (00)インターンシップ実施に関する受入企業等と大学との覚書		
	6-5-3-04 (00)インターンシップ実績 (令和元年度)		
	6-5-3-05 (00)ジョブシャドウイング (令和元年度)		
	6-3-2-01 (05)シラバス (博士前期課程)		再掲
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 (別紙様式6-5-4)		
	6-5-4 (00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)チューター制度		
	6-5-4-02 (00)チューター募集要項		
	6-5-4-03 (00)チューター配置 (交換留学生) (令和元年度) (非公表)		
	6-5-4-04 (00)日本語科目担当教員オフィスアワー		
	6-5-4-01 (05)チューター配置 (令和元年度) (非公表)		
	・留学生に対する外国語による情報提供 (時間割、シラバス等) を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-05 (00)2020年度留学生等向け授業科目一覧		
	6-5-4-06 (00)2020年度全学留学生等プログラム時間割		
	6-4-A-01 (05)履修案内 (英語版)		再掲
	6-3-2-01 (05)シラバス (博士前期課程)		再掲
	6-3-2-02 (05)シラバス (博士後期課程)		再掲
	・障害のある学生に対する支援 (ノートテーカー等) を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		

	6-5-4-07 (00) 国立大学法人秋田大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		
	6-5-4-08 (00) 障害を理由とする差別の解消推進に関する教職員対応要領における留意事項		
	6-5-4-09 (00) 学生サポートルーム		
	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-03 (00) チューター配置（交換留学生）（令和元年度）（非公表）		再掲
	6-5-4-01 (05) チューター配置（令和元年度）（非公表）		再掲
	6-5-4-10 (00) 修学上困難のある学生への合理的配慮について（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6-5-4]（留学生向け授業科目等）資料6-5-4-05_(00)、6-5-4-06_(00) 主に学部学生向けの授業科目であるが、大学院の留学生は単位認定されない聴講生として参加するなどの対応が可能。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
[活動取組 6-5-A]（The All Roomsの取組） The All Rooms（教員がトレーニングした学生スタッフが利用者に英語を教える語学自習室）は、「学生による学生のための自律学習」をテーマに、英語が担当な大学院生、学部生、留学生が常駐し、英語の4技能（Speaking、Reading、Writing、Listening）と文化（Culture）、資格（TOEIC/TOEFL等）にも生かせる英語の総合力を、自分の目的に合わせて計画的に学習することができる支援であり、イングリッシュマラソンとの相乗効果や学生スタッフの育成にも力を入れて取り組んでいる。令和元年度の学生スタッフでは、TOEICの高得点者を輩出することができた（970点（大学院生）、945点（4年生）、940点（4年生））。	6-5-A-01 (00) 英語力を鍛える		
	6-5-A-02 (00) 学生メッセージ		
	6-5-A-03 (00) The All Rooms		
[活動取組 6-5-B]（イングリッシュマラソンの実施） 平成29年度から実施している、学生の英語力向上のための特別プログラム「イングリッシュマラソン」を38人の学生を選出して実施した。参加学生には、TOEIC対策講座受講やTOEIC用語彙修得のための学習、The All Roomsでの週3回以上のトレーニング等を課し、9月にシンガポールの語学研修施設RELCへ短期留学（38人、令和元年9月1日～9月14日と9月15日～9月28日のいずれか）した。 参加学生のTOEICの平均点はイングリッシュマラソン開始前561点からイングリッシュマラソン後640点となり、79点向上し、過去2年同様成果を上げており、イングリッシュマラソン終了後は650点前後まで得点が向上することとなり、軌道に乗ってきたと言える。（平成29年度は、イングリッシュマラソン開始前537点、イングリッシュマラソン終了後662点、125点向上、平成30年度は、開始前549点、終了後646点、98点向上）	6-5-A-01 (00) 英語力を鍛える		再掲

【活動取組 6-5-C】(ダブルディグリープログラム協定の締結等) グローバル社会で活躍できる高度な知識と応用力をもつ人材育成に資するため、より一層の大学院教育プログラムの充実と国際的研究活動の展開を目的として、平成31年3月、学長らがインドネシアのパジャジャラン大学を訪問し、大学間協定並びに本学初となる国際資源学研究科資源地球学専攻(博士前期課程)とパジャジャラン大学とのダブルディグリープログラム協定を締結した。 また、インドネシアにおいて、共同研究室があるトリサクティー大学、パジャジャラン大学、ハサヌディン大学にガジャマダ大学、プルタミナ大学を加え、秋田大学が中心となり、Japan - Indonesia Nannofossil Consortium (JINC) を設立した。理事長に国際資源学研究科特別教授が就任し、インドネシアの石灰質ナノ化石研究を共同で進め、会議やワークショップで発表し共有した。その成果はインドネシア石油業界に提供し、資源業界の発展に寄与するものである。 国内においては、東北大学を代表校とした「次世代火山研究者育成コンソーシアム」に本研究科が加わり、火山学の広範な知識と専門性、研究成果を社会へ還元する力、社会防災的な知識を有する火山研究者を育成するため、12大学14研究科において大学院学生が特別聴講できる申し合わせを締結した。	6-3-4-02 (05) 秋田大学、本学初のダブルディグリー・プログラム協定をパジャジャラン大学と締結 6-5-C-01 (05) 日本・インドネシアナノ化石コンソーシアム設立趣意書 6-5-C-02 (05) 次世代火山研究者育成コンソーシアム申合せ等		再掲
【活動取組 6-5-D】(海外拠点の設置) ダブルディグリープログラム協定の締結に併せて、平成31年4月より、パジャジャラン大学内に共同研究室を設置し、共同研究拠点及び海外資源フィールドワークを現地でサポートする協力拠点とすることとなった。 また、これまでに行われてきた共同研究や海外資源フィールドワークの受入れ実績等により、アラブ首長国連邦のアラブ首長国連邦大学と大学間協定を締結し、平成31年4月より、同大学内に共同研究室を設置することとなり、中東地域における教育研究活動及び共同研究の実施等で活用していくこととした。	6-3-4-02 (05) 秋田大学、本学初のダブルディグリー・プログラム協定をパジャジャラン大学と締結 6-5-D-01 (05) 秋田大学がアラブ首長国連邦大学と大学間協定を締結		再掲
【活動取組 6-5-E】(留学生の受入) 本研究科は、多様なプログラムにより留学生を獲得している。具体的には、JICA事業(資源の絆プログラム、モンゴル工学系高等教育支援事業(MJEED)、未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト(PEACE)、インドネシア・ハサヌディン大学工学部研究・連携基盤強化プロジェクト(C-BEST))によりアジア・アフリカから数多くの留学生を受け入れている。 文部科学省の国費留学生については、大使館推薦枠、大学推薦一般枠に加えて、大学推薦優先配置プログラム(平成28年度～平成30年度受け入れまでで博士後期課程3人、令和元年度受け入れより博士前期課程2人、博士後期課程2人)を活用することで幅広く、積極的に受け入れている。また、令和2年度よりインドネシア・パジャジャラン大学との大学間協定に基づくダブルディグリープログラム留学生も加わる予定である。令和2年5月1日現在の正規留学生数は45人となっている。(研究科の5月1日現在の学生現員は111人)	6-5-E-01 (05) 外国人留学生数		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組 6-5-A 及び 6-5-B について、The ALL Roomsのイングリッシュマラソンとの相乗効果および学生スタッフの育成に力を入れて取り組んだ結果、イングリッシュマラソン参加学生のTOEIC平均点はイングリッシュマラソン終了後は650点前後まで向上することとなり、軌道に乗ってきたと言える。また、学生スタッフは令和元年度にTOEICの高得点者を輩出することができた(970点(大学院生)、945点(4年生)、940点(4年生))。			

・活動取組 6-5-C 及び 6-5-D について、本学初となるダブルディグリープログラム協定をインドネシアのパジャジャラン大学と締結し、グローバル社会で活躍できる高度な知識と応用力をもつ人材育成を実践している。また、これまで行われてきた共同研究や海外資源フィールドワークの受入れ実績等が海外拠点の設置に結びついており、今後の更なる教育研究活動の発展及び国際連携活動の推進が期待される。

・活動取組 6-5-E について、各種プログラム等を活用して数多くの留学生を受け入れおり、本研究科の令和 2 年 5 月 1 日現在の正規留学生数は 45 人となっている（令和 2 年 5 月 1 日現在の学生現員は 111 人）。本研究科では授業もすべて英語で実施されており、グローバルな環境下で教育研究活動が展開されている。

【改善を要する事項】

該当なし

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則	・第12条の3 第2項（成績評価基準等の明示等）	再掲
	6-3-1-03 (05)秋田大学大学院国際資源学研究科規程	・第12条(単位の修得)	再掲
	6-2-1-02 (05)アセスメント・ポリシー		再掲
[分析項目 6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (05)アセスメント・ポリシー、秋田大学大学院学則、秋田大学大学院国際資源学研究科規程		
[分析項目 6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (05)成績分布表（博士前期課程）（令和元年度）（非公表）		
	6-6-3-02 (05)成績分布表（博士後期課程）（令和元年度）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-01 (00)秋田大学成績評価ガイドライン		
	6-6-3-03 (05)教育学生委員会資料（非公表）		
	・GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目 6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (05)成績評価確認制度		
	6-6-4-02 (05)成績評価確認制度周知資料（令和元年度）		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		

	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01_ (00) 成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-6-3] (GPA制度) 本研究科ではGPA制度を導入していない。			
[分析項目6-6-4] (異議申立て実績) 令和元年度は成績評価に関する異議申立て実績はない。			
[分析項目6-6-4] (成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類) 成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類については、現地調査の際に提示する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[活動取組6-6-A] (修了生アンケート) 国際資源学研究科では、令和元年度より、大学院生活の満足度あるいは学修成果に関する修了生向けアンケートを実施している。当該アンケートでは、大学院を通した学修の振り返り、カリキュラム満足度、学修環境等について、学生の自己評価に基づいた調査を実施し、回答結果の評価・分析を組織的に行っている。これらの取組や検証活動により、大学院教育の維持・向上に加え、教育研究体制の充実や生活支援、学修環境の改善に反映させるなど、学位授与方針に沿った指導・支援体制の構築を図っている。	6-6-A-01_ (05) 修了生アンケート (令和元年度)		
	6-6-A-02_ (05) 修了生アンケート集計結果 (令和元年度)		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-1-02_ (00) 秋田大学大学院学則	・第5条（修業年限） ・第19条（修士課程及び博士前期課程の修了要件） ・第21条（博士後期課程の修了要件）	再掲

[分析項目 6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	6-3-1-03 (05)秋田大学大学院国際資源学研究科規程	・第5条（授業科目及び単位数） ・第7条（授業科目の履修） ・第9条（優れた業績を上げた者の在学期間の短縮） ・第11条（研究指導） ・第13条（学位論文の提出要件） ・第14条（最終試験）	再掲
	6-7-1-01 (05)秋田大学大学院国際資源学研究科における優れた業績を上げた者の在学期間の短縮に関する実施細則		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則	・第22条（課程修了の認定）	再掲
	6-3-1-03 (05)秋田大学大学院国際資源学研究科規程	・第15条（博士前期課程修了の判定） ・第16条（博士後期課程修了の判定）	再掲
	6-7-1-02 (05)秋田大学大学院国際資源学研究科教授会規程	・第2条（審議事項）	
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01 (00)秋田大学学位規程	・第8条（学位論文） ・第10条（審査委員会） ・第11条（審査期間） ・第12条（最終試験） ・第14条（審査結果の報告） ・第15条（研究科委員会等の判定）	
	6-7-2-01 (05)秋田大学大学院国際資源学研究科博士前期課程学位審査に係る申合せ		
	6-3-4-05 (05)秋田大学博士（資源学）、博士（理学）及び博士（工学）学位授与に関する取扱要項		再掲
	6-7-2-02 (05)学位論文評価基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		

	6-7-2-01 (00) 秋田大学学位規程	・第6条(大学院の課程による者の学位論文又は特定の課題についての研究の成果の提出) ・第10条(審査委員会) ・第14条(審査結果の報告) ・第15条(研究科委員会等の判定) ・第16条(学長への報告)	再掲
	6-3-1-02 (00) 秋田大学大学院学則	・第22条(課程修了の認定)	再掲
	6-3-1-03 (05) 秋田大学大学院国際資源学研究科規程	・第15条(博士前期課程修了の判定) ・第16条(博士後期課程修了の判定)	再掲
	6-7-1-02 (05) 秋田大学大学院国際資源学研究科教授会規程	・第2条(審議事項)	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (05) 大学院学則、国際資源学研究科規程、国際資源学研究科における優れた業績を上げた者の在学期間の短縮に関する実施細則		
	6-7-3-02 (05) 学位申請の手引き(博士後期課程)		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (05) 国際資源学研究科教授会資料(博士前期課程)(非公表)		
	6-7-4-02 (05) 国際資源学研究科教授会資料(博士後期課程)(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		

	6-7-2-01 (00) 秋田大学学位規程	・第8条（学位論文） ・第9条（学位論文及び審査手数料の返付） ・第10条（審査委員会） ・第11条（審査期間） ・第12条（最終試験） ・第14条（審査結果の報告） ・第15条（研究科委員会等の判定）	再掲
	6-7-2-01 (05) 秋田大学大学院国際資源学研究科博士前期課程学位審査に係る申合せ		再掲
	6-3-4-05 (05) 秋田大学博士（資源学）、博士（理学）及び博士（工学）学位授与に関する取扱要項		再掲
	6-7-2-02 (05) 学位論文評価基準		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-2-01 (00) 秋田大学学位規程	・第10条（審査委員会）	再掲
	6-7-2-01 (05) 秋田大学大学院国際資源学研究科博士前期課程学位審査に係る申合せ	・第3（学位審査委員会）	再掲
	6-3-4-05 (05) 秋田大学博士（資源学）、博士（理学）及び博士（工学）学位授与に関する取扱要項	・第13条（学位審査委員会）	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-03 (05) 学位論文審査要旨等（令和元年度一例）（博士前期課程）（非公表）		
	6-7-4-04 (05) 学位論文審査要旨等（令和元年度一例）（博士後期課程）（非公表）		
[分析項目 6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1 (00) 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00) 秋田大学学業奨励金表彰（令和元年度）		
	6-8-1-02 (00) 秋田大学学生表彰（令和元年度）		
	6-8-1-03 (00) 秋田大学副学長表彰（令和元年度）		
	6-8-1-01 (05) 論文採択・受賞状況（令和元年度）		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2 (00) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (00) 令和2年度学校基本調査卒業後の状況調査票		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-01 (05) 修了生の活躍状況		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-6-A-02 (05) 修了生アンケート集計結果（令和元年度）		再掲
	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-02 (00) (大学院課程) 教育の成果に関する調査報告書（令和元年度）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-02 (00) (大学院課程) 教育の成果に関する調査報告書（令和元年度）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

[分析項目 6－8－1] (標準修業年限内の卒業 (修了) 率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業 (修了) 率) 本研究科は平成28年度設置であり、博士前期課程においては、平成27、28年度の標準修業年限内の卒業 (修了) 率及び平成27～29年度の「標準修業年限×1.5」年内卒業 (修了) 率については該当しない。 また、博士後期課程においては、平成27～29年度の標準修業年限内の卒業 (修了) 率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業 (修了) 率については該当しない。			
[分析項目 6－8－2] (就職率 (就職希望者に対する就職者の割合) 及び進学率の状況) 本研究科は平成28年度設置であり、平成27、28年度就職率 (就職希望者に対する就職者の割合) 及び進学率の状況については該当しない。			
[分析項目 6－8－4] (修了後の学生に対する教育成果の調査) 本研究科は平成29年度に博士前期課程の第一期生が修了、平成30年度に博士後期課程の第一期生が修了したばかりであり、令和元年度に高等教育グローバルセンターが実施した、修了後の学生に対する教育成果の調査の対象となっていないため、本項目は該当しない。			
[分析項目 6－8－5] (修了生の主な雇用者に対する教育成果の調査) 本研究科は平成29年度に博士前期課程の第一期生が修了、平成30年度に博士後期課程の第一期生が修了したばかりであり、令和元年度に高等教育グローバルセンターが実施した、修了生の主な雇用者に対する教育成果の調査の対象となっていないため、本項目は該当しない。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
[活動取組 6－8－A] (「採用を増やしたい大学」で1位、「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」で18位にランキング) 日本経済新聞社と日経HRが実施している大学イメージ調査は、同社が上場企業と有力非上場企業の人事担当者を対象に、採用した学生から見た大学のイメージなどを聞いたもので、平成29年度には「採用を増やしたい大学」の1位にランキングされた。また、令和元年度と同調査においては「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」の18位にランキングされ、エリア別ランキングで見ると、北海道・東北エリアにおいて、東北大学・北海道大学に次ぐ第3位にランキングされた。	6-8-A-01 (00)採用を増やしたい大学で第1位にランキング		
	6-8-A-02 (00)企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキングで第18位に		
[活動取組 6－8－B] (就職状況) 博士前期課程及び博士後期課程修了生の就職状況は、ほとんどが資源およびそれに関連する分野の専門職、研究職へ就職しており、令和元年度は就職希望者に対する就職率は100%である。	6-8-2 (00)就職率 (就職希望者に対する就職者の割合) 及び進学率の状況 (過去5年分)		再掲
[活動取組 6－8－C] (修了生アンケート) 国際資源学研究科で令和元年度より実施している「修了生アンケート」では、学位取得までの指導内容や教育体制、学修充実度などを聞き取っている。これらの回答を評価・分析することで、国際資源学研究科が掲げる学修環境や教育成果の達成度合いを確認するとともに、改善策の提案から具体的な運用に至るまで、持続的な取組が行える体制を整えている。	6-8-C-01 (05)卒業・修了生アンケート実施要領		
	6-6-A-01 (05)修了生アンケート (令和元年度)		再掲
	6-6-A-02 (05)修了生アンケート集計結果 (令和元年度)		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組 6－8－Aについて、日本経済新聞社と日経HRが実施している大学イメージ調査において「採用を増やしたい大学」の1位 (平成29年度) 及び「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」 (令和元年度) の18位にランキング (エリア別ランキングで見ると、北海道・東北エリアにおいて、東北大学・北海道大学に次ぐ第3位) されており、採用する企業側の本学学生への期待感が高いことがわかる結果となった。 ・活動取組 6－8－Bについて、博士前期課程及び博士後期課程修了生の就職状況は、ほとんどが資源およびそれに関連する分野の専門職、研究職へ就職しており、令和元年度は就職希望者に対する就職率は100%である。			

【改善を要する事項】

該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程（教職実践専攻）について、第三者評価結果の活用あり：適合（一般財団法人教員養成評価機構）

：「該当なし」

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (06)ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－2－1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1 01 (06)カリキュラム・ポリシー		
	6-2-1-02 (06)アセスメント・ポリシー		
[分析項目 6－2－2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (06)ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1 01 (06)カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-02 (06)アセスメント・ポリシー		再掲
	6-2-2-01 (06)教育学研究科委員会資料（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6－2－1] (アセスメント・ポリシー) 「③学習成果の評価の方針」は、「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」として定めている。			
[分析項目 6－2－2] (ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの整合性) 資料6-2-2-01 (06) 令和元年12月5日開催の教育学研究科委員会において、アセスメント・ポリシーを策定し4ポリシーを整えた。さらに令和2年2月8日開催の同研究科委員会においてディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーが整合性を有するかという観点からポリシーの点検を実施、見直しを行っていることから、本研究科のディプロマ・ポリシーカリキュラム・ポリシーは整合性を有していると判断する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－3－1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則	・第10条の2（教育課程の編成方針） ・第10条の3（共同教育課程の編成）	
	6-3-1-01 (06)カリキュラムツリー（心理教育実践専攻）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則	・第11条（教育方法） ・第11条の2（授業の方法） ・第12条（教育課程及び履修方法）	再掲
	6-3-1-02 (06)秋田大学大学院教育学研究科規程	・第4条（授業科目及び単位数） ・第6条第3項（授業科目の履修）	

[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-03 (06) 授業科目・単位数 (心理教育実践専攻)		
	・分野別第三者評価の結果		
	6-3-2-01 (06) 秋田大学大学院教育学研究科教職実践専攻認証評価結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第31条 (単位)	
	6-3-1-02 (00) 秋田大学大学院学則	・第12条の2 (一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)	再掲
	6-3-2-02 (06) シラバス		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	6-3-2-02 (09) 単位制度		
	・その他自己点検・評価において体系的な水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	・明文化された規定類		
	6-3-1-02 (00) 秋田大学大学院学則	・第14条 (他の大学院授業科目の履修) ・第14条の2 (他の研究科の授業科目の履修) ・第15条 (他の専攻等の授業科目の履修) ・第16条 (他の大学院等の研究指導) ・第17条 (入学前の既修得単位の認定)	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程 (専門職学位課程を除く) においては、学位論文 (特定の課題についての研究の成果を含む) の作成等に係る指導 (以下「研究指導」という) に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文 (特定課題研究の成果を含む。) 指導体制が確認できる資料 (規定、申合せ等)		
	6-3-1-02 (00) 秋田大学大学院学則	・第11条 (教育方法)	再掲
	6-3-1-02 (06) 秋田大学大学院教育学研究科規程	・第5条 (研究指導教員) ・第8条 (研究指導)	再掲
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		

	6-3-1-02_ (00) 秋田大学大学院学則	・ 第10条の2 (教育課程の編成方針)	再掲
	6-3-4-01_ (06) 秋田大学大学院教育学研究科心理教育実践専攻における指導教員及び研究指導体制に関する内規		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-02_ (06) 秋田師範学校校友会から教育文化学部への奨学寄附金の運用に関する申し合わせ	・ 第3	
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-01_ (00) コンプライアンス教育・研究倫理教育コンテンツ		
	6-3-4-03_ (06) 大学院生の研究倫理教育について		
	・ T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-02_ (00) 秋田大学ティーチング・アシスタント取扱要項（非公表）		
	6-3-4-04_ (06) ティーチング・アシスタントに関するガイドライン		
	6-3-4-05_ (06) ティーチング・アシスタント成果報告書		
	6-3-4-06_ (06) ティーチング・アシスタント（令和元年度）（非公表）		
[分析項目 6－3－5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6－3－2]（単位制度）資料6-3-2-02_ (09) 国立大学法人秋田大学学則第31条に基づき、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としており、授業科目における授業時間は、授業の方法（講義、演習、実験、実習、実技）に応じて教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して同条第1号及び第2号において定めている。 なお、単位制度の趣旨と授業の方法に応じた教室内での学修時間及び教室外での学修時間については教養基礎教育学習ガイドP. 5に明記し学生に周知しており、シラバスの項目「授業の概要と進行予定及び進め方」では教室内学修の内容を記載しており、「授業時間外の学習内容等」や「教科書」「参考書等」等では、教室外学修の内容を記載している。 以上のことから、シラバスを検証することにより、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえて科目の内容が設定されていることを確認できると判断する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

〔活動取組6－3－A〕（秋田県教育界の課題や社会的要請を踏まえたカリキュラム編成） 秋田県教育界での問題点として、教員の年齢構成が若年層が少ないといういびつな構成の中、退職者が急激に増え、若い世代への実践経験の継承が課題となっている。また、新学習指導要領への対応やインクルーシブ教育の推進などの社会的要請もある。そこで教職実践専攻では、高度な教育専門職としての学識と実践力を培うことを目的に、学校マネジメント・組織力、カリキュラム・授業デザイン力、成長発達サポート力の3つの力を育成することを目指しカリキュラムを編成し、次にあげる取り組みを行っている。 ・秋田の優れた授業実践知の継承と発展が求められていることから、「秋田の授業力の継承と発展」、「教育実践力向上と秋田型共同委研究システム」等の授業で、優れた授業実践者（指導主事、教育専門監、コアティチャー）の授業実践力に直接触れることを通して、学びを深める機会を設けている。 ・新学習指導要領で示された社会に開かれた教育課程の実現に向けて、「ふるさと秋田の教育資源とカリキュラム開発」「ふるさと秋田のキャリア教育」等の授業を設けており、大学内だけでなくフィールドワークを実施したり、地域の人材を講師に迎えたりして行う授業機会をできるだけ多く設けている。 ・すべての学校種に特別な支援が必要な児童生徒が在籍し、すべての教員に特別支援教育に関する基礎的な知識が求められている現状から、共通科目に2科目（「障害児支援におけるチームアプローチ」「インクルーシブの理念と特別支援教育の推進」）を設定している。	6-3-A-01 (06)履修案内		
	6-3-2-02 (06)シラバス		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6－3－Aについて、秋田県教育界における課題である若い世代への実践経験の継承や新学習指導要領への対応及びインクルーシブ教育の推進などの社会的要請に応えるため、教職実践専攻では高度な教育専門職としての学識と実践力を培うことを目的に、学校マネジメント・組織力、カリキュラム・授業デザイン力、成長発達サポート力の3つの力を育成することを目指しカリキュラムを編成し、授業科目を設定している。			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目6－4－1〕 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・第32条（1年間の授業期間）	再掲
	6-4-1-01 (06)学年暦		
〔分析項目6－4－2〕 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・第33条（各授業科目の授業期間）	再掲
	6-4-2-01 (06)授業予定表		
	・シラバス		

	6-3-2-02 (06) シラバス		再掲
[分析項目 6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-3-2-02 (06) シラバス		再掲
	6-3-A-01 (06) 履修案内		再掲
	6-2-1-02 (06) アセスメント・ポリシー		再掲
[分析項目 6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6-4-4）		
	6-4-4 (00) 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-02 (06) シラバス		再掲
[分析項目 6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目 6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	6-3-1-02 (00) 秋田大学大学院学則	・第13条（教育方法の特例）	再掲
[分析項目 6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目 6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目 6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目 6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目 6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6-4-3]（成績評価基準）資料6-2-1-02_(06) 成績評価基準については、教育学研究科アセスメント・ポリシーにおいてレターグレード(S、A、B、C、D)と評点および目標の達成度に応じた評価の基準を定めている。これについては全科目共通の基準であるため、個々のシラバスではなく、履修案内に掲載し学生に周知している。			
[分析項目 6-4-6]（夜間の授業等） 夜間の授業等は実施していないため、本研究科においては該当なし。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[活動取組 6－4－A] (実務家教員と研究者教員のチームティーチングによる理論と実践の往還) 教育実践専攻では全ての授業において、実務家教員と研究者教員の共同によるチームティーチングを行い、理論と実践の往還を図っている。例えば、「学校教育の現代的課題」の授業では、授業の前半部分で研究者教員が理論的・専門的な内容を講義し、後半部分で実務家教員が、そのことが実際の学校現場ではどのように実践されているのか、あるいは実践する上でどのような課題が生じているのか、について補足しながら受講生と協議する形態等をとっており、受講生の関心を高めるとともに協議が深まり、授業評価でも受講生に高評価を得ている。 実務家教員と研究者教員が協力して実施している授業科目「課題実地研究」では、毎年度東日本大震災の被災地を訪問し、他大学の教職大学院との交流を行うことなどにより、県境を越えた交流や学校における危機管理能力の向上に寄与している。	6-3-A-01 (06)履修案内		再掲
	6-3-2-02 (06)シラバス		再掲
	6-4-A-01 (06)授業評価集計結果 (学校教育の現代的課題) (非公表)		
	6-4-A-02 (06)「課題実地研究」東日本大震災の被災地訪問		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組 6－4－Aについて、教職実践専攻の全ての授業において実務家教員と研究者教員の共同によるチームティーチングを行い理論と実践の往還を図っており、受講生の関心を高めるとともに協議が深まり、授業評価でも受講生に高評価を得ている。			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－5－1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式 6－5－1）		
	6-5-1 (00)履修指導の実施状況		
	6-5-1-01 (00)高大接続テキスト		
	6-5-1-02 (00)質問教室		
	6-5-1-03 (00)webclassで利用できるリメディアル教材		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目 6－5－2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式 6－5－2）		
	6-5-2 (00)学習相談の実施状況		
	6-5-2-01 (00)秋田大学総合学務支援システム (a・netアネット)		
	6-5-2-02 (00)webclassについて		
	6-5-2-03 (00)学習ピアサポートシステム		
	6-5-1-02 (00)質問教室		再掲
	6-5-2-04 (00)All Rooms、イングリッシュマラソン、TOEIC対策講座		

	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (00)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）		
	6-5-3-01 (00)インターンシップ案内		
	6-5-3-02 (00)インターンシップの流れ		
	6-5-3-03 (00)インターンシップ実施に関する受入企業等と大学との覚書		
	6-5-3-04 (00)インターンシップ実績（令和元年度）		
	6-5-3-05 (00)ジョブシャドウイング（令和元年度）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)チューター制度		
	6-5-4-02 (00)チューター募集要項		
	6-5-4-03 (00)チューター配置（交換留学生）（令和元年度）（非公表）		
	6-5-4-04 (00)日本語科目担当教員オフィスアワー		
	6-5-4-01 (06)チューター配置（令和元年度）（非公表）		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-05 (00)2020年度留学生等向け授業科目一覧		
	6-5-4-06 (00)2020年度全学留学生等プログラム時間割		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-07 (00)国立大学法人秋田大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		
	6-5-4-08 (00)障害を理由とする差別の解消推進に関する教職員対応要領における留意事項		
	6-5-4-09 (00)学生サポートルーム		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-03 (00)チューター配置（交換留学生）（令和元年度）（非公表）		再掲
	6-5-4-01 (06)チューター配置（令和元年度）（非公表）		再掲
	6-5-4-10 (00)修学上困難のある学生への合理的配慮について（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6－5－4] (留学生向け授業科目等) 資料6-5-4-05_(00)、6-5-4-06_(00) 主に学部学生向けの授業科目であるが、大学院の留学生は単位認定されない聴講生として参加するなどの対応が可能。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組 6－5－A] (The All Roomsの取組) The All Rooms (教員がトレーニングした学生スタッフが利用者に英語を教える語学自習室) は、「学生による学生のための自律学習」をテーマに、英語が担当な大学院生、学部生、留学生が常駐し、英語の4技能 (Speaking、Reading、Writing、Listening) と文化 (Culture)、資格 (TOEIC/TOEFL等) にも生かせる英語の総合力を、自分の目的に合わせて計画的に学習することができる支援であり、イングリッシュマラソンとの相乗効果や学生スタッフの育成にも力を入れて取り組んでいる。令和元年度の学生スタッフでは、TOEICの高得点者を輩出することができた (970点 (大学院生)、945点 (4年生)、940点 (4年生))。	6-5-A-01_(00)英語力を鍛える		
	6-5-A-02_(00)学生メッセージ		
	6-5-A-03_(00)The All Rooms		
[活動取組 6－5－B] (イングリッシュマラソンの実施) 平成29年度から実施している、学生の英語力向上のための特別プログラム「イングリッシュマラソン」を38人の学生を選出して実施した。参加学生には、TOEIC対策講座受講やTOEIC用語彙修得のための学習、The All Roomsでの週3回以上のトレーニング等を課し、9月にシンガポールの語学研修施設RELCへ短期留学 (38人、令和元年9月1日～9月14日と9月15日～9月28日のいずれか) した。 参加学生のTOEICの平均点はイングリッシュマラソン開始前561点からイングリッシュマラソン後640点となり、79点向上し、過去2年同様成果を上げており、イングリッシュマラソン終了後は650点前後まで得点が向上することとなり、軌道に乗ってきたと言える。(平成29年度は、イングリッシュマラソン開始前537点、イングリッシュマラソン終了後662点、125点向上、平成30年度は、開始前549点、終了後646点、98点向上)	6-5-A-01_(00)英語力を鍛える		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組 6－5－A 及び 6－5－B について、The ALL Roomsのイングリッシュマラソンとの相乗効果および学生スタッフの育成に力を入れて取り組んだ結果、イングリッシュマラソン参加学生のTOEIC平均点はイングリッシュマラソン終了後は650点前後まで向上することとなり、軌道に乗ってきたと言える。また、学生スタッフは令和元年度にTOEICの高得点者を輩出することができた (970点 (大学院生)、945点 (4年生)、940点 (4年生))。			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－6－1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-02_(00)秋田大学大学院学則	・第12条の3 第2項 (成績評価基準等の明示等)	再掲

	6-3-1-02 (06)秋田大学大学院教育学研究科規程	・第9条(試験) ・第10条(成績)	再掲
	6-2-1-02 (06)アセスメント・ポリシー		再掲
[分析項目 6－6－2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-6-2-01 (06)アセスメント・ポリシー、秋田大学大学院学則、秋田大学大学院教育学研究科規程		
[分析項目 6－6－3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01 (06)成績分布表（令和元年度）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-01 (00)秋田大学成績評価ガイドライン		
	6-6-3-02 (06)学務委員会資料（非公表）		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目 6－6－4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01 (06)成績評価確認制度		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類 6-6-4-01_ (00)成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6－6－3]（GPA制度） 本研究科ではGPA制度を導入していない。			
[分析項目 6－6－4]（異議申立て実績） 令和元年度は成績評価に関する異議申立て実績はない。			
[分析項目 6－6－4]（成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類） 成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類については、現地調査の際に提示する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			

【改善を要する事項】 該当なし			
基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－7－1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則	・第5条（修業年限） ・第13条の2（長期にわたる教育課程の履修） ・第19条（修士課程及び博士前期課程の修了要件） ・第19条の2（教職大学院の課程の修了要件） ・第19条の3（教職大学院の課程の在学期間の短縮）	再掲
	6-3-1-02 (06)秋田大学大学院教育学研究科規程	・第4条（授業科目及び単位数）別表1 ・第6条（授業科目の履修）別表2 ・第7条の2（長期にわたる教育課程の履修） ・第12条（最終試験）	再掲
	6-7-1-01 (06)秋田大学大学院教育学研究科における長期履修に関する取扱要項		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則	・第22条（課程修了の認定）	再掲
	6-3-1-02 (06)秋田大学大学院教育学研究科規程	・第13条（修了の判定）	再掲
	6-7-1-02 (06)秋田大学大学院教育学研究科委員会規程	・第3条（審議事項）	

[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01 (00)秋田大学学位規程	・第8条（学位論文） ・第10条（審査委員会） ・第11条（審査期間） ・第12条（最終試験） ・第14条（審査結果の報告） ・第15条（研究科委員会等の判定）	
	6-7-2-01 (06)秋田大学大学院教育学研究科学位審査に係る申し合わせ		
	6-7-2-02 (06)学位論文、実践研究報告書及び特定の課題についての研究の成果の評価基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-7-2-01 (00)秋田大学学位規程	・第6条（大学院の課程による者の学位論文又は特定の課題についての研究の成果の提出） ・第10条（審査委員会） ・第14条（審査結果の報告） ・第15条（研究科委員会等の判定） ・第16条（学長への報告）	再掲
	6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則	・第22条（課程修了の認定	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (06)長期履修制度について、秋田大学大学院学則、秋田大学大学院教育学研究科規程	・第13条（修了の判定）	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料	・第3条（審議事項）	再掲
	6-7-4-01 (06)教育学研究科委員会資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		

	6-7-2-01 (00) 秋田大学学位規程	・第8条（学位論文） ・第9条（学位論文及び審査手数料の返付） ・第10条（審査委員会） ・第11条（審査期間） ・第12条（最終試験） ・第14条（審査結果の報告） ・第15条（研究科委員会等の判定）	再掲
	6-7-2-01 (06) 秋田大学大学院教育学研究科学位審査に係る申し合わせ		再掲
	6-7-2-02 (06) 学位論文、実践研究報告書及び特定の課題についての研究の成果の評価基準		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-2-01 (00) 秋田大学学位規程	・第10条（審査委員会）	再掲
	6-7-2-01 (06) 秋田大学大学院教育学研究科学位審査に係る申し合わせ	・第3（学位審査委員会）	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-02 (06) 学位論文審査要旨等（令和元年度一例）（非公表）		
【分析項目6-7-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・ 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式 6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式 6－8－1）		
	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・ 資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (06)資格取得者（令和元年度）		
	・ 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)秋田大学学業奨励金表彰（令和元年度）		
	6-8-1-02 (00)秋田大学学生表彰（令和元年度）		
[分析項目 6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	6-8-1-03 (00)秋田大学副学長表彰（令和元年度）		
	・ 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式 6－8－2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 (00)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・ 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (00)令和2年度学校基本調査卒業後の状況調査票		
[分析項目 6－8－3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・ 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-01 (06)修了生の活躍状況		
	・ 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目 6－8－4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-01 (06)修了生アンケート集計結果（令和元年度）		
	・ 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目 6－8－5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-4-02 (00)（大学院課程）教育の成果に関する調査報告書（令和元年度）		
	・ 就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-02 (00)（大学院課程）教育の成果に関する調査報告書（令和元年度）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6－8－1]（標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率） 本研究科は平成28年度教職大学院の設置と改組を実施しており、標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率の数値について、修士課程は改組前の組織に所属していた学生も含まれる。			
[分析項目 6－8－2]（就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況） 本研究科は平成28年度教職大学院の設置と改組を実施しており、就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況については改組前の組織に所属していた学生の状況も含まれる。			

[分析項目 6－8－4] (修了後の学生に対する教育成果の調査) 本研究科は平成28年度教職大学院の設置と改組を実施しており、令和元年度に高等教育グローバルセンターが実施した、修了後の学生に対する教育成果の調査の対象となっているのは、改組前の組織に所属していた修了生である。			
[分析項目 6－8－5] (修了生の主な雇用者に対する教育成果の調査) 本研究科は平成28年度教職大学院の設置と改組を実施しており、令和元年度に高等教育グローバルセンターが実施した、修了生の主な雇用者に対する教育成果の調査の対象となっているのは、改組前の組織に所属していた修了生である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組 6－8－A] (「採用を増やしたい大学」で1位、「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」で18位にランキング) 日本経済新聞社と日経HRが実施している大学イメージ調査は、同社が上場企業と有力非上場企業の人事担当者を対象に、採用した学生から見た大学のイメージなどを聞いたもので、平成29年度には「採用を増やしたい大学」の1位にランキングされた。また、令和元年度の同調査においては「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」の18位にランキングされ、エリア別ランキングで見ると、北海道・東北エリアにおいて、東北大学・北海道大学に次ぐ第3位にランキングされた。	6-8-A-01 (00)採用を増やしたい大学で第1位にランキング		
	6-8-A-02 (00)企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキングで第18位に		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 活動取組 6－8－Aについて、日本経済新聞社と日経HRが実施している大学イメージ調査において「採用を増やしたい大学」の1位（平成29年度）及び「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」（令和元年度）の18位にランキング（エリア別ランキングで見ると、北海道・東北エリアにおいて、東北大学・北海道大学に次ぐ第3位）されており、採用する企業側の本学学生への期待感が高いことがわかる結果となった。			
【改善を要する事項】 該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (07)ディプロマ・ポリシー（医科学専攻）		
	6-1-1-02 (07)ディプロマ・ポリシー（保健学専攻）		
	6-1-1-03 (07)ディプロマ・ポリシー（医学専攻）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－2－1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (07)カリキュラム・ポリシー（医科学専攻）		
	6-2-1-02 (07)アセスメント・ポリシー（医科学専攻）		
	6-2-1-03 (07)カリキュラム・ポリシー（保健学専攻）		
	6-2-1-04 (07)アセスメント・ポリシー（保健学専攻）		
	6-2-1-05 (07)カリキュラム・ポリシー（医学専攻）		
	6-2-1-06 (07)アセスメント・ポリシー（医学専攻）		

[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (07)ディプロマ・ポリシー（医科学専攻）		再掲
	6-2-1-01 (07)カリキュラム・ポリシー（医科学専攻）		再掲
	6-2-1-02 (07)アセスメント・ポリシー（医科学専攻）		再掲
	6-1-1-02 (07)ディプロマ・ポリシー（保健学専攻）		再掲
	6-2-1-03 (07)カリキュラム・ポリシー（保健学専攻）		再掲
	6-2-1-04 (07)アセスメント・ポリシー（保健学専攻）		再掲
	6-1-1-03 (07)ディプロマ・ポリシー（医学専攻）		再掲
	6-2-1-05 (07)カリキュラム・ポリシー（医学専攻）		再掲
	6-2-1-06 (07)アセスメント・ポリシー（医学専攻）		再掲
	6-2-2-01 (07)医学専攻・医学科教授会資料（非公表）		
	6-2-2-02 (07)保健学専攻・保健学科教授会資料（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-2-1]（アセスメント・ポリシー） 「③学習成果の評価の方針」は、「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」として定めている。			
[分析項目6-2-2]（ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの整合性）資料6-2-2-01_ (07)、6-2-2-02_ (07) 医学専攻、医科学専攻については、令和元年11月14日開催の医学専攻・医学科教授会において、保健学専攻については令和2年1月14日開催の保健学専攻・保健学科教授会において、ポリシーの見直しを行い「③学習成果の評価の方針」については各専攻のアセスメント・ポリシーにおいて明示することとし新たに策定しており、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーが整合性をもって定められていると判断する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		

	6-3-1-02 (00) 秋田大学大学院学則	・ 第10条の2 (教育課程の編成方針) ・ 第10条の3 (共同教育課程の編成)	
	6-3-1-01 (07) カリキュラムツリー (医科学専攻)		
	6-3-1-02 (07) カリキュラムツリー (保健学専攻)		
	6-3-1-03 (07) カリキュラムツリー (医学専攻)		
	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料 (コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)		
	6-3-1-02 (00) 秋田大学大学院学則	・ 第11条 (教育方法) ・ 第11条の2 (授業の方法) ・ 第12条 (教育課程及び履修方法)	再掲
	6-3-1-04 (07) 秋田大学大学院医学系研究科規程	・ 第4条 (授業科目)	
	6-3-1-05 (07) シラバス (医科学専攻)		
	6-3-1-06 (07) シラバス (保健学専攻)		
	6-3-1-07 (07) シラバス (医学専攻)		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・ 第31条 (単位)	
	6-3-1-02 (00) 秋田大学大学院学則	・ 第12条の2 (一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)	再掲
	6-3-1-05 (07) シラバス (医科学専攻)		再掲
	6-3-1-06 (07) シラバス (保健学専攻)		再掲
	6-3-1-07 (07) シラバス (医学専攻)		再掲
	6-3-1-08 (07) 単位制度 (保健学専攻)		
	・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		

[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-1-02 (00) 秋田大学大学院学則	・第14条(他の大学院授業科目の履修) ・第14条の2(他の研究科の授業科目の履修) ・第15条(他の専攻等の授業科目の履修) ・第16条(他の大学院等の研究指導) ・第17条(入学前の既修得単位の認定)	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)		
	6-3-1-02 (00) 秋田大学大学院学則	・第11条(教育方法)	再掲
	6-3-1-04 (07) 秋田大学大学院医学系研究科規程	・第5条(研究指導教員) ・第7条(研究指導)	再掲
	6-3-4-01 (07) 医科学及び医学専攻における研究指導及び学位論文指導に関する申合せ(案)(非公表)		
	6-3-4-02 (07) 保健学専攻における教育研究指導及び学位論文指導に関する申合せ		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-1-02 (00) 秋田大学大学院学則	・第10条の2(教育課程の編成方針)	再掲
	6-3-4-03 (07) 「研究計画書・研究指導計画書」の作成について(医学専攻、医科学専攻)		
	6-3-4-01 (07) 医科学及び医学専攻における研究指導及び学位論文指導に関する申合せ(案)(非公表)		再掲
	6-3-4-02 (07) 保健学専攻における教育研究指導及び学位論文指導に関する申合せ		再掲
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-04 (07) 秋田大学と秋田県立脳血管研究センターにおける連携・協力に関する協定書(医学専攻)		
	6-3-4-05 (07) 関係学生名簿(秋田県脳血管研究センターとの連携)(非公表)		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-01 (00) コンプライアンス教育・研究倫理教育コンテンツ		
	6-3-4-06 (07) シラバス(医学概論)(医科学専攻)		
	6-3-4-07 (07) 学位論文諸手続き(保健学専攻)		
	6-3-4-08 (07) シラバス(生命科学研究概論)(医学専攻)		
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		

	6-3-4-02 (00)秋田大学ティーチング・アシスタント取扱要項（非公表）		
	6-3-4-03 (00)秋田大学リサーチ・アシスタント取扱要項（非公表）		
	6-3-4-09 (07)秋田大学大学院医学系研究科ティーチング・アシスタントの取り扱いについて		
	6-3-4-10 (07)秋田大学大学院医学系研究科ティーチング・アシスタント実施に関する申し合わせ		
	6-3-4-11 (07)秋田大学大学院医学系研究科ティーチング・アシスタント制度の実施に関するガイドライン		
	6-3-4-12 (07)秋田大学大学院医学系研究科リサーチ・アシスタント取扱要領		
	6-3-4-13 (07)ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタント（令和元年度）（非公表）		
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-3-2]（単位制度） 国立大学法人秋田大学学則第31条に基づき、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としており、授業科目における授業時間は、授業の方法（講義、演習、実験、実習、実技）に応じて教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して同条第1号及び第2号において定めている。 なお、医学専攻・医科学専攻では教室内での学修時間及び教室外での学修時間等についてはシラバスの「授業形態および成績の評価方法・基準」欄に記載することで学生に周知しており、保健学専攻では保健学専攻学生便覧P.7「4. 単位」に教室内での学修時間及び教室外での学修時間等について明記し、シラバスの「授業の概要と進行予定及び進め方」欄では教室内部学修の内容を記載し、「授業内容」欄や「教科書・参考書・参考文献等」欄では教室外学修の内容を記載して学生に周知している。（資料6-3-1-08_ (07)） 以上のことから、シラバスを検証することにより、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえて科目の内容が設定されていることを確認できると判断する。			
[分析項目6-3-4]（研究指導体制が確認できる資料等）資料6-3-4-01 医科学専攻及び医学専攻では、自己点検の結果、研究指導等の体制の基準を新たに定めることとし、しかるべき委員会で検討を行っている。資料6-3-4-01は8月末の自己評価書提出時点の案であり、9月中の策定を目指している。			
[分析項目6-3-4]（研究倫理教育） 研究者の研究倫理教育やコンプライアンス教育として、e-ラーニングプログラムの受講を義務付けており、医科学専攻及び医学専攻では必修の授業科目「医学概論」、「生命科学研究概論」の中で同プログラムを受講するようにしており、保健学専攻においては学位論文の提出前に同プログラムを受講していることを要件としている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組6-3-A]（重症児の在宅支援を担う医療者やがん治療のエキスパートの育成） 文部科学省課題解決型高度医療人材養成プログラム「重症児の在宅支援を担う医師等養成」（平成26年度採択）、がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）養成プラン「未来がん医療プロフェッショナル養成プラン」（平成29年度採択）に参画し、重症児の在宅支援を担う医療者やがん治療のエキスパートの育成に取り組んでいる。重症児の在宅支援を担う医師等養成としては、「子どもの在宅医療ケア インテンシブコース」を平成27～29年度に開講（いずれも10月から翌年9月まで）し、第3期中期目標期間（平成28～29年度）においては59人（3年間の合計では87人）を養成し、未来がん医療プロフェッショナル養成プランとしては、4つの教育プログラム・コースを展開しており、令和2年度末までに4人を養成している。	6-3-A-01 (07)未来がん医療プロフェッショナル養成プラン令和2年度開講（医科学専攻）		
	6-3-A-02 (07)未来がん医療プロフェッショナル養成プラン令和2年度開講（医学専攻）		

[活動取り組み6－3－B]（専門人材等の育成） 看護学専攻博士前期課程では、地域の要請に応え、高度実践看護師を養成することを目的として、従来から開講しているがん看護専門看護師（CNS）コースを令和2年度より26単位から38単位の教育課程に移行し、緩和ケア、がん薬物療法領域の拡充、病態生理学、臨床薬理学、フィジカルアセスメント等の追加を行い開講している。 また、同じく令和2年度より新たに診療看護師（NP）コースを開設している。ここでは厚生労働省の定める21コース全ての特定行為研修によりスキルを身に付け、患者やその家族のため、個別の価値観・生活環境を尊重し、臨床現場で迅速に対応する人材を養成していく。		6-3-1-02 (07)カリキュラムツリー（保健学専攻）		再掲	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす					
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6－3－Aについて、文部科学省課題解決型高度医療人材養成プログラム「重症児の在宅支援を担う医師等養成」（平成26年度採択）、がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）養成プラン「未来がん医療プロフェッショナル養成プラン」（平成29年度採択）に参画し、重症児の在宅支援を担う医療者やがん治療のエキスパートの育成に取り組んでいる。 ・活動取組6－3－Bについて、看護学専攻博士前期課程においては、地域の要請に応えるため、がん看護専門看護師（CNS）コースを開設しており、令和2年度から緩和ケアやがん薬物療法領域の拡充を行っている。また、令和2年度より新たに診療看護師（NP）コースを開設し臨床現場で迅速に対応する人材を養成を行っている。					
【改善を要する事項】 該当なし					
基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること					
分析項目		分析項目に係る根拠資料・データ欄		備考	再掲
[分析項目6－4－1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること		・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		・第32条（1年間の授業期間）	再掲
		6-3-1-01 (00)秋田大学学則			
		6-4-1-01 (07)学年暦（医科学専攻）			
		6-4-1-02 (07)学年暦（保健学専攻）			
		6-4-1-03 (07)学年暦（医学専攻）			
[分析項目6－4－2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること		・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		・第33条（各授業科目の授業期間）	再掲
		6-3-1-01 (00)秋田大学学則			
		6-4-2-01 (07)時間割表（医科学専攻）			
		6-4-2-02 (07)時間割表（保健学専攻）			
		6-4-1-03 (07)学年暦（医学専攻）			
		・シラバス			
		6-3-1-05 (07)シラバス（医科学専攻）			
		6-3-1-06 (07)シラバス（保健学専攻）			
		6-3-1-07 (07)シラバス（医学専攻）			

[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-3-1-05 (07)シラバス（医科学専攻）		再掲
	6-3-1-06 (07)シラバス（保健学専攻）		再掲
	6-3-1-07 (07)シラバス（医学専攻）		再掲
	6-4-3-01 (07)学生便覧（医科学専攻）		
	6-4-3-02 (07)学生便覧（保健学専攻）		
	6-4-3-03 (07)学生便覧（医学専攻）		
	6-2-1-02 (07)アセスメント・ポリシー（医科学専攻）		再掲
	6-2-1-04 (07)アセスメント・ポリシー（保健学専攻）		再掲
	6-2-1-06 (07)アセスメント・ポリシー（医学専攻）		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 (00)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-1-05 (07)シラバス（医科学専攻）		再掲
	6-3-1-06 (07)シラバス（保健学専攻）		再掲
	6-3-1-07 (07)シラバス（医学専攻）		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則	・第13条（教育方法の特例）	再掲
	6-3-1-04 (07)秋田大学大学院医学系研究科規程	・第8条（教育方法の特例）	再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
	6-4-2-01 (07)時間割表（医科学専攻）		再掲
	6-3-1-05 (07)シラバス（医科学専攻）		再掲
	6-4-2-02 (07)時間割表（保健学専攻）		再掲
	6-3-1-06 (07)シラバス（保健学専攻）		再掲

	6-3-1-07 (07)シラバス (医学専攻)		再掲
[分析項目6－4－10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6－4－11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6－4－2]（クォーター制） 留学やボランティアといった学生の自主的活動の促進や、授業を短期間で集中して行うことによる学習効果の向上を目的として、1年間を4つの学期に分けるクォーター制を導入している。クォーター科目は計8週にわたって授業を行っている。			
[分析項目6－4－3]（成績評価基準） 医科学専攻アセスメント・ポリシーにおいて、レターグレード（A、B、C、D）と授業科目における専門的学識等の修得状況に応じた評価基準を定めている。これについては医科学専攻全科目共通の基準であるため、個々のシラバスではなく、医科学専攻学生便覧P. 3に掲載し学生に周知している。 保健学専攻アセスメント・ポリシーにおいてレターグレード（A、B、C、D）と評点および目標の達成度に応じた評価の基準を定めている。これについては本専攻博士前期課程・博士後期課程全科目共通の基準であるため、個々のシラバスではなく、保健学専攻学生便覧P. 11に掲載し学生に周知している。 医学専攻アセスメント・ポリシーにおいて、授業科目における専門的学識等の修得状況に応じて可否の評価基準を定めている。これについては医学専攻全科目共通の基準であるため、個々のシラバスではなく、医学専攻学生便覧P. 3に掲載し学生に周知している。			
[分析項目6－4－9]（夜間における授業を実施している場合の配慮） 医学系研究科規程第8条（教育方法の特例）として夜間の授業及び研究指導に関する記載がある。医科学専攻及び医学専攻での配慮として、夜間の授業及び研究指導に関して社会人大学院生に受講しやすい講義時間を設定する、ウェブ上で授業に関する教材を活用できるe-learningシステム「WebClass」を開講する、および、受講者との授業及び研究指導につき時間調整を学務課大学院係を介して随時行うなどの処置がとられている。 保健学専攻については、有職者や遠隔地からの受講に配慮し、夜間や休日に多くの授業を開講している。また、ウェブ上で授業に関する教材を活用できるe-learningシステム「WebClass」や、Webカメラを介して双方向型の授業を行う遠隔授業システム「LiveOn」を一部の科目で導入している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲

[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (00)履修指導の実施状況		
	6-5-1-01 (00)高大接続テキスト		
	6-5-1-02 (00)質問教室		
	6-5-1-03 (00)webclassで利用できるリメディアル教材		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (00)学習相談の実施状況		
	6-5-2-01 (00)秋田大学総合学務支援システム（a・netアネット）		
	6-5-2-02 (00)webclassについて		
	6-5-2-03 (00)学習ピアサポートシステム		
	6-5-1-02 (00)質問教室		再掲
	6-5-2-04 (00)All Rooms、イングリッシュマラソン、TOEIC対策講座		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (00)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）		
	6-5-3-01 (00)インターンシップ案内		
	6-5-3-02 (00)インターンシップの流れ		
	6-5-3-03 (00)インターンシップ実施に関する受入企業等と大学との覚書		
	6-5-3-04 (00)インターンシップ実績（令和元年度）		
	6-5-3-05 (00)ジョブシャドウイング（令和元年度）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)チューター制度		
	6-5-4-02 (00)チューター募集要項		
	6-5-4-03 (00)チューター配置（交換留学生）（令和元年度）（非公表）		
	6-5-4-04 (00)日本語科目担当教員オフィスアワー		

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-05 (00)2020年度留学生等向け授業科目一覧		
	6-5-4-06 (00)2020年度全学留学生等プログラム時間割		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-07 (00)国立大学法人秋田大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		
	6-5-4-08 (00)障害を理由とする差別の解消推進に関する教職員対応要領における留意事項		
	6-5-4-09 (00)学生サポートルーム		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-03 (00)チューター配置（交換留学生）（令和元年度）（非公表）		再掲
	6-5-4-10 (00)修学上困難のある学生への合理的配慮について（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-5-4]（留学生向け授業科目等）資料6-5-4-05_(00)、6-5-4-06_(00) 主に学部学生向けの授業科目であるが、大学院の留学生は単位認定されない聴講生として参加するなどの対応が可能。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
[活動取組6-5-A]（The All Roomsの取組） The All Rooms（教員がトレーニングした学生スタッフが利用者に英語を教える語学自習室）は、「学生による学生のための自律学習」をテーマに、英語が担当な大学院生、学部生、留学生が常駐し、英語の4技能（Speaking、Reading、Writing、Listening）と文化（Culture）、資格（TOEIC/TOEFL等）にも生かせる英語の総合力を、自分の目的に合わせて計画的に学習することができる支援であり、イングリッシュマラソンとの相乗効果や学生スタッフの育成にも力を入れて取り組んでいる。令和元年度の学生スタッフでは、TOEICの高得点者を輩出することができた（970点（大学院生）、945点（4年生）、940点（4年生））。	6-5-A-01 (00)英語力を鍛える		
	6-5-A-02 (00)学生メッセージ		
	6-5-A-03 (00)The All Rooms		
[活動取組6-5-B]（イングリッシュマラソンの実施） 平成29年度から実施している、学生の英語力向上のための特別プログラム「イングリッシュマラソン」を38人の学生を選出して実施した。参加学生には、TOEIC対策講座受講やTOEIC用語彙修得のための学習、The All Roomsでの週3回以上のトレーニング等を課し、9月にシンガポールの語学研修施設RELCへ短期留学（38人、令和元年9月1日～9月14日と9月15日～9月28日のいずれか）した。 参加学生のTOEICの平均点はイングリッシュマラソン開始前561点からイングリッシュマラソン後640点となり、79点向上し、過去2年同様成果を上げており、イングリッシュマラソン終了後は650点前後まで得点が向上することとなり、軌道に乗ってきたと言える。（平成29年度は、イングリッシュマラソン開始前537点、イングリッシュマラソン終了後662点、125点向上、平成30年度は、開始前549点、終了後646点、98点向上）	6-5-A-01 (00)英語力を鍛える		再掲

〔活動取組6-5-C〕（医学部附属病院シミュレーション教育センター） 医学部附属病院シミュレーション教育センターは、利用資格の認定を受けたうえで各種のシミュレーション機器を用いた医療手技に関する研鑽自習が可能な施設である。自主的学習環境として学生がより効果的に利用できるよう、使用マナーの改善をはじめとして各設備の利用法につき学務委員会より必要に応じて随時指導を行っている。	6-5-C-01 (07)シミュレーション教育センターパンフレット		
〔活動取組6-5-D〕（医理工連携コース） 新しい医療機器の研究開発に加え、秋田県の発展に貢献できる人材を輩出することを目的として、秋田県唯一の医学部と、新しいモノづくり・コトづくりを目指す本学理工学部双方の橋渡しをする大学院教育プログラム「医理工連携コース」を設置している。 令和3年度からは、医理工連携コースの発展的解消を経たうえで、理工学研究科との間で高い健康リスクへ対応するヘルスケアと高齢者の医療・介護に関する諸課題解決に取り組む人材育成を主眼とする「先進ヘルスケア工学院（案）」を設置することで地域に貢献し医療機器の研究開発を推進する。	6-5-D-01 (07)「医理工連携コース」教育プログラムの紹介！（医科学専攻）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-5-A及び6-5-Bについて、The ALL Roomsのイングリッシュマラソンとの相乗効果および学生スタッフの育成に力を入れて取り組んだ結果、イングリッシュマラソン参加学生のTOEIC平均点はイングリッシュマラソン終了後は650点前後まで向上することとなり、軌道に乗ってきたと言える。また、学生スタッフは令和元年度にTOEICの高得点者を輩出することができた（970点（大学院生）、945点（4年生）、940点（4年生））。 ・活動取組6-5-Dについて、新しい医療機器の研究開発に加え、秋田県の発展に貢献できる人材を輩出することを目的として、秋田県唯一の医学部と、新しいモノづくり・コトづくりを目指す本学理工学部の双方の橋渡しをする大学院教育プログラム「医理工連携コース」を設置している。令和3年度からは、医理工連携コースの発展的解消を経て理工学研究科との間で高い健康リスクへ対応するヘルスケアと高齢者の医療・介護に関する諸課題解決に取り組む人材育成を主眼とする「先進ヘルスケア工学院（案）」を設置することとしている。			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目 〔分析項目6-6-1〕 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	分析項目に係る根拠資料・データ欄 ・成績評価基準 6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則 6-3-1-04 (07)秋田大学大学院医学系研究科規程 6-2-1-02 (07)アセスメント・ポリシー（医科学専攻）	備考 ・第12条の3 第2項（成績評価基準等の明示等） ・第9条（試験） ・第10条（成績）	再掲 再掲 再掲 再掲

	6-2-1-04 (07) アセスメント・ポリシー (保健学専攻)		再掲
	6-2-1-06 (07) アセスメント・ポリシー (医学専攻)		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (07) アセスメント・ポリシー、秋田大学大学院学則、秋田大学大学院医学系研究科規程 (医科学専攻)		
	6-6-2-02 (07) アセスメント・ポリシー、秋田大学大学院学則、秋田大学大学院医学系研究科規程 (保健学専攻)		
	6-6-2-03 (07) アセスメント・ポリシー、秋田大学大学院学則、秋田大学大学院医学系研究科規程 (医学専攻)		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (07) 成績分布表 (医科学専攻) (令和元年度) (非公表)		
	6-6-3-02 (07) 成績分布表 (保健学専攻) (令和元年度) (非公表)		
	6-6-3-03 (07) 成績分布表 (医学専攻) (令和元年度) (非公表)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-01 (00) 秋田大学成績評価ガイドライン		
	6-6-3-04 (07) 学務委員会資料 (医科学専攻、医学専攻)		
	6-6-3-05 (07) 学務委員会資料 (保健学専攻)		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (07) 成績評価確認制度 (医科学専攻)		
	6-6-4-02 (07) 成績評価確認制度 (保健学専攻)	・P. 8	
	6-6-4-03 (07) 成績評価確認制度 (医学専攻)	・P. 197	
	6-6-4-04 (07) 成績評価確認票 (医科学専攻・医学専攻)		
	6-6-4-05 (07) 成績評価確認票 (保健学専攻)		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00) 成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-6-3] (GPA制度) 本研究科ではGPA制度を導入していない。			

[分析項目6－6－4] (異議申立て制度) 本研究科では、各専攻において、令和2年度から新たに成績評価確認制度を導入したため、令和元年度の申立て実績はない。			
[分析項目6－6－4] (成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類) 成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類については、現地調査の際に提示する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－7－1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-1-02 (00) 秋田大学大学院学則	・第5条（修業年限） ・第13条の2（長期にわたる教育課程の履修） ・第19条（修士課程及び博士前期課程の修了要件） ・第20条（博士課程の修了要件） ・第21条（博士後期課程の修了要件）	再掲
	6-3-1-04 (07) 秋田大学大学院医学系研究科規程	・第4条（授業科目） ・第6条（授業科目の履修） ・第7条（研究指導） ・第8条の2（長期にわたる教育課程の履修） ・第11条（学位論文の提出要件） ・第12条（最終試験）	再掲
	6-7-1-01 (07) 秋田大学大学院医学系研究科における長期履修に関する内規		
	6-7-1-02 (07) 秋田大学大学院医学系研究科における在学期間の短縮に関する申し合わせ（医学専攻）		
	6-7-1-03 (07) 課程修了の特例を適用する場合の判定基準（医学専攻）		

[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-3-1-02 (00) 秋田大学大学院学則	・第22条（課程修了の認定	再掲
	6-7-1-04 (07) 秋田大学大学院医学系研究科教授会規程	・第2条（審議事項）	
	6-7-1-05 (07) 秋田大学大学院医学系研究科専攻教授会規程	・第2条（審議事項）	
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01 (00) 秋田大学学位規程	・第8条（学位論文） ・第10条（審査委員会） ・第11条（審査期間） ・第12条（最終試験） ・第14条（審査結果の報告） ・第15条（研究科委員会等の判定）	
	6-7-2-01 (07) 秋田大学大学院医学系研究科医科学専攻の学位論文審査に関する取扱要項		
	6-7-2-02 (07) 秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻の学位論文の審査に関する取扱要項		
	6-7-2-03 (07) 学位論文審査及び最終試験の方法（保健学専攻）		
	6-7-2-04 (07) 秋田大学大学院医学系研究科医学専攻の学位論文審査に関する取扱要項		
	6-7-2-05 (07) 学位論文の要件に関する申し合わせ（医学専攻）		
	6-7-2-06 (07) 複数の筆頭著者による論文を学位論文として認めるための条件に関する申し合わせ（医学専攻）		
	6-7-2-07 (07) 博士（乙）の研究歴に関する申し合わせ（医学専攻）		
	6-7-2-08 (07) 秋田大学大学院医学系研究科医科学専攻の学位論文審査に関する取扱要項の一部改正（案）新旧対照表（非公表）		
	6-7-2-09 (07) 秋田大学大学院医学系研究科医学専攻の学位論文の審査に関する取扱要項の一部改正（案）新旧対照表（非公表）		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-7-2-01 (00) 秋田大学学位規程	・第6条（大学院の課程による者の学位論文又は特定の課題についての研究の成果の提出） ・第10条（審査委員会） ・第14条（審査結果の報告） ・第15条（研究科委員会等の判定） ・第16条（学長への報告）	再掲
	6-3-1-02 (00) 秋田大学大学院学則	・第22条（課程修了の認定	再掲

[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	6-7-1-04 (07) 秋田大学大学院医学系研究科教授会規程	・第2条（審議事項）	再掲
	6-7-1-05 (07) 秋田大学大学院医学系研究科専攻教授会規程	・第2条（審議事項）	再掲
	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (07) 大学院学則、研究科規程、長期履修に関する内規等（医科学専攻）		
	6-7-3-02 (07) 大学院学則、研究科規程、長期履修に関する内規等（保健学専攻）		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	6-7-3-03 (07) 大学院学則、研究科規程、長期履修に関する内規等（医学専攻）		
	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (07) 医学系研究科専攻教授会資料（医科学専攻・医学専攻）（非公表）		
	6-7-4-02 (07) 医学系研究科専攻教授会資料（保健学専攻）（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-01 (00) 秋田大学学位規程	・第8条（学位論文） ・第9条（学位論文及び審査手数料の返付） ・第10条（審査委員会） ・第11条（審査期間） ・第12条（最終試験） ・第14条（審査結果の報告） ・第15条（研究科委員会等の判定）	再掲
	6-7-2-01 (07) 秋田大学大学院医学系研究科医科学専攻の学位論文審査に関する取扱要項		再掲
	6-7-2-02 (07) 秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻の学位論文の審査に関する取扱要項		再掲
	6-7-2-03 (07) 学位論文審査及び最終試験の方法（保健学専攻）		再掲
	6-7-2-04 (07) 秋田大学大学院医学系研究科医学専攻の学位論文審査に関する取扱要項		再掲
	6-7-2-05 (07) 学位論文の要件に関する申し合わせ（医学専攻）		再掲
	6-7-2-06 (07) 複数の筆頭著者による論文を学位論文として認めるための条件に関する申し合わせ（医学専攻）		再掲
	6-7-2-07 (07) 博士（乙）の研究歴に関する申し合わせ（医学専攻）		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-2-01 (00) 秋田大学学位規程	・第10条（審査委員会）	再掲
	6-7-2-01 (07) 秋田大学大学院医学系研究科医科学専攻の学位論文審査に関する取扱要項	・第6 学位審査の方法	再掲
	6-7-2-02 (07) 秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻の学位論文の審査に関する取扱要項	・第3条（審査に関わる任務）	再掲
	6-7-2-04 (07) 秋田大学大学院医学系研究科医学専攻の学位論文審査に関する取扱要項	・第8 学位審査の方法	再掲

	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-03 (07)学位論文審査結果の要旨等（医科学専攻）（令和元年度分一例）（非公表）		
	6-7-4-04 (07)学位論文審査結果の要旨等（保健学専攻）（令和元年度分一例）（非公表）		
	6-7-4-05 (07)学位論文審査結果の要旨等（医学専攻）（令和元年度分一例）（非公表）		
[分析項目6－7－5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6－7－2]（学位論文評価基準）資料6-7-2-08_(07)、6-7-2-09_(07) 医科学専攻及び医学専攻では、自己点検の結果、学位論文評価基準を改めることとし、しかるべき委員会で検討を行っている。資料6-7-2-08(07)及び資料6-7-2-09(07)は8月末の自己評価書提出時点の改正案であり、9月中の改正を目指している。 保健学専攻においても、自己点検の結果、学位論文評価基準を改めることとし検討を進めている。（8月末自己評価書提出時点。）今後しかるべき委員会で審議を行い、9月中の改正を目指している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(00)標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分） ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01_(00)秋田大学学業奨励金表彰（令和元年度）		
	6-8-1-02_(00)秋田大学学生表彰（令和元年度）		
	6-8-1-03_(00)秋田大学副学長表彰（令和元年度）		
	6-8-1-01_(07)論文採択・受賞状況（保健学専攻）		

[分析項目6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 (00) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (00) 令和2年度学校基本調査卒業後の状況調査票		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-01 (07) 修了生の活躍状況		
	6-8-2-02 (07) 修了生の活躍状況		
	6-8-2-03 (07) 修了生の活躍状況		
	6-8-2-04 (07) 修了生の活躍状況		
	6-8-2-05 (07) 修了生の活躍状況		
[分析項目6－8－3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (07) 修了生アンケート集計結果（医科学専攻、医学専攻）（令和元年度）		
	6-8-3-02 (07) 修了生アンケート集計結果（保健学専攻）（令和元年度）		
[分析項目6－8－4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-02 (00)（大学院課程）教育の成果に関する調査報告書（令和元年度）		
[分析項目6－8－5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-02 (00)（大学院課程）教育の成果に関する調査報告書（令和元年度）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組6－8－A]（「採用を増やしたい大学」で1位、「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」で18位にランキング） 日本経済新聞社と日経HRが実施している大学イメージ調査は、同社が上場企業と有力非上場企業の人事担当者を対象に、採用した学生から見た大学のイメージなどを聞いたもので、平成29年度には「採用を増やしたい大学」の1位にランキングされた。また、令和元年度と同調査においては「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」の18位にランキングされ、エリア別ランキングで見ると、北海道・東北エリアにおいて、東北大学・北海道大学に次ぐ第3位にランキングされた。	6-8-A-01 (00) 採用を増やしたい大学で第1位にランキング		
	6-8-A-02 (00) 企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキングで第18位に		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			

■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 日本経済新聞社と日経HRが実施している大学イメージ調査において「採用を増やしたい大学」の1位（平成29年度）及び「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」（令和元年度）の18位にランキング（エリア別ランキングで見ると、北海道・東北エリアにおいて、東北大学・北海道大学に次ぐ第3位）されており、採用する企業側の本学学生への期待感が高いことがわかる結果となった。
【改善を要する事項】 該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (08)ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－2－1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (08)カリキュラム・ポリシー		
	6-2-1-02 (08)アセスメント・ポリシー		
[分析項目6－2－2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (08)ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-01 (08)カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-02 (08)アセスメント・ポリシー		再掲
	6-2-2-01 (08)理工学研究科専攻長・学科長会議資料（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6－2－1] (アセスメント・ポリシー) 資料6-2-1-02_(08) 「③学習成果の評価の方針」は、「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」として定めている。			
[分析項目 6－2－2] (ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの整合性) 資料6-2-2-01_(08) 本研究科改組前年度（平成27年度）に3つのポリシーを策定し、改組時（平成28年度）に公表した。また令和元年度にはアセスメント・ポリシーを新たに策定するとともにディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの点検・見直しを行い、4ポリシーを整え、令和2年度に公表した。 以上より、本研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは整合性をもって定められていると判断する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－3－1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則	・第10条の2（教育課程の編成方針） ・第10条の3（共同教育課程の編成）	
	6-3-1-01 (08)ナンバリング		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02_(00)秋田大学大学院学則	・第11条（教育方法） ・第11条の2（授業の方法） ・第12条（教育課程及び履修方法）	再掲
	6-3-1-02 (08)秋田大学大学院理工学研究科規程	・第4条（授業科目及び単位数）	
6-3-1-03 (08)履修の手引き			

[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・第31条 (単位)	
	6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則	・第12条の2 (一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)	再掲
	6-3-2-01 (08)シラバス		
	6-3-2-02 (08)単位制度		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・その他自己点検・評価において体系的な水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	・明文化された規定類		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則	・第14条(他の大学院授業科目の履修) ・第14条の2(他の研究科の授業科目の履修) ・第15条(他の専攻等の授業科目の履修) ・第16条(他の大学院等研究指導) ・第17条(入学前の既修得単位の認定)	再掲
	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則	・第11条 (教育方法)	再掲
	6-3-1-02 (08)秋田大学大学院理工学研究科規程	・第5条 (研究指導教員) ・第10条 (研究指導)	再掲
	6-3-4-01 (08)研究指導体制及び研究指導計画書に関する申し合わせ		

	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則	・第10条の2(教育課程の編成方針)	再掲
	6-3-4-01 (08)研究指導体制及び研究指導計画書に関する申し合わせ		再掲
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-02 (08)理工学研究科博士前期課程在学者の学会発表に関する申し合わせ		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-03 (08)共同ライフサイクルデザイン工学専攻指導教員一覧(令和元年度)		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-01 (00)コンプライアンス教育・研究倫理教育コンテンツ		
	6-3-4-04 (08)大学院生の研究倫理教育の受講について		
	6-3-2-01 (08)シラバス		再掲
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-02 (00)秋田大学ティーチング・アシスタント取扱要項(非公表)		
	6-3-4-03 (00)秋田大学リサーチ・アシスタント取扱要項(非公表)		
	6-3-4-05 (08)ティーチング・アシスタントガイダンス資料		
	6-3-4-06 (08)ティーチング・アシスタント(令和元年度)(非公表)		
	6-3-4-07 (08)リサーチ・アシスタント(令和元年度)(非公表)		
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-3-2](単位制度)資料6-3-2-02_(08) 国立大学法人秋田大学学則第31条に基づき、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としており、授業科目における授業時間は、授業の方法(講義、演習、実験、実習、実技)に応じて教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して同条第1号及び第2号において定めている。 なお、単位制度の趣旨と授業の方法に応じた教室内での学修時間については履修案内P.8「(4)単位」に明記して学生に周知しており、シラバスの項目「授業の進行予定と進め方」では教室内学修の内容を記載するとともに、「授業時間外の学習内容等」や「教科書・参考書等」等では、教室外学修の内容を記載している。 以上のことから、シラバスを検証することにより、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえて科目の内容が設定されていることを確認できると判断する。			

[分析項目6-3-3] (他の大学院等の研究指導及び入学前の既修得単位等の単位認定) 国立大学法人秋田大学学則第16条により、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができると定められており、本研究科においては、直近では平成30年に2人が他の大学院等の研究指導を受けた。 また、国立大学法人秋田大学学則第17条により、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会等の議を経て、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができると定められており、本研究科においては、直近では平成30年4月に博士後期課程の学生2人が入学前の既修得単位を認定された。			
[分析項目6-3-4] (研究倫理教育) 研究倫理教育として、平成30年度より博士前期課程「科学技術者倫理特論」(必修)の講義内において、本学におけるコンプライアンス教育・研究倫理教育コンテンツ(APRIN e-Learning プログラム(eAPRIN))を受講・修了することとしている。博士前期課程共同ライフサイクルデザイン工学専攻のみ「科学技術者倫理特論」は選択科目であるが、全学生にeAPRINの受講・修了を求めている。同様に博士後期課程でも受講を促進している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[活動取組6-3-A] (共同ライフサイクルデザイン工学専攻) 本専攻の学生は、本学と秋田県立大学の双方の大学の教員から指導または助言を受けることになるため、様々な分野からの多面的な助言を得ることができる。また、双方の大学を結ぶ連絡バスも運行されているほか、必要に応じて遠隔講義システムが利用可能であるなど、学習支援環境も整備されている。さらに本専攻では、工場等の見学も定期的に実施しており、座学だけでは得られない知識も得られるように配慮している。本専攻の修了生は主に製造業・エネルギー産業分野で活躍しており、平成25年度に最初の修了生を送り出して以来、100%の就職率を維持している。	6-3-A-01 (08)共同ライフサイクルデザイン工学専攻		
[活動取組6-3-B] (医理工連携コース) 医理工連携コースは、平成27年度に設置した、秋田県の医療をリードする医学系研究科・附属病院と、新しいモノづくり・コトづくりを目指す理工学研究科、双方の橋渡しをする大学院博士前期課程の教育プログラムであり、新しい製品の研究開発のみならず、今後、秋田県の発展に貢献できる人材を輩出することを目指している。コース生になると、特許戦略や様々な分野における研究開発の最前線を聴くことができ、さらに医学の基礎を学びながら病院の中で行われる医療保健実習に参加することができる。平成28年度から令和元年度末までに23人が修了し、修了生は主に医療機器、医療検査、IT企業、製造業の分野で活躍している。 令和3年度からは、医理工連携コースの発展的解消を経たうえで、医学系研究科との間で高い健康リスクへ対応するヘルスケアと高齢者の医療・介護に関する諸課題解決に取り組む人材育成を主眼とする「先進ヘルスケア工学院(案)」を設置することで地域に貢献し医療機器の研究開発を推進することとしている。	6-3-B-01 (08)医理工連携コース 履修案内(令和2年度)		
[活動取組6-3-C] (主専門・副専門(メジャー・マイナー)教育プログラム) 本プログラムは、自身の専門と関連する、もしくは超スマート社会(Society 5.0)で必要となる情報工学分野などの他分野の内容を体系的に学び、異分野との融合・学際領域を推進すること、及び異なる専門分野を持つ学生とのグループワーク等を通じて、他分野の知識や技術を習得し多様性に対応する人間力を養成することを目的として設置している。 プログラム履修生は、自身が所属するコース(専攻)の分野(主専門分野)とは別に、他コース・専攻の専門分野、または、指定する共通科目を組み合わせて履修するMOTコースより、副専門とする分野を選択し、科目を履修する。令和元年度は本プログラムを利用して24人が副専門分野を選択した。	6-3-C-01 (08)主専門・副専門(メジャー・マイナー)教育プログラム(令和2年度)		

[活動取組6-3-D]（MOTコース） MOT（Management of Technology）は、技術経営と訳され、本研究科では学んだ知識や技術を事業・経営に活かし、創造力、マネジメント力を発揮できる人材の育成を目指した10単位分の共通科目（MOT科目）を設置している。いずれも産業・経済界及び企業等で実績・経験を積み、現在第一線で活躍中の講師が講義を担当する。平成28年度から令和元年度末までに32人が修了している。				6-3-D-01（08）MOTコース履修案内（令和2年度）		
[活動取組6-3-E]（航空機システム・エネルギーイノベーションコース） 本コースは、理工学研究科の機械分野・電気電子工学分野の専攻・コースが連携して実施する、次世代航空機産業を担うリーダーを育成することを目的とした教育プログラムであり、国際的に著名な研究者らによる講義を通して航空機システム等の電動化技術の最先端について学び、航空システム産業の技術者としての素養を培う。本コースは令和2年度より新たに開設したコースである。				6-3-E-01（08）航空機システム・エネルギーイノベーションコース履修案内（令和2年度）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす						
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-3-Aについて、共同ライフサイクルデザイン工学専攻は、本研究科と秋田県立大学大学院システム科学技術研究科の共同教育課程であり、学生は双方の研究科の共同により地球環境工学、材料工学、情報工学、機械工学、電気電子工学、土木建築工学、経営工学などの工学の様々な分野に関連した多面的な指導を受けることができる。本専攻の修了生は主に製造業・エネルギー産業分野で活躍しており、平成25年度に最初の修了生を送り出して以来、100%の就職率を維持している ・活動取組6-3-Bについて、秋田県の医療をリードする医学系研究科・附属病院と、新しいモノづくり・コトづくりを目指す理工学研究科の連携教育プログラムである医理工連携コースを設置しており、修了生は主に医療機器、医療検査、IT企業、製造業の分野で活躍している。令和3年度からは同コースを発展的に解消し新たに「先進ヘルスケア工学院（案）」を設置することで地域に貢献し医療機器の研究開発を推進することとしている。 ・活動取組6-3-Cについて、自身の専門と関連する、もしくは超スマート社会（Society 5.0）で必要となる情報工学分野などの他分野の内容を体系的に学び、異分野との融合・学際領域を推進すること、及び異なる専門分野を持つ学生とのグループワーク等を通じて、他分野の知識や技術を習得し多様性に対応する人間力を養成する主専門・副専門（メジャー・マイナー）教育プログラムを設置している。令和元年度は本プログラムを利用して24人が副専門分野を選択した。 ・活動取組6-3-Dについて、修得した知識や技術を事業・経営に活かし、創造力、マネジメント力を発揮できる人材の育成を目指したMOTコースを設置している。平成28年度から令和元年度末までに32人が修了した。 ・活動取組6-3-Eについて、理工学研究科の機械分野・電気電子工学分野の専攻・コースが連携して実施する、次世代航空機産業を担うリーダーを育成することを目的とした教育プログラムである航空機システム・エネルギーイノベーションコースを令和2年度新たに設置している。						
【改善を要する事項】 該当なし						
基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること						
分析項目		分析項目に係る根拠資料・データ欄			備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること		・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）				
		6-3-1-01（00）秋田大学学則			・第32条（1年間の授業期間）	再掲
		6-4-1-01（08）授業予定表				
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること		・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）				
		6-3-1-01（00）秋田大学学則			・第33条（各授業科目の授業期間）	再掲
		6-4-1-01（08）授業予定表				再掲

	・シラバス		
	6-3-2-01 (08)シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-3-2-01 (08)シラバス		再掲
	6-2-1-02 (08)アセスメント・ポリシー		再掲
	6-4-3-01 (08)履修案内		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 (00)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (08)シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則	・第13条（教育方法の特例）	再掲
	6-3-1-02 (08)秋田大学大学院理工学研究科規程	・第7条（教育方法の特例）	再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

[分析項目6-4-2] (クォーター制) 留学やボランティアといった学生の自主的活動の促進や、授業を短期間で集中して行うことによる学習効果の向上を目的として、1年間を4つの学期に分けるクォーター制が令和元（平成31）年度より全学的に導入され、理工学研究科でも対応した。クォーター科目は計8週にわたって授業を行っている			
[分析項目6-4-3] (成績評価基準) 成績評価基準については、理工学研究科アセスメント・ポリシーにおいてレターグレード(S、A、B、C、D)と評点および目標の達成度に応じた評価の基準を定めており、理工学研究科の履修案内P. 6に掲載し学生に周知している。			
[分析項目6-4-3] (授業アンケートにおけるシラバスの評価) 学生の授業アンケートに質問項目として「授業科目や内容等は、シラバスに記載されたものと一致していましたか」があり、令和元年度前期において理工学研究科全体で4点満点で3.80という結果が確認できる。シラバスで明示する授業計画と、実際の授業内容に相違がないか、学生に確認する機会が設けられており、理工学研究科教育改善委員会において授業アンケート結果を確認している。			
[分析項目6-4-9] (夜間の授業等) 夜間の授業等は実施していないため、本研究科においては該当なし。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組6-4-A] (理工学デザイン (博士前期課程1年次必修科目 (共同専攻所属学生は選択科目))) 大学院博士前期課程1年次の教育プログラムの一つで、プレゼンテーション能力と質疑応答能力を身に付けることを目的としており、ポスター発表によるプレゼンテーションを通じて、修士論文課題研究の研究テーマ、方法論、進捗状況、並びに今後の研究計画について、同分野の教員に加え、他分野を専門とする教員や学生に対してわかりやすく説明する。また、自身の所属する専門以外の学生のポスター発表を聞いてディスカッションを行い、発表された研究内容を十分理解した上でその内容に関する質疑応答レポートを作成する。これにより、他分野を専門とする学生や教員と分野を横断した交流を図り、幅広く原理・手法・視点を学び、社会で求められる柔軟性を身に付ける。	6-3-2-01 (08) シラバス		再掲
[活動取組6-4-B] (地域産業アントレプレナー論 (博士前期課程必修科目)) 地域産業の現状、地域創生に及ぼす研究の意義、起業するためのニーズとシーズを把握すると共に、ベンチャーマインドを醸成する。	6-3-2-01 (08) シラバス		再掲
[活動取組6-4-C] (人工知能と分野融合のデータサイエンス (博士後期課程必修科目)) 人工知能とデータサイエンスの最新動向や手法、融合分野における応用に関する講義とプログラミングの実際について学ぶ。また、自分の専門分野における情報技術の利活用についてプレゼンテーションやディスカッションを行い、これからの社会で必要とされる知識・技術への理解を深める。本講義を通じて、超スマート社会 (Society5.0) に対応する素養を身に付ける。	6-3-2-01 (08) シラバス		再掲
[活動取組6-4-D] (英語スキルアップセミナー (博士後期課程必修科目)) 専門分野における英語力の基礎能力に加え、英語による運用能力 (国際学術雑誌への投稿、国際研究集会、ワークショップやシンポジウムへの参加・議論・運営、メールを介したコミュニケーション、グラントライティングなど) を学んでいる。英語によるコミュニケーション能力を強化することで、国際研究集会への参加や海外留学により国際交流を通じて国際的に活動する能力を身に付ける。	6-3-2-01 (08) シラバス		再掲
[活動取組6-4-E] (キャリアデザイン特論 (博士後期課程必修科目)) 競争的資金など各種申請書・提案書の書き方、企画のまとめ方、論文執筆方法、JREC-IN Portalの活用方法、留学やポスドクへの応募方法、大学教員・研究者のありかたなどについて学ぶ。本講義を通じて、研究者・技術者として高度なキャリアデザインを描くための素養を身に付けることができる。	6-3-2-01 (08) シラバス		再掲

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・活動取組 6－4－A 及び 6－4－C について、博士前期課程の必修科目として「理工学デザイン」及び「地域産業アントレプレナー論」を開講している。「理工学デザイン」では今後の研究計画等についてのプレゼンテーション及びディスカッションを通じてプレゼンテーション能力や質疑応答能力を身に付けるとともに、幅広く原理・手法・視点を学び、社会で求められる柔軟性を身に付ける。「地域産業アントレプレナー論」では、地域産業の現状、地域創生に及ぼす研究の意義、起業するためのニーズとシーズを把握すると共に、ベンチャーマインドを醸成する。 ・活動取組 6－4－C、6－4－D 及び 6－4－E について、博士後期科目の必修科目として、「人工知能と分野融合のデータサイエンス」、「英語スキルアップセミナー」及び「キャリアデザイン特論」を開講している。超スマート社会（Society5.0）に対する素養や国際研究集会への参加や海外留学により国際交流を通じて国際的に活動する能力、研究者・技術者として高度なキャリアデザインを描くための素養を身に付ける。			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－5－1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式 6－5－1）		
	6-5-1 (00)履修指導の実施状況		
	6-5-1-01 (00)高大接続テキスト		
	6-5-1-02 (00)質問教室		
	6-5-1-03 (00)webclassで利用できるリメディアル教材		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目 6－5－2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式 6－5－2）		
	6-5-2 (00)学習相談の実施状況		
	6-5-2-01 (00)秋田大学総合学務支援システム（a・netアネット）		
	6-5-2-02 (00)webclassについて		
	6-5-2-03 (00)学習ピアサポートシステム		
	6-5-1-02 (00)質問教室		再掲
	6-5-2-04 (00)All Rooms、イングリッシュマラソン、TOEIC対策講座		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目 6－5－3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6－5－3）		
	6-5-3 (00)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）		
	6-5-3-01 (00)インターンシップ案内		

[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	6-5-3-02 (00) インターンシップの流れ		
	6-5-3-03 (00) インターンシップ実施に関する受入企業等と大学との覚書		
	6-5-3-04 (00) インターンシップ実績 (令和元年度)		
	6-5-3-05 (00) ジョブシャドウイング (令和元年度)		
	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 (別紙様式6-5-4)		
	6-5-4 (00) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00) チューター制度		
	6-5-4-02 (00) チューター募集要項		
	6-5-4-03 (00) チューター配置 (交換留学生) (令和元年度) (非公表)		
	6-5-4-04 (00) 日本語科目担当教員オフィスアワー		
	6-5-4-01 (08) チューター配置 (令和元年度) (非公表)		
	・留学生に対する外国語による情報提供 (時間割、シラバス等) を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-05 (00) 2020年度留学生等向け授業科目一覧		
	6-5-4-06 (00) 2020年度全学留学生等プログラム時間割		
	6-3-2-01 (08) シラバス		再掲
	・障害のある学生に対する支援 (ノートテーカー等) を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-07 (00) 国立大学法人秋田大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		
	6-5-4-08 (00) 障害を理由とする差別の解消推進に関する教職員対応要領における留意事項		
	6-5-4-09 (00) 学生サポートルーム		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況 (受講者数等) が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-03 (00) チューター配置 (交換留学生) (令和元年度) (非公表)		再掲
	6-5-4-01 (08) チューター配置 (令和元年度) (非公表)		再掲
	6-5-4-10 (00) 修学上困難のある学生への合理的配慮について (非公表)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-5-4] (留学生向け授業科目等) 資料6-5-4-05_(00)、6-5-4-06_(00) 主に学部学生向けの授業科目であるが、大学院の留学生は単位認定されない聴講生として参加するなどの対応が可能。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組 6－5－A] (The All Roomsの取組) The All Rooms (教員がトレーニングした学生スタッフが利用者に英語を教える語学自習室) は、「学生による学生のための自律学習」をテーマに、英語が担当な大学院生、学部生、留学生が常駐し、英語の4技能 (Speaking、Reading、Writing、Listening) と文化 (Culture)、資格 (TOEIC/TOEFL等) にも生かせる英語の総合力を、自分の目的に合わせて計画的に学習することができる支援であり、イングリッシュマラソンとの相乗効果や学生スタッフの育成にも力を入れて取り組んでいる。令和元年度の学生スタッフでは、TOEICの高得点者を輩出することができた (970点 (大学院生)、945点 (4年生)、940点 (4年生))。	6-5-A-01 (00) 英語力を鍛える		
	6-5-A-02 (00) 学生メッセージ		
	6-5-A-03 (00) The All Rooms		
[活動取組 6－5－B] (イングリッシュマラソンの実施) 平成29年度から実施している、学生の英語力向上のための特別プログラム「イングリッシュマラソン」を38人の学生を選出して実施した。参加学生には、TOEIC対策講座受講やTOEIC用語彙修得のための学習、The All Roomsでの週3回以上のトレーニング等を課し、9月にシンガポールの語学研修施設RELCへ短期留学 (38人、令和元年9月1日～9月14日と9月15日～9月28日のいずれか) した。 参加学生のTOEICの平均点はイングリッシュマラソン開始前561点からイングリッシュマラソン後640点となり、79点向上し、過去2年同様成果を上げており、イングリッシュマラソン終了後は650点前後まで得点が向上することとなり、軌道に乗ってきたと言える。(平成29年度は、イングリッシュマラソン開始前537点、イングリッシュマラソン終了後662点、125点向上、平成30年度は、開始前549点、終了後646点、98点向上)	6-5-A-01 (00) 英語力を鍛える		再掲
[活動取組 6－5－C] (全員面談の実施) 令和元年度の後期より大学院生 (博士前期課程、博士後期課程とも) の全員面談 (個人面談) を開始した。面談は指導教員以外の教員が行うものとし、研究の進捗状況や生活の様子、学生の悩みなどのほか、アカデミックハラスメントの前兆も調べ、問題があれば早期に、かつきめ細かく対応できる体制を構築した。令和2年度からは前期1回、後期1回の年2回実施する。	6-5-C-01 (08) 大学院生個人面談シート		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組 6－5－A 及び 6－5－B について、The All Roomsのイングリッシュマラソンとの相乗効果および学生スタッフの育成に力を入れて取り組んだ結果、イングリッシュマラソン参加学生のTOEIC平均点はイングリッシュマラソン終了後は650点前後まで向上することとなり、軌道に乗ってきたと言える。また、学生スタッフは令和元年度にTOEICの高得点者を輩出することができた (970点 (大学院生)、945点 (4年生)、940点 (4年生))。 ・活動取組 6－5－C について、学生が抱える問題等を早期に顕在化させきめ細かなケアを行うため、全院生対象に半期毎に面談を実施する体制を整えている。			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲

[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則	・第12条の3 第2項 (成績評価基準等の明示等)	再掲
	6-3-1-02 (08)秋田大学大学院理工学研究科規程	・第11条(単位の修得)	再掲
	6-2-1-02 (08)アセスメント・ポリシー		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (08)アセスメント・ポリシー、秋田大学大学院学則、秋田大学大学院理工学研究科規程		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (08)成績分布表(令和元年度)(非公表)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-01 (00)秋田大学成績評価ガイドライン		
	6-6-3-02 (08)学務委員会資料(非公表)		
	6-6-3-03 (08)学部及び大学院の成績評価分布の分析体制及び項目について		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-2-1-02 (08)アセスメント・ポリシー		再掲
	6-6-4-01 (08)秋田大学理工学研究科の成績に対する確認及び疑義申立てに関する要項		
	6-6-4-02 (08)理工学部・理工学研究科の成績に関する確認及び疑義申立てについて		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-6-3](成績評価分布等のデータ確認) 資料6-6-3-03_(08) 成績評価分布の確認については、学務委員会から教育改善委員会に分析を付託し、その報告に基づいて学務委員会で教育研究活動の維持・向上のため活用してくこととしている。当該分析体制等については令和元年度第9回学務委員会において「学部及び大学院の成績評価分布の分析体制及び項目について」により定めており、令和2年度から実施することとしている。			

[分析項目 6－6－3]（G P A 制度） 本研究科では G P A 制度を導入していない。			
[分析項目 6－6－4]（成績評価確認制度） アセスメント・ポリシー「5. 情報の開示」において、個々の成績評価に関し、学生からの確認および疑義申立てに応じる体制の整備について明記し、履修案内 P. 6 に掲載し学生に周知している。成績に関する確認及び異議申し立ての取扱い等については「秋田大学理工学研究科の成績に対する確認及び疑義申立てに関する要項」により定め、成績公開の時期にあわせて、「理工学部・理工学研究科の成績に関する確認及び疑義申立てについて」を a・n・e・t（秋田大学総合学務支援システム）において学生に周知することとしている。 なお、本研究科では、令和 2 年度から新たに本成績評価確認制度を導入したため、令和元年度の申立て実績はない。			
[分析項目 6－6－4]（成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類） 成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類については、現地調査の際に提示する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－7－1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-1-02_(00)秋田大学大学院学則	・第 5 条（修業年限） ・第 13 条の 2（長期にわたる教育課程の履修） ・第 19 条（修士課程及び博士前期課程の修了要件） ・第 19 条の 2（教職大学院の課程の修了要件） ・第 19 条の 3（教職大学院の課程の在学期間の短縮） ・第 20 条（博士課程の修了要件） ・第 21 条（博士後期課程の修了要件）	再掲

[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	6-3-1-02 (08)秋田大学大学院理工学研究科規程	・第4条（授業科目及び単位数） ・第6条（授業科目の履修） ・第7条の2（長期にわたる教育課程の履修） ・第8条（優れた業績を上げた者の在学期間の短縮） ・第10条（研究指導） ・第12条（学位論文の提出要件） ・第13条（最終試験）	再掲
	6-7-1-01 (08)秋田大学大学院理工学研究科における優れた業績を上げた者の在学期間の短縮に関する実施細則		
	6-7-1-02 (08)秋田大学大学院理工学研究科における長期履修に関する実施細則		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則	・第22条（課程修了の認定	再掲
	6-3-1-02 (08)秋田大学大学院理工学研究科規程	・第14条（博士前期課程修了の判定） ・第15条（博士後期課程修了の判定）	再掲
	6-7-1-03 (08)秋田大学大学院理工学研究科教授会規程	・第2条（審議事項）	
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01 (00)秋田大学学位規程	・第8条（学位論文） ・第10条（審査委員会） ・第11条（審査期間） ・第12条（最終試験） ・第14条（審査結果の報告） ・第15条（研究科委員会等の判定）	
	6-7-2-01 (08)理工学研究科における修士論文審査に関する申し合わせ		
	6-7-2-02 (08)秋田大学博士（理学）、博士（理工学）及び博士（工学）学位授与に関する取扱要項		

	6-7-2-03 (08)学位論文評価基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-7-2-01 (00)秋田大学学位規程	・第6条(大学院の課程による者の学位論文又は特定の課題についての研究の成果の提出) ・第10条(審査委員会) ・第14条(審査結果の報告) ・第15条(研究科委員会等の判定) ・第16条(学長への報告)	再掲
	6-3-1-02 (00)秋田大学大学院学則	・第22条(課程修了の認定)	再掲
	6-3-1-02 (08)秋田大学大学院理工学研究科規程	・第14条(博士前期課程修了の判定) ・第15条(博士後期課程修了の判定)	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	6-7-1-03 (08)秋田大学大学院理工学研究科教授会規程	・第2条(審議事項)	再掲
	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 6-7-3-01 (08)大学院学則、理工学研究科規程、長期履修に関する実施細則、優れた業績を上げた者の在学期間の短縮に関する実施細則		
	6-7-3-02 (08)学位申請の手引(博士後期課程)		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (08)理工学研究科教授会資料(博士前期課程)(非公表)		
	6-7-4-02 (08)理工学研究科教授会資料(博士後期課程)(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		

	6-7-2-01 (00) 秋田大学学位規程	・第8条（学位論文） ・第9条（学位論文及び審査手数料の返付） ・第10条（審査委員会） ・第11条（審査期間） ・第12条（最終試験） ・第14条（審査結果の報告） ・第15条（研究科委員会等の判定）	再掲
	6-7-2-01 (08) 理工学研究科における修士論文審査に関する申し合わせ		再掲
	6-7-2-02 (08) 秋田大学博士（理学）、博士（理工学）及び博士（工学）学位授与に関する取扱要項		再掲
	6-7-2-03 (08) 学位論文評価基準		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-2-01 (00) 秋田大学学位規程	・第10条（審査委員会）	再掲
	6-7-2-01 (08) 理工学研究科における修士論文審査に関する申し合わせ	・第4条（修士論文審査委員会）	再掲
	6-7-2-02 (08) 秋田大学博士（理学）、博士（理工学）及び博士（工学）学位授与に関する取扱要項	・第13条（学位審査委員会）	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-03 (08) 学位論文審査結果の要旨等（令和元年度分一例）（博士前期課程）（非公表）		
	6-7-4-04 (08) 学位論文審査結果の要旨等（令和元年度分一例）（博士後期課程）（非公表）		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式 6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式 6－8－1） 6-8-1 (00) 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (08) 資格取得者数（令和元年度）		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00) 秋田大学学業奨励金表彰（令和元年度）		
	6-8-1-02 (00) 秋田大学学生表彰（令和元年度）		
	6-8-1-03 (00) 秋田大学副学長表彰（令和元年度）		
	6-8-1-02 (08) 受賞		
	6-8-1-03 (08) 受賞		
	6-8-1-04 (08) 受賞		
	6-8-1-05 (08) 受賞		
	6-8-1-06 (08) 受賞		
	6-8-1-07 (08) 受賞		
	6-8-1-08 (08) 受賞		
	6-8-1-09 (08) 受賞		
[分析項目 6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式 6－8－2） 主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2 (00) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01 (00) 令和2年度学校基本調査卒業後の状況調査票		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-01 (08) 修了生の活躍状況		
	6-8-2-02 (08) 修了生の活躍状況		
	6-8-2-03 (08) 修了生の活躍状況		

	6-8-2-04 (08)修了生の活躍状況		
	6-8-2-05 (08)修了生の活躍状況		
	6-8-2-06 (08)修了生の活躍状況		
	6-8-1-07 (08)受賞		再掲
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (08)修了生アンケート集計結果（博士前期課程）（令和元年度）		
	6-8-3-02 (08)修了生アンケート集計結果（博士後期課程）（令和元年度）		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-02 (00)（大学院課程）教育の成果に関する調査報告書（令和元年度）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-02 (00)（大学院課程）教育の成果に関する調査報告書（令和元年度）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-8-1]（標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率） 本研究科は平成28年度改組しており、博士前期課程においては、平成27、28年度の標準修業年限内の卒業（修了）率及び平成27～29年度の「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率については該当しない。また、博士後期課程においては、平成27～29年度の標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率については該当しない。			
[分析項目6-8-2]（就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況） 本研究科は平成28年度改組しており、平成27年度就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況については該当しない。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組6-8-A]（「採用を増やしたい大学」で1位、「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」で18位にランキング） 日本経済新聞社と日経HRが実施している大学イメージ調査は、同社が上場企業と有力非上場企業の人事担当者を対象に、採用した学生から見た大学のイメージなどを聞いたもので、平成29年度には「採用を増やしたい大学」の1位にランキングされた。また、令和元年度と同調査においては「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」の18位にランキングされ、エリア別ランキングで見ると、北海道・東北エリアにおいて、東北大学・北海道大学に次ぐ第3位にランキングされた。	6-8-A-01 (00)採用を増やしたい大学で第1位にランキング		
	6-8-A-02 (00)企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキングで第18位に		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 活動取組6-8-Aについて、日本経済新聞社と日経HRが実施している大学イメージ調査において「採用を増やしたい大学」の1位（平成29年度）及び「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」（令和元年度）の18位にランキング（エリア別ランキングで見ると、北海道・東北エリアにおいて、東北大学・北海道大学に次ぐ第3位）されており、採用する企業側の本学学生への期待感が高いことがわかる結果となった。			

【改善を要する事項】

該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)ディプロマ・ポリシー（学士課程共通）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6－1－1]（ディプロマ・ポリシー（学士課程共通）） 教養基礎教育は、文系・理系の枠あるいは分野の専門性に関わらず、学士全般に共通して求められる知識や思考法などの知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察力などの涵養を目指すものとする。そこで、本学では、学部毎のディプロマポリシーとは別に、学士課程教育に共通のディプロマポリシーを掲げている。しかし一方で、教養基礎教育には高等学校教育と大学の各分野の専門教育とを繋ぐ高大接続教育の役割も求められる。そこで、この学士課程教育に共通したディプロマポリシーにおいて、育成する能力の第1項に「専攻する分野の深い専門性」という文言も加えている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－2－1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)カリキュラム・ポリシー（学士課程共通）		
	6-2-1-01 (09)カリキュラム・ポリシー		
	6-2-1-02 (09)アセスメント・ポリシー		
[分析項目6－2－2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)ディプロマ・ポリシー（学士課程共通）		再掲

	6-2-1-01 (00)カリキュラム・ポリシー（学士課程共通）		再掲
	6-2-1-01 (09)カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-02 (09)アセスメント・ポリシー		再掲
	6-2-2-01 (00)教育研究評議会資料（三つのポリシーの見直し）（非公表）		
	6-2-2-02 (00)教育研究評議会資料（アセスメントポリシーの策定）（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-2-1]（カリキュラム・ポリシー（学士課程共通））資料6-2-1-01_(00) 教養基礎教育のカリキュラムポリシーの第8項において、「専門教育科目を履修するための基礎として必要な能力を養うために、各学部・学科別に基礎教育科目を開設し、各専門分野における基礎的な知識や技能の理解と習得、情報処理能力等を育成する教育を行う。」と掲げ、教養基礎教育の中に各学部の特色や独自性も認めることとした。これにより、各学部で求める教養基礎教育の履修科目や単位数は少しずつ異なるものとなっている。			
[分析項目6-2-1]（アセスメント・ポリシー）資料6-2-1-02_(09) 「③学習成果の評価の方針」は、「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」として定めている。			
[分析項目6-2-2]（ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの整合性）資料6-2-2-01_(00)、6-2-2-02_(00) 平成29年3月8日開催の教育研究評議会において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの見直しを行い、学士課程共通のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー（教養基礎教育も含む）及びアドミッション・ポリシーを含めて、各学部の三つのポリシーが整合性を有していることを確認した。また、平成30年2月14日開催の教育研究評議会において、アセスメント・ポリシーを策定し4ポリシー体制を整えていることから、本学のポリシーは整合性を有していると判断する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組6-2-A]（秋田大学学士力の策定） 学生が卒業にあたり各専攻分野を通じて培う学士力に関する学習成果を可視化することが求められており、学士力の定義について、教育推進総合センター（現在の高等教育グローバルセンター）教育活動部門会議及び各学部の学務系委員長により構成する学務系委員長会議にて検討を重ね、教員養成課程や医学部の高度専門職を養成する学部・課程も有していることを踏まえて、知識・理解や汎用的技術といった4分類、全15項目により定義される「秋田大学学士力」を平成30年度に策定した。 学士力の定義は、学習成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップの作成に活用した。	6-2-A-01 (00)秋田大学学士力		
[活動取組6-2-B]（秋田大学汎用ルーブリックの策定） 秋田大学学士力で定める各能力について、卒業時点で学生が身付けべき知識・技能・態度等の達成度を評価する指標として、各知識・技能・態度等ごとの評価観点を明示した「秋田大学汎用ルーブリック」を平成30年度に策定した。各項目の達成度はレベル1～4とし、1年次生から4年次生の達成度基準を想定しており、また、成績評価に準用する場合はC（レベル1）、B（レベル2）、A（レベル3）、S（レベル4）に相当する基準を想定し策定している。また、英語等の語学力についても各レベルで達成度基準を明確にするなど、学習成果の可視化がなされている。	6-2-B-01 (00)秋田大学汎用ルーブリック		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

活動取組6-2-A及び6-2-Bについて、秋田大学学士力及び秋田大学汎用ルーブリックを策定し、卒業時点で学生が身に付けるべき知識・技能・態度等の能力を具体化するとともに、その評価観点と達成度を明確化することにより、学習成果を可視化し社会的に信頼される学士課程教育の実践に取り組んでいる。

【改善を要する事項】

該当なし

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第28条（教育課程の編成方針）	
	6-3-1-01 (09) ナンバリング制度		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第29条（教育課程の編成方法）	再掲
	6-3-1-02 (09) 開設授業科目一覧		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第29条の2（授業の方法） ・第31条（単位） ・第31条の2（一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準）	再掲
	6-3-2-01 (09) シラバス		
	6-3-2-02 (09) 単位制度		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第36条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修） ・第37条（大学以外の教育施設等における学修） ・第38条（入学前の既修得単位等の認定）	再掲

【分析項目 6－3－4】 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
【分析項目 6－3－5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目 6－3－2】（単位制度）資料6-3-2-02_(09) 国立大学法人秋田大学学則第31条に基づき、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としており、授業科目における授業時間は、授業の方法（講義、演習、実験、実習、実技）に応じて教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して同条第1号及び第2号において定めている。 なお、単位制度の趣旨と授業の方法に応じた教室内での学修時間及び教室外での学修時間については教養基礎教育学習ガイドP. 5（資料6-3-2-02_(09)）に明記し学生に周知しており、シラバスの項目「授業の進行予定と進め方」や「教科書・参考書等」では教室内学修の内容を記載しており、「授業時間外の学習内容等」や「教科書・参考書等」等では、教室外学修の内容を記載している。 以上のことから、シラバスを検証することにより、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえて科目の内容が設定されていることを確認できると判断する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目 6－4－1】 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-3-1-01_(00)秋田大学学則	・第32条（1年間の授業期間）	再掲
	6-4-1-01_(09)年間行事予定		
【分析項目 6－4－2】 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-3-1-01_(00)秋田大学学則	・第33条（各授業科目の授業期間）	再掲
	6-4-2-01_(09)授業予定表		

	・シラバス		
	6-3-2-01 (09)シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・第31条の3（成績評価基準等の明示等）	再掲
	6-3-2-01 (09)シラバス		再掲
	6-4-3-01 (09)学習ガイド		
	6-2-1-02 (09)アセスメント・ポリシー		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 (00)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (09)シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-4-2]（クォーター制） 留学やボランティアといった学生の自主的活動の促進や、授業を短期間で集中して行うことによる学習効果の向上を目的として、1年間を4つの学期に分けるクォーター制を平成31年度（令和元年度）から導入している。クォーター科目は計8週にわたって授業を行っている。			
[分析項目6-4-3]（成績評価基準）資料6-4-3-02_ (09) 成績評価基準については、教養基礎教育のアセスメント・ポリシーにおいてレターグレード(S、A、B、C、D)と評点および目標の達成度に応じた評価の基準を定めている。これについては教養基礎教育科目全科目共通の基準であるため、個々のシラバスではなく、教養基礎教育学習ガイドP. iiiに掲載し学生に周知している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組6-4-A]（クォーター制） 留学やボランティアといった学生の自主的活動の促進や、授業を短期間で集中して行うことによる学習効果の向上等を目的とし、平成31年度（令和元年度）からクォーター制を導入している。導入にあたっては、教育推進総合センター（現在の高等教育グローバルセンター）教育活動部門会議において教養基礎教育の新規開講科目を審議・決定し、クォーター制導入等を踏まえた科目充実と時間割の見直しを行っており、主題別科目として新設した区分「地域志向・キャリア形成」における新規開講科目8科目（「地域キャリアデザイン」、「秋田の産業」等）を含む計10科目については、科目担当教員と講師選定の検討を重ね、本学実務家教員の他、産業界、地方公共団体等の協力の下、多様な業種の専門家を外部講師として招聘し、より実践的な教育が展開できるような講義とした。 令和2年度に開講するクォーター制に対応した教養基礎教育科目は、従来の開講科目からの移行分を含め199科目とすることとした。	6-3-1-02 (09)開設授業科目一覧		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-4-Aについて、平成31年度（令和元年度）のクォーター制導入にあたっては、科目充実と時間割の見直しを行っており、主題別科目として新設した区分「地域志向・キャリア形成」における新規開講科目8科目（「地域キャリアデザイン」、「秋田の産業」等）を含む計10科目については、科目担当教員と講師選定の検討を重ね、本学実務家教員の他、産業界、地方公共団体等の協力の下、多様な業種の専門家を外部講師として招聘し、より実践的な教育が展開できるような講義とした。			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (00)履修指導の実施状況		
	6-5-1-01 (00)高大接続テキスト		
	6-5-1-02 (00)質問教室		
	6-5-1-03 (00)webclassで利用できるリメディアル教材		

	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (00) 学習相談の実施状況		
	6-5-2-01 (00) 秋田大学総合学務支援システム（a・netアネット）		
	6-5-2-02 (00) webclassについて		
	6-5-2-03 (00) 学習ピアサポートシステム		
	6-5-1-02 (00) 質問教室		再掲
	6-5-2-04 (00) All Rooms、イングリッシュマラソン、TOEIC対策講座		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (00) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）		
	6-5-3-01 (00) インターンシップ案内		
	6-5-3-02 (00) インターンシップの流れ		
	6-5-3-03 (00) インターンシップ実施に関する受入企業等と大学との覚書		
	6-5-3-04 (00) インターンシップ実績（令和元年度）		
	6-5-3-05 (00) ジョブシャドウイング（令和元年度）		
	6-5-3-01 (09) 「地域志向・キャリア形成」開設授業科目一覧		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (00) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00) チューター制度		
	6-5-4-02 (00) チューター募集要項		
	6-5-4-03 (00) チューター配置（交換留学生）（令和元年度）（非公表）		
	6-5-4-04 (00) 日本語科目担当教員オフィスアワー		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-05 (00) 2020年度留学生等向け授業科目一覧		
	6-5-4-06 (00) 2020年度全学留学生等プログラム時間割		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		

	6-5-4-07 (00) 国立大学法人秋田大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		
	6-5-4-08 (00) 障害を理由とする差別の解消推進に関する教職員対応要領における留意事項		
	6-5-4-09 (00) 学生サポートルーム		
	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-03 (00) チューター配置（交換留学生）（令和元年度）（非公表）		再掲
6-5-4-10 (00) 修学上困難のある学生への合理的配慮について（非公表）			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6-5-4]（留学生向け授業科目等）資料6-5-4-05_(00)、6-5-4-06_(00) 主に学部学生向けの授業科目であるが、大学院の留学生は単位認定されない聴講生として参加するなどの対応が可能。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組 6-5-A]（The All Roomsの取組） The All Rooms（教員がトレーニングした学生スタッフが利用者に英語を教える語学自習室）は、「学生による学生のための自律学習」をテーマに、英語が担当な大学院生、学部生、留学生が常駐し、英語の4技能（Speaking、Reading、Writing、Listening）と文化（Culture）、資格（TOEIC/TOEFL等）にも生かせる英語の総合力を、自分の目的に合わせて計画的に学習することができる支援であり、イングリッシュマラソンとの相乗効果や学生スタッフの育成にも力を入れて取り組んでいる。令和元年度の学生スタッフでは、TOEICの高得点者を輩出することができた（970点（大学院生）、945点（4年生）、940点（4年生））。	6-5-A-01 (00) 英語力を鍛える		
	6-5-A-02 (00) 学生メッセージ		
	6-5-A-03 (00) The All Rooms		
[活動取組 6-5-B]（イングリッシュマラソンの実施） 平成29年度から実施している、学生の英語力向上のための特別プログラム「イングリッシュマラソン」を38人の学生を選出して実施した。参加学生には、TOEIC対策講座受講やTOEIC用語彙修得のための学習、The All Roomsでの週3回以上のトレーニング等を課し、9月にシンガポールの語学研修施設RELCへ短期留学（38人、令和元年9月1日～9月14日と9月15日～9月28日のいずれか）した。 参加学生のTOEICの平均点はイングリッシュマラソン開始前561点からイングリッシュマラソン後640点となり、79点向上し、過去2年同様成果を上げており、イングリッシュマラソン終了後は650点前後まで得点が向上することとなり、軌道に乗ってきたと言える。（平成29年度は、イングリッシュマラソン開始前537点、イングリッシュマラソン終了後662点、125点向上、平成30年度は、開始前549点、終了後646点、98点向上）	6-5-A-01 (00) 英語力を鍛える		再掲

〔活動取組 6－5－C〕（「『起業力』養成ゼミナール」の取組） キャリア教育の強化を目的として、平成27年度から教養基礎教育科目に「『起業力』養成ゼミナール」を開講しており、平成30年度は、当該授業で作成した起業プランを「あきたビジネスプランコンテスト2018」（あきた起業家交流フェスタ2018実行委員会主催）へ応募したところ、本学学生が学生部門のグランプリを受賞した。他にも本学学生が学生部門の準グランプリ、グッドプラン賞、審査員特別賞を受賞した。令和元年度は「あきたビジネスプランコンテスト2019」（あきた起業家交流フェスタ2019実行委員会主催）において、学生の部がなくなり既に起業している一般の参加者の中で、敢闘賞を受賞した。	6-5-C-01 (09)あきたビジネスプランコンテストグランプリ受賞		
〔活動取組 6－5－D〕（実務家教員や産業界、地方公共団体等からの専門家を講師とした実践的な授業科目の実施） 教養基礎教育の主題別科目の区分「地域志向・キャリア形成」の科目は、地域志向科目として学生の地域志向を高め、県内企業への就職に繋げていくことを目的として設定しており、COC＋事業の一環として実施している「秋田大学COCキャリア認証プログラム」及び「秋田おらほ学認証制度」の履修条件にもなっている科目である。同区分の開設科目のうち計9科目（「地域キャリアデザイン」、「秋田の産業」等）については、本学実務家教員の他、産業界、地方公共団体等の協力の下、多様な業種の専門家を外部講師として招聘し、より実践的な教育の展開に取り組んでいる。	6-5-D-01 (09)秋田大学COCキャリア認証プログラム 6-5-D-02 (09)秋田おらほ学認証制度 6-3-1-02 (09)開設授業科目一覧		再掲
〔活動取組 6－5－E〕（単位互換や認定） 外国語技能試験等に対する単位認定、放送大学、北東北国立3大学間単位互換、秋田県内大学・短期大学・高等専門学校間単位互換等の単位認定制度を設けている。北東北国立3大学間単位互換は、協定に基づき、弘前大学及び岩手大学で開講されている授業を入学料や授業料を払うことなく本学で受講することができる制度であり、秋田県内大学・短期大学・高等専門学校間単位互換は、協定に基づき、秋田県内の大学・短期大学・高等専門学校で開講されている授業を入学料や授業料を払うことなく当該大学又はカレッジプラザ（県内の大学・短期大学の連携・交流を目的として、平成17年に秋田市中通に設置された施設）で受講することができる制度である。	6-5-E-01 (09)学外での学習に対して単位認定を受ける		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組 6－5－A及び6－5－Bについて、The ALL Roomsのイングリッシュマラソンとの相乗効果および学生スタッフの育成に力を入れて取り組んだ結果、イングリッシュマラソン参加学生のTOEIC平均点はイングリッシュマラソン終了後は650点前後まで向上することとなり、軌道に乗ってきたと言える。また、学生スタッフは令和元年度にTOEICの高得点者を輩出することができた（970点（大学院生）、945点（4年生）、940点（4年生））。 ・活動取組 6－5－Cについて、キャリア教育強化を目的とした授業「『起業力』養成ゼミナール」で作成した起業プランを外部のビジネスプランコンテストに応募したところ、本学学生が学生部門でグランプリ（平成30年度）を受賞し、令和元年度は既に起業している一般参加者の中で敢闘賞を受賞した。 ・活動取組 6－5－Dについて、学生の地域志向を高め、県内企業への就職に繋げていくことを目的として設定している教養基礎教育の主題別科目の区分「地域志向・キャリア形成」の科目では、本学実務家教員の他、産業界、地方公共団体等の協力の下、多様な業種の専門家を外部講師とし、より実践的な教育の展開に取り組んでいる。また、COC＋事業の一環として実施している「秋田大学COCキャリア認証プログラム」等の履修条件ともなっている。 ・活動取組 6－5－Eについて、外国語技能試験等に対する単位認定、放送大学、北東北国立3大学間単位互換、秋田県内大学・短期大学・高等専門学校間単位互換等の単位認定制度を設け、学習の場を広げる機会を提供している。			
【改善を要する事項】			

該当なし			
基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-3-1-01 (00)秋田大学学則	・ 第31条の3 第2項（成績評価基準等の明示等）	再掲
	6-2-1-02 (09)アセスメント・ポリシー		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-2-1-02 (09)アセスメント・ポリシー		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (09)成績分布表（令和元年度）（非公表）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-01 (00)秋田大学成績評価ガイドライン		
	6-6-3-02 (09)高等教育グローバルセンター教育開発部門会議資料（非公表）		
	・ G P A 制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-3-03 (09) G P A		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (09)成績評価確認制度		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02 (09)成績評価確認制度実施報告（令和元年度）（非公表）		
	・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01_ (00)成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-6-4]（成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類） 成績評価の根拠となる資料を保存することを定めている規定類については、現地調査の際に提示する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			

【活動取組6-6-A】(成績評価ガイドラインの策定) 学位が保証する能力の水準を維持して学位の国際的通用性を高め、社会から信頼される学士課程教育を実践するため、教育推進総合センター（現在の高等教育グローバルセンター）教育活動部門会議及び各学部の学務委員長などが構成員である学務系委員長会議において検討を重ね、成績評価の厳格性・公平性を保証する上で重要な要素となる成績評価方法や成績分布基準などについて定めた「秋田大学成績評価ガイドライン」を策定した。 同ガイドラインでは、成績評価方法については、授業形態に応じ原則として2つ以上の測定手法（筆記試験、実技試験、レポート、リフレクションカード、学修ポートフォリオなど）を用いて多面的・総合的に評価することや、評価は原則としてルーブリック（学習到達目標を縦軸に置き、それに対する学生の達成度を数段階にわけて横軸に置き表にしたもの）に基づいて行うことなどが示され、教員向けの授業マニュアルに掲載して周知を行っている。	6-6-3-01 (00) 秋田大学成績評価ガイドライン		再掲
【活動取組6-6-B】(ルーブリックを活用した成績評価の導入促進) 成績評価の厳格性・公平性の確保に向け、ルーブリックを活用した成績評価について理解を深め導入を促進するため、平成31年3月に大阪大学全学教育推進機構から講師を招き、全学FD・SDシンポジウム「ルーブリック評価入門」を開催し、68人の教員が参加した。シンポジウムでは、実践的な力を身に付けるため、ルーブリックの基礎や活用方法、作成の留意点の解説に加え、ルーブリック評価の体験や実際の授業で使えるルーブリックの試作など実習を含めた研修形式で実施し、ルーブリック評価に対する理解を深めるとともに、成績評価ルーブリックの作成から活用の仕方を習得する重要な機会となった。 また、成績評価は原則としてルーブリックに基づいて行うこと等を定めた「成績評価ガイドライン」を教員向けの授業マニュアルに掲載して周知を行っているほか、次年度のシラバスを作成する時期に合わせて、シラバスの作成要項等と共にガイドラインも送付することで次年度の授業へのルーブリック導入を図っている。 なお一部のシラバスでは、成績評価に関する項目においてルーブリックの活用状況を確認することができるが、今後はルーブリックの活用をシラバスの必須記入事項とさせるなど、着実に浸透させるための新たな方法等を検討していく。	6-2-B-01 (00) 秋田大学汎用ルーブリック		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-6-A及び6-6-Bについて、秋田大学成績評価ガイドラインを策定し、成績評価方法については、授業形態に応じ原則として2つ以上の測定手法（筆記試験、実技試験、レポート、リフレクションカード、学修ポートフォリオなど）を、用いて多面的・総合的に評価することや、評価は原則としてルーブリック（学習到達目標を縦軸に置き、それに対する学生の達成度を数段階にわけて横軸に置き表にしたもの）に基づいて行うことなどを定め、成績評価の厳格性・公平性を保証するための取組を行っている。ルーブリックについてはFD・SDシンポジウムで理解を深める機会を設けたほか、教員向けの授業マニュアルや次年度シラバスの作成要項等とともに成績評価ガイドラインを教員に送付するなどして導入促進に努めている。			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第16条（修業年限） ・第17条（修業年限の通算） ・第34条（卒業の要件）	再掲
	6-3-1-03 (01) 国際資源学部規程	・第5条（教育課程及び履修方法）	
	6-3-1-04 (02) 秋田大学教育文化学部規程	・第4条（単位修得基準及び履修方法）	
	6-3-1-03 (03) 秋田大学医学部規程	・第4条（授業科目） ・第5条（教育課程の編成）	
	6-3-1-03 (04) 秋田大学理工学部規程	・第4条（教育課程及び履修方法） ・第8条（卒業に必要な修得単位数） ・第9条（早期卒業）	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-3-1-01 (00) 秋田大学学則	・第49条（卒業の認定）	再掲
	6-7-1-01 (01) 国際資源学部教授会規程	・第2条（審議事項）	
	6-7-1-01 (02) 秋田大学教育文化学部教授会規程	・第2条（審議事項）	
	6-7-1-01 (03) 秋田大学医学部教授会規程	・第2条（審議事項）	
	6-7-1-02 (03) 秋田大学医学部学科会議規程	・第2条（審議事項）	
	6-7-1-02 (04) 秋田大学理工学部教授会規程	・第2条（審議事項）	
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (09) 履修基準		

[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[活動取組6-7-1]（卒業の要件） 秋田大学学則第34条により、卒業の要件は、修業年限以上在学すること及び各学部が定める所定の単位を修得することと定められており、各学部規程の履修基準において卒業に必要な教養基礎教育科目の単位数が定められている。 また、卒業判定にあたっては、各学部の教授会において、教養基礎教育科目の修得数も含めた卒業判定を行っている。			
[活動取組6-7-3]（履修基準の明示） 教養基礎教育学習ガイドで、各学部規程の履修基準に基づき、卒業に必要な教養基礎教育科目の履修基準を明示している他、各学部の履修案内等にも教養基礎教育を含めた教育課程全体の履修基準を明示している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		

[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01 (00) (学士課程) 教育成果の検証に関する調査報告書（令和元年度）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01 (00) (学士課程) 教育成果の検証に関する調査報告書（令和元年度）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組6-8-A]（「採用を増やしたい大学」で1位、「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」で18位にランキング） 日本経済新聞社と日経HRが実施している大学イメージ調査は、同社が上場企業と有力非上場企業の人事担当者を対象に、採用した学生から見た大学のイメージなどを聞いたもので、平成29年度には「採用を増やしたい大学」の1位にランキングされた。また、令和元年度と同調査においては「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」の18位にランキングされ、エリア別ランキングで見ると、北海道・東北エリアにおいて、東北大学・北海道大学に次ぐ第3位にランキングされた。	6-8-A-01 (00) 採用を増やしたい大学で第1位にランキング 6-8-A-02 (00) 企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキングで第18位に		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】 活動取組6-8-Aについて、日本経済新聞社と日経HRが実施している大学イメージ調査において「採用を増やしたい大学」の1位（平成29年度）及び「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査総合ランキング」（令和元年度）の18位にランキング（エリア別ランキングで見ると、北海道・東北エリアにおいて、東北大学・北海道大学に次ぐ第3位）されており、採用する企業側の本学学生への期待感が高いことがわかる結果となった。			
【改善を要する事項】 該当なし			